

地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット

令和4年3月 国土交通省 総合政策局 地域交通課

① 地域公共交通計画と補助制度の連動化について

国土交通省では、地域公共交通の維持に対する支援として、乗合バスの運行費等に対し、「地域公共交通確保維持事業」に基づき、交通事業者等へ支援を行っているところです。これまでの補助制度では、補助要件として地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）の作成や、同計画における補助系統の位置付け等を求めていませんでしたが、真に公的負担により確保・維持が必要な系統等に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法と呼びます）」の改正と合わせる形で、**地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）**を行いました。

今後、補助事業の活用のためには、**補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性等**について、原則、**補助系統が跨がる全ての市町村の地域公共交通計画又は都道府県の地域公共交通計画に記載が必要であり、活性化再生法に基づく協議会等（以下、法定協議会と呼びます）において協議がなされる必要があります**。特に、**幹線系統については都道府県の計画への位置付けも想定しており、今後は都道府県による計画作成も重要となります**。

また、これまで補助事業を活用する際に国土交通省に提出していた「生活交通確保維持改善計画」で位置付けられてきた補助系統に関する事項のうち、上記のような地域公共交通計画の「本体」に位置付ける事項以外については、**計画の「別紙」として提出することとなりました**。別紙についても、地域公共交通計画の一部として、法定協議会における協議の手続等を経る必要があります。

※計画本体に位置付ける事項(①)及び計画の別紙として提出する事項(②)については、下図をご参照ください。

※なお、本制度の経過措置期間は**令和6年事業年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日）**までであり、経過措置期間終了後に、補助対象系統等を位置付けた地域公共交通計画がない場合には、**補助対象外**となります。ただし、乗用タクシーによる運行に対する補助については、経過措置はありません（地域公共交通計画の作成が必須です）。

本パンフレットは、地方公共団体職員の皆様や交通事業者の皆様が、今後、計画と連動化した補助事業の活用を検討する上で参考になる情報を取りまとめたものであり、補助系統等の計画への位置付け等、具体的実務に少しでもお役に立てると幸いです。



補助制度の概要については、以下の国土交通省WEBページ内で紹介していますので、併せてご確認ください。

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

これまでの補助制度

生活交通確保維持改善計画の記載事項

- ・ 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- ・ 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
- ・ 目標を達成するために行う事業及び実施主体
- ・ 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
- ・ 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- ・ 補助を受けようとする手続に係る利用状況等の継続的な測定手法
- ・ 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（幹線系統のみ）
- ・ 車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- ・ その他、詳細な事項

地域公共交通計画と連動した補助制度

①地域公共交通計画「本体」に位置付ける事項

- ・ 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割
- ・ 上記の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- ・ 補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- ・ 地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法※
（※令和2年活性化再生法改正により努力義務化）

内容の整合

②地域公共交通計画「別紙」として提出する事項（毎年度提出）

- ・ 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- ・ 補助系統の概要及び運送予定者
- ・ 補助系統に関する定量的な目標・効果およびその評価手法・測定方法
- ・ 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- ・ 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（幹線系統のみ）
- ・ 車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- ・ その他、詳細な事項

毎年度、国が地域公共交通計画（補助関連部分＋別紙）を認定。
事業実施後、事業評価（自己評価・国による評価）を実施。

② 地域公共交通計画(本体)の記載イメージ

補助事業の認定申請については、地域公共交通計画(本体)において、補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等について設定する必要があります。これまでの補助計画のように補助事業についてのみ記載するのではなく、**地域公共交通計画の各記載事項の中に溶け込ませた形で記載**する必要があります。

ここでは、地域公共交通計画(本体)での記載イメージを紹介します。**チェックポイント**  に留意して作成してみましょう。

～ 記載イメージ：「××市地域公共交通計画」において補助系統を位置付ける場合 ～

法定の記載事項における補助関連の記載事項

地域公共交通計画における法定の記載事項	補助関連の記載事項	
①基本的な方針 ・地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、取組の方向性を記載	補助系統について、公共交通の将来像や取組の方向性の中で位置付けるべき事項があれば記載(幹線・支線の将来像や、コミュニティバス・デマンド交通等に係る取組の方向性などを記載することを想定)	Step 1 Step 2
②区域 ・住民の通勤、通学、買い物といった日常生活に関して形成される交通圏を基本として設定	補助系統を含めるよう区域を設定。その際、幹線とフィーダーの位置付けや役割を明示	Step 1
③目標 ・定量的な目標(利用者数、収支、行政負担額等)を設定し、データに基づくPDCAを強化	地域公共交通全体の定量的な目標・数値指標・目標値を設定(個別の補助系統に関する目標は別紙に記載)	Step 4
④目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ・地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、取組の方向性を記載	補助系統を明示するとともに、それぞれの事業内容や実施主体について記載。あわせて、車両の更新などの事業の方向性を記載	Step 3
⑤計画の達成状況の評価 ・事業実施後、設定した具体的な目標に基づき、適切にPDCAを運用するための評価方法等について記載	地域公共交通計画全体の定量的な目標に関する評価手法等について記載(個別の補助系統の目標に関する評価手法等は別紙に記載)	Step 4

※上記はあくまでも例示です。

補助系統を計画本体に位置付ける際のイメージ

Step 1 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割について整理しましょう

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統(補助系統)の地域の公共交通における位置付け・役割について、表・地図を使って分かりやすく整理しましょう。

Check!  **系統の記載**
表内の系統名は図と整合させて記載してください。

Check!  **取組の方向性の記載**
幹線・フィーダーの将来像や、コミュニティバス・デマンド交通等に係る取組の方向性などを記載してください。

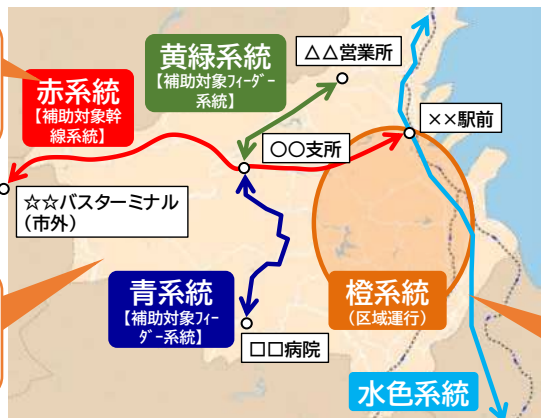
<表での整理イメージ>

位置付け	系統	役割	確保・維持策
広域幹線	各鉄道路線	都市拠点から市外への広域交通を担う。	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
地域内幹線	乗合バス 水色系統 乗合バス 赤系統	××駅を発着地として、市内並びに隣接市の各拠点を連絡する。	地域公共交通確保維持事業(幹線補助)を活用し持続可能な運行
支線	乗合タクシー(区域運行) 橙系統 乗合バス 青系統、黄緑系統	市内各地域を運行し、軸となる幹線や地域拠点に接続する。	交通事業者と連携した取組により一定以上の需要を確保 地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用し持続可能な運行を目指す

<地図での整理イメージ>

Check!  **補助系統の位置**
計画区域内での補助系統(幹線・フィーダー)の位置を地図内で明示してください。

Check!  **計画区域の設定**
補助系統を含めるよう区域が設定されていることを確認してください。



Check!  **確保・維持策の記載**
補助系統以外も含めた地域公共交通全体のあらましが分かるように記載した上で、補助系統をわかりやすく明示してください。

Check!  **ネットワークの全体像**
補助系統以外も含めて、地域公共交通ネットワークが分かるような概要図を掲載してください。

Step 2 地域公共交通確保維持事業の必要性を記載しましょう

Step 1 で整理した位置付け等を踏まえ、対象地域における補助事業の必要性について記載しましょう。

<説明イメージ>

- ・ **赤系統**は、XX市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。起終点の××駅前並びに☆☆バスターミナル、経由地である〇〇支所では、他モードや地域内交通と連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
- ・ **青系統**は、地域拠点である〇〇支所から周辺部の居住地や、□□病院等の生活必需施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っており、また、〇〇支所では赤系統への接続により広域への移動も可能とするなど、赤系統を補完する欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
- ・ **黄緑系統**は、地域拠点である〇〇支所から…(以下略)

Check! 補助事業の必要性

地域の公共交通ネットワークにおける各補助系統の機能や役割を文章で具体的に記載してください。

Step 3 補助系統に係る事業及び実施主体の概要を整理しましょう

補助系統を含む地域公共交通の事業及び実施主体の概要について、表などを使って整理しましょう。

Check! **整理対象の事業**
補助系統以外も含め、全体の事業内容や事業区分等を記載してください。

Check! **実施主体の記載**
主体が行政なのか交通事業者なのかは必ず明記してください。

Check! **補助系統の記載**
補助系統を明示してください。

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
赤系統	××駅前	〇〇支所	☆☆BT	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
青系統	〇〇支所		□□病院	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	フィーダー補助
橙系統	◇◇地区内			4条乗合	区域運行	XX市(運行は交通事業者に委託)	なし
...							

Check! **車両購入費補助に関する記載**
車両購入費補助の活用を見込む場合は、その旨、記載してください。

Step 4 地域公共交通全体の定量的な目標・効果とその評価手法を整理しましょう

地域が自らの目指す方向性に合わせて、具体的な数値指標・目標値を設定します。加えて、各数値指標の評価方法についても記載してください。なお、「標準指標」である地域公共交通の利用者数や収支状況、当該地域公共交通に投じられる公的負担額などの目標・効果は、特に補助事業を活用する場合には、必ず全ての計画において設定してください。

目標	数値指標	データ取得方法	現況値(R元年度)	目標値(R6年度)
交通事業者との連携強化による路線の維持・改善	市内路線バスの年間利用者数	バス事業者保有の乗降データにより毎年計測	50,000千人/年	55,000千人/年
	青系統の年間利用者数		2,000千人/年	2,100千人/年
市民の外出機会の創出	市民における路線バスの利用率	市民意識調査により毎年計測	40%	45%
地域全体で支える持続可能な公共交通	公共交通に係る市の財政負担額	普通会計決算より毎年整理	3,700万円/年	3,800万円/年
	市内路線バスの収支差	事業者報告書、決算報告書等の資料から毎年計測	▲4,500万円/年	▲4,000万円/年
...				

Check! **数値指標・目標値**
地域公共交通計画全体の定量的な目標を設定してください。

Check! **個別系統の目標**
基本的に、個別の補助系統に関する目標・評価手法等は別紙に記載してください。ただし、特に重要な系統については、個別の補助系統に関する目標を本体に記載しても構いません。

Check! **単位について**
利用者1人当たり又は住民1人当たりでも差し支えありません。

Check! **収支について**
収支については、収支率でも差し支えありません。

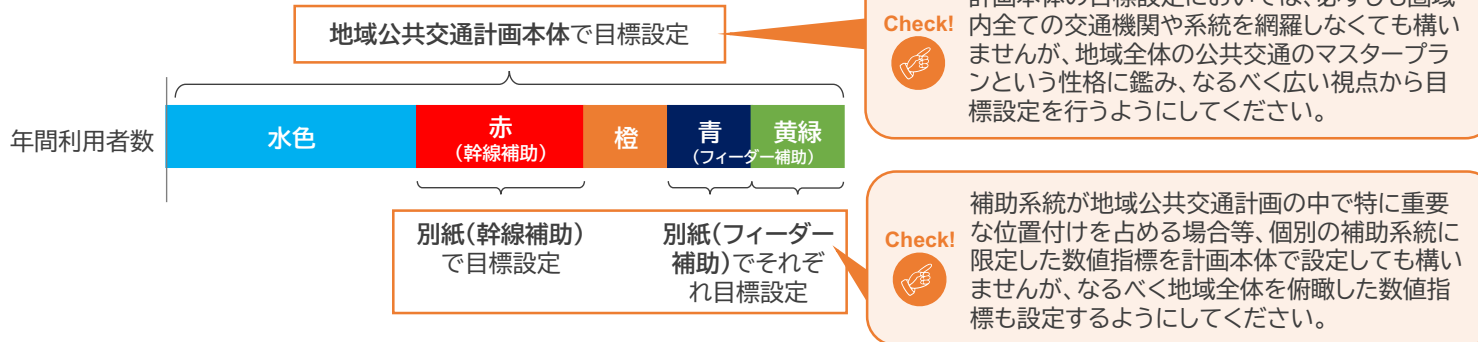
Check! **データ取得手法**
具体的なデータ取得方法について記載してください。

運行系統ごとの目標と結びついた計画全体の目標の設定について

Step 1 「計画全体の目標」と「運行系統ごとの目標」の違いを理解しましょう

地域公共交通計画本体に記載する「計画全体の目標」と、別紙に記載する「運行系統ごとの目標」の違いについて理解しましょう。

<例:年間利用者数を設定する場合>



Step 2 運行系統ごとの目標と結びついた計画全体の目標を設定しましょう

地域公共交通計画本体に記載する「計画全体の目標」と別紙に記載する「運行系統ごとの目標」が矛盾なく結びつくように、以下の3つのポイントに留意して目標・数値指標・目標値を設定しましょう。

本体と別紙の目標設定における整合を図るための3つのポイント

①数値指標を揃えましょう

本体と別紙で数値指標は整合していますか？集計単位も含めて確認しましょう。

×整合していない例

- ✓ 本体では「収支差」を設定しているが、別紙では「収支率」を設定している。
- ✓ 本体では「住民1人当たりの公的資金投入額」を設定しているが、別紙では「利用者1人当たりの公的資金投入額」を設定している。

②データ・評価手法を揃えましょう

数値指標を算出するためのデータや評価手法は両者で整合していますか？

×整合していない例

- ✓ 本体では「ICカードデータ」を使って、別紙では「交通事業者による輸送実績データ」から年間利用者数を計測している。
- ✓ 本体と別紙で収支算出時の収入・支出の費目が整合していない。

③目標設定のコンセプトを揃えましょう

全体の目標値と個別の補助系統の目標値の設定のコンセプトは整合していますか？

×整合していない例

- ✓ 本体では「利用者数を現状維持」と設定しているが、補助系統を含む個別系統の将来予測値の積み上げが「10%減」になっている。
- ✓ 本体では公的資金投入額を大きく縮減の方針を掲げているが、別紙では全く意識されていない。

? 評価に当たってのデータの「集計期間」について

別紙(補助事業)の年度区切り(10月～9月)と計画本体の年度区切りが異なる場合(例えば、計画本体について4月～3月で年度を区切っている場合)は、本体と別紙で評価時の数値指標の集計期間が異なるケースもあります。

両者で集計期間が異なることで、補助事業と計画運用の自己評価結果(数値)が変わることについては問題ありませんが、両者の集計期間の違いについては、評価に関係する方々同士で認識を共有するようにしましょう。

? 目標設定の「コンセプト」とは??

例えば、補助系統については公的資金を重点的に投入する一方で、補助系統以外で効率化を図り、地域全体では公的資金を現状維持することを目標に掲げるケースでは、「補助系統単体で見たとき(別紙):公的資金が増加する」と「地域の公共交通全体で見たとき(本体):公的資金を現状維持する」のように、両者で目標値の考え方が異なって見える場合もあります。

ここで重要なのは、「目標値設定のコンセプト」が本体と別紙で整合しているかどうかを確認することです。上記のケースでは、「採算路線の効率性を高め、不採算路線の維持確保を図る」というコンセプトが両者で共通しているため、問題ありません。

Step 3 評価においても、「全体」を見ながら「個別系統」を議論しましょう

評価に当たっては、補助系統だけに着目するのではなく、地域公共交通全体を対象として議論しましょう。補助事業を活用することが、地域公共交通計画に基づくその他全ての事業の効率的な実施や、地域公共交通ネットワークをより良いものとすることに役立っているかどうかという観点から評価を行うことが重要です。

また、「目標を達成したか否か」だけに着目するのではなく、現在の結果に至る経緯を明らかにすることにより、今後改善すべき点についてより具体的に評価を行うことが重要です。自治体・協議会の取組すべてを対象として、広い視野のもとで議論しましょう。

計画別紙の評価結果については、毎年度国に報告する必要があります。なお、自己評価結果は協議会の取組みを広く様々な関係者に紹介するために活用できるものですので、記載内容は分かりやすく簡潔に整理しましょう。

③ 計画の作成主体について

幹線補助は、幹線沿線の市町村(単独・複数)が作成する地域公共交通計画又は、都道府県が作成する広域的な地域公共交通計画に位置付けることを想定しています。フィーダー補助は、主に市町村単位で作成される地域公共交通計画に位置付けることを想定しています。

幹線

作成主体:都道府県又は市町村

- 地域公共交通計画に幹線補助を位置付ける場合、計画の作成主体は以下の3パターンを想定。
 - ① 幹線沿線の単独市町村が個々に計画作成
※当該幹線沿線の全ての市町村で計画を作成する必要あり
 - ② 幹線沿線の複数市町村が共同して計画作成
 - ③ 都道府県による広域(都道府県全域又はブロックごと)での計画作成
- 地域の公共交通における幹線の位置付け等を地域公共交通計画に記載。

フィーダー

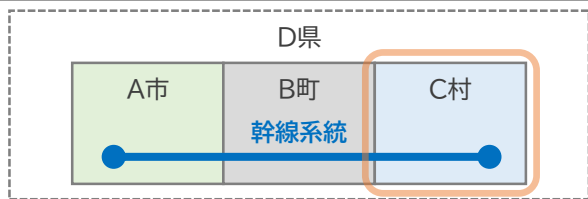
作成主体:市町村

- 地域公共交通計画にフィーダー補助を位置付ける場合、基本的には市町村が計画作成することを想定。
- 地域の公共交通におけるフィーダーの位置付け等を地域公共交通計画に記載。

④ 補助系統が複数市町村に跨がる場合の計画作成主体について

複数市町村に跨がる幹線補助又はフィーダー補助を地域公共交通計画に位置付ける場合の地域公共交通計画の作成主体と補助計画認定申請の基本的な考え方は以下のとおりです。いずれのケースにおいても、関係する市町村同士での密な連携のもとで進めるようにしましょう。また、都道府県によるリーダーシップや連携支援も重要なポイントです。

幹線



現状

- D県が生活交通確保維持改善計画(幹線)を作成し、認定を受けている。
- A市・B町は地域公共交通計画作成済み。
- C村は地域公共交通計画未作成。

今後

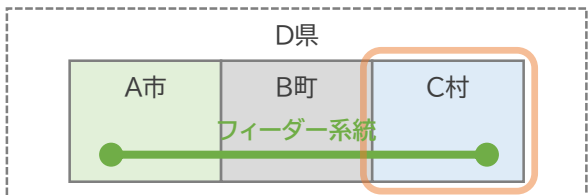
方法①

- D県が地域公共交通計画を作成し、引き続き幹線補助の計画認定を受ける。

方法②

- D県が地域公共交通計画を作成しない場合、A市・B町・C村が共同して地域公共交通計画を作成するか、各市町村それぞれが作成する(後者については、C村が地域公共交通計画を作成しない場合、全区間が補助対象外となる)。
- 地域公共交通計画を作成した上で、毎年の幹線補助計画認定申請も各市町村の法定協議会で行う(複数市町村が共同して作成した場合は作成した法定協議会が申請を行う)。

フィーダー



現状

- A市・B町・C村が共同して運行委託している系統であり、A市・B町・C村がそれぞれ生活交通確保維持改善計画(フィーダー)を作成し、認定を受けている。
- A市・B町は地域公共交通計画作成済み。
- C村は地域公共交通計画未作成。

今後

方法

- A市・B町・C村が共同して地域公共交通計画を作成するか、各市町村それぞれが作成する(後者については、C村が地域公共交通計画を作成しない場合、全区間が補助対象外となる)。
- 地域公共交通計画を作成した上で、毎年のフィーダー補助計画認定申請も各市町村の法定協議会で行う(複数市町村が共同して作成した場合は作成した法定協議会が申請を行う)。

【参考】都道府県の役割について ～「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針 七1(2)」より～

市町村から広域的な地域公共交通計画の作成に係る要請があったときは、都道府県は、当該地域公共交通計画の取組が当該都道府県内の移動における幹線交通の充実や複数市町村に跨がる移動の確保に資すると判断した場合などには、積極的に計画作成参画することが望ましい。

⑤ 複数市町村に跨がる場合の例外について

補助系統の一部沿線市町村において、補助系統を地域公共交通計画に位置付けていない(又は地域公共交通計画を未作成の)場合であっても、**当該市町村の区間が補助対象外**となっている場合、**当該市町村が補助系統に係る費用負担を行っていない場合、当該市町村の住民の利用実態がない場合等**、当該市町村の計画に補助系統を位置付ける必要がない**合理的な理由を補助を受けようとする地方公共団体の計画(本体・別紙いずれか)において示す**必要があります。

⑥ 補助金執行について

	現行		法定計画(地域公共交通計画)の有無	経過措置期間 (～令和6年事業年度)		経過措置期間終了後 (令和7年事業年度～)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
幹線	生活交通確保維持改善計画(幹線) ※主に県単位	乗合事業者 又は 都道府県・市町村法定協議会	都道府県法定計画あり	都道府県法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者	都道府県法定計画	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	市町村法定協議会 又は 乗合事業者	市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(幹線)	乗合事業者	補助対象外	
フィーダー	生活交通確保維持改善計画(フィーダー) ※主に市町村単位	乗合事業者、 自家用有償旅客運送者 又は 市町村法定協議会	都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(フィーダー)	市町村法定協議会 又は 乗合事業者等	市町村法定計画	市町村法定協議会
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(フィーダー)	乗合事業者等	補助対象外	

※補助系統を位置付けるべき地域公共交通計画の作成主体等について、悩まれる場合はお近くの地方運輸局・運輸支局にご相談ください。

● 新制度での申請に当たり準備が必要なもの

今後は、原則として**法定協議会(幹線補助については乗合バス事業者又は法定協議会)に対して補助を行うこと**になりますので、これまでに説明した地域公共交通計画への記載のほか、以下の確認・変更が必要です。なお、準備に当たっては、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き【詳細編】」も併せてご参照ください。

- ・協議会財務規程の制定
- ・協議会口座の準備
- ・協議会規約の見直し
- ・協議会の構成要員が要件を満たしているかの確認※ 等

※活性化再生法及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱いずれの要件も満たす必要があります

● 経過措置について

令和6年事業年度までは、経過措置により従前の生活交通確保維持改善計画による認定を受けることが可能ですが、**令和7年事業年度以降は、補助事業の活用においては地域公共交通計画の作成が必須**となる点に注意しましょう。

地域公共交通計画(旧:網形成計画)を**作成していない**地方公共団体

- ・経過措置の**令和6年事業年度(令和5年10月1日～令和6年9月30日事業分)**の認定申請の提出期限までに、**地域公共交通計画を作成**しましょう。

地域公共交通計画(旧:網形成計画)を**作成している**地方公共団体

- ・改正前の生活交通確保維持改善計画を適用できるのは、**令和6年事業年度まで**です。

Q & A

よくある質問について

Q 地域公共交通計画本体の目標設定において、地域公共交通確保維持事業とは関係ない路線バスや鉄道も含めて「利用者数、収支、公的資金投入額」に関する目標値の記載が必要でしょうか？

A 地域公共交通計画本体には、補助系統のみならず、他の路線や交通手段も位置付けることが望ましいです

計画本体の目標設定においては、地域全体の公共交通のマスタープランという性格に鑑み、地域公共交通サービスに係る路線・交通手段全てを含めて記載することが望ましいです。なお、別紙については補助系統についてのみ記載されていればよいです。

Q 地域公共交通計画作成後に補助系統が増えた場合は、その都度、計画本体についても改正しなければならないのでしょうか？

A 都度改正が必要です

地域公共交通計画に基づいて補助が行われますので、計画内容に変更があった場合は、都度、計画本体についても改正してください。

Q これまでは補助要綱に基づく協議会を設置し、生活交通確保維持改善計画の申請を行ってきましたが、同協議会は活性化再生法に基づく法定協議会のメンバー構成の条件を満たしていません。今後の申請に当たってはどうすればよいのでしょうか。

A 法定協議会の設置・協議が必要です

活性化再生法に基づく法定協議会を設置し、法定協議会での協議のもとで申請する必要があります。なお、現行の協議会を法定協議会の下部組織（部会等）に位置付け、現行協議会のメンバーで議論した上で法定協議会に報告する形式でも構いません。

Q 補助系統が複数市町村に跨っており、一部補助対象外の区間も含まれるのですが、補助系統の全体を沿線全ての市町村の地域公共交通計画に位置付ける必要があるのでしょうか？

A 基本的には全ての市町村で地域公共交通計画に位置付けることが望ましいですが、例外もあります

今般の法改正・要綱改正の趣旨に鑑みると、補助系統の全体を地域公共交通計画に位置付けることが望ましいですが、補助系統のうち、現在補助対象外となっている区間が存在する場合については、補助対象外となっている区間を当該地方公共団体の計画に位置付けない合理的な理由が示せる場合は、例外を認める場合もあります。判断に迷う場合は、お近くの地方運輸局・運輸支局に相談してください。

Q 複数市町村を跨ぐ補助系統に関して、複数市町村がそれぞれ個別に地域公共交通計画で位置付ける場合、目標の設定はどのように行うべきでしょうか。

A 市町村間で連携の上、数値指標や目標値の整合を図るようにしてください

数値指標・目標値の設定に当たっては、市町村間で連携し、標準指標に関してはそれぞれ共通して設置し、コンセプトの整合を図ったうえで目標値の設定を行ってください。その上で、各市町村の地域課題に鑑み、独自の数値指標を標準指標に追加して評価することについては問題ありません。

i

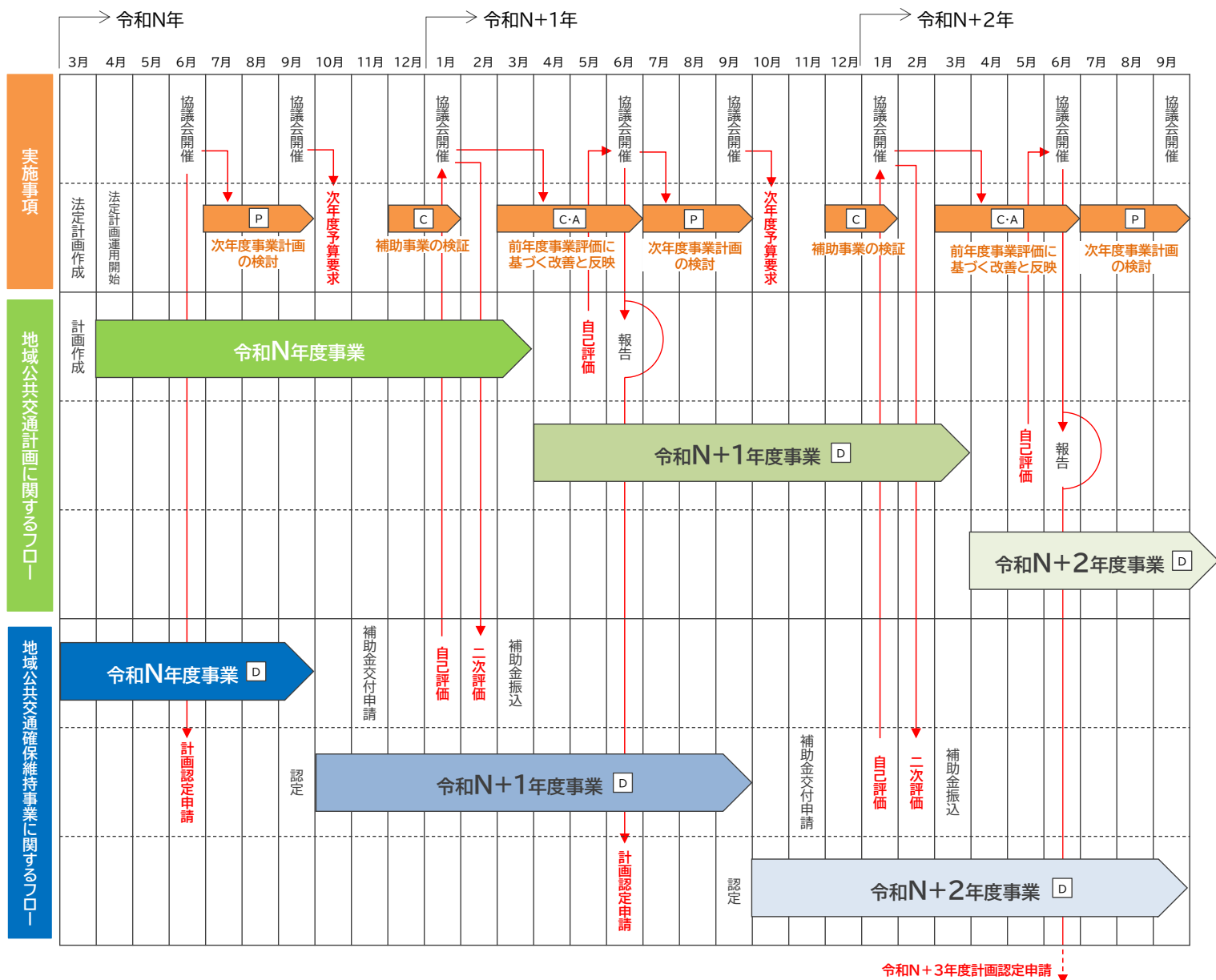
国土交通省では、地域公共交通計画等の作成に当たり、計画の作成手順、考え方を示した「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」を作成しています。

特に、初めての地域公共交通計画で何から手を付けてよいか分からない方や、公共交通専任の担当者が少数又は担当者不在の地方公共団体の職員にとって、地域公共交通計画を作成する上で踏まえるべきポイントを明確にし、真に検討すべき事項を明らかにするよう、手引きがまとめられています。

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html



地域公共交通計画と補助制度の連動化に伴うPDCAサイクルのイメージ



お問い合わせ窓口

ご不明な点は、気軽にお近くの地方運輸局・運輸支局にご相談ください。活用可能な国の補助制度や必要となる法律上の手続、技術支援など、総合的にアドバイスします。

○国土交通省総合政策局地域交通課

TEL: 03-5253-8987

○北海道運輸局交通政策部交通企画課

TEL: 011-290-2721

○近畿運輸局交通政策部交通企画課

TEL: 06-6949-6409

○東北運輸局交通政策部交通企画課

TEL: 022-791-7507

○中国運輸局交通政策部交通企画課

TEL: 082-228-3495

○関東運輸局交通政策部交通企画課

TEL: 045-211-7209

○四国運輸局交通政策部交通企画課

TEL: 087-802-6725

○北陸信越運輸局交通政策部交通企画課

TEL: 025-285-9151

○九州運輸局交通政策部交通企画課

TEL: 092-472-2315

○中部運輸局交通政策部交通企画課

TEL: 052-952-8006

○沖縄総合事務局運輸部企画室

TEL: 098-866-1812



※各運輸支局については企画調整担当又は輸送・監査担当までお問い合わせください

第2次津市地域公共交通網形成計画（改定案）新旧対照表

頁	改定前	改定後
1	第1章 はじめに 1. 計画策定の背景・目的 近年、人口減少及び少子高齢化、モータリゼーションの進展等によって公共交通の需要が低下したことにより、公共交通の利用者は全国的に減少傾向が続いており、鉄道や路線バスの廃止等によるサービス水準の低下及び公共交通を担う民間事業者の経営悪化といった悪循環が社会問題となっています。 このような中、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべく、平成25年12月に「交通政策基本法」が施行され、交通に関する基本理念及び基本事項並びに国及び地方公共団体の責務等が定められました。 また、同法の理念に基づき、地方公共団体が中心となってまちづくりと連携した公共交通ネットワークを再構築するため、平成26年5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地方公共団体が「地域公共交通網形成計画」を作成することができるようになりました。 平成18年1月に10市町村の合併により誕生した津市においては、旧市町村が独自に実施していた各種バス事業を引き継いで実施していましたが、平成21年12月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく『津市地域公共交通総合連携計画』を策定し、平成22年4月にこれらのバス事業を『津市コミュニティバス』として再編しました（3年間の実証運行期間を経て平成25年4月に本格運行へ移行）。 また、平成27年3月に『（第1次）津市地域公共交通網形成計画』を策定し、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成に努めてきましたが、津市においても公共交通を取り巻く環境は厳しく、特に路線バスにおいては利用者の減少や運転手不足による運行本数の減少が続いています。 本計画は、令和2年3月をもって『（第1次）津市地域公共交通網形成計画』の計画期間が満了することから、このような状況下において津市が持続的に発展し、安心して暮らせるまちであり続けるために、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応し、市民の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、機能的かつ効率的な公共交通網を整備していくために策定するものです。	第1章 はじめに 1.計画策定（改定）の背景・目的 近年、人口減少及び少子高齢化、モータリゼーションの進展等によって公共交通の需要が低下したことにより、公共交通の利用者は全国的に減少傾向が続いており、鉄道や路線バスの廃止等によるサービス水準の低下及び公共交通を担う民間事業者の経営悪化といった悪循環が社会問題となっています。 このような中、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべく、平成25年12月に「交通政策基本法」が施行され、交通に関する基本理念及び基本事項並びに国及び地方公共団体の責務等が定められました。 また、同法の理念に基づき、地方公共団体が中心となってまちづくりと連携した公共交通ネットワークを再構築するため、平成26年5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地方公共団体が「地域公共交通網形成計画」を作成することができるようになりました。 平成18年1月に10市町村の合併により誕生した津市においては、旧市町村が独自に実施していた各種バス事業を引き継いで実施していましたが、平成21年12月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく『津市地域公共交通総合連携計画』を策定し、平成22年4月にこれらのバス事業を『津市コミュニティバス』として再編しました（3年間の実証運行期間を経て平成25年4月に本格運行へ移行）。 また、平成27年3月に『（第1次）津市地域公共交通網形成計画』を策定し、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成に努めてきましたが、津市においても公共交通を取り巻く環境は厳しく、特に路線バスにおいては利用者の減少や運転手不足による運行本数の減少が続いています。 本計画は、令和2年3月をもって『（第1次）津市地域公共交通網形成計画』の計画期間が満了することから、このような状況下において津市が持続的に発展し、安心して暮らせるまちであり続けるために、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応し、市民の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、機能的かつ効率的な公共交通網を整備していくために<u>令和2年3月に策定しました。</u> <u>令和2年11月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に合わせ、計画制度と補助制度の連動化が行われたため、当該連動化に対応した必要事項の追記等を行った上で、改定するものです。</u>

第2章 津市の現状

1.地勢

津市は、三重県の中央部に位置しており、北は鈴鹿市及び亀山市、西は伊賀市、名張市及び奈良県、南は松阪市と接し、東は伊勢湾を臨んでいます。

東部は伊勢平野の一部を形成する海岸平野、中部は標高 30～50mの丘陵地や台地、西境沿いには 700～800mの山々が連なり、多様な自然を形成しています。

平成 18 年 1 月 1 日に、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の 10 市町村が合併して誕生しており、711.19km²と三重県で最も広い面積を有しています。

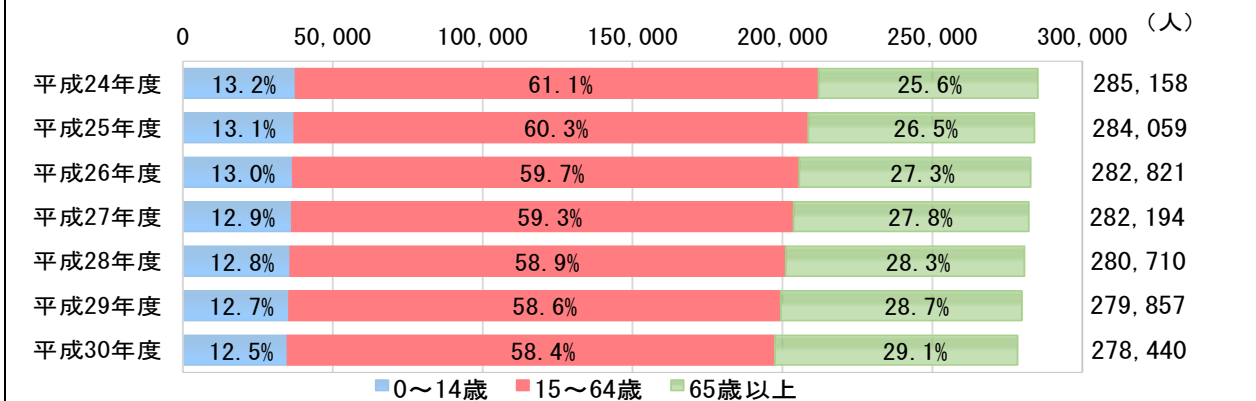


図 2-1 位置図

2.人口

津市の総人口は、平成 18 年 1 月の誕生以降減少していますが、平成 30 年度末で 278,440 人で、三重県の市町では四日市市に次いで多くなっています。

生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（15 歳未満）共に減少しており、生産年齢人口は、平成 24 年度末には 61.1%であったものが、平成 30 年度末には 58.4%に減少しています。



※各年度末（3月31日）の人口（外国人を含む）
（出典：住民基本台帳）

図 2-2 津市の年齢 3 区分別人口の推移

第2章 津市の現状

1.地勢

津市は、三重県の中央部に位置しており、北は鈴鹿市及び亀山市、西は伊賀市、名張市及び奈良県、南は松阪市と接し、東は伊勢湾を臨んでいます。

東部は伊勢平野の一部を形成する海岸平野、中部は標高 30～50mの丘陵地や台地、西境沿いには 700～800mの山々が連なり、多様な自然を形成しています。

平成 18 年 1 月 1 日に、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の 10 市町村が合併して誕生しており、711.18km²と三重県で最も広い面積を有しています。

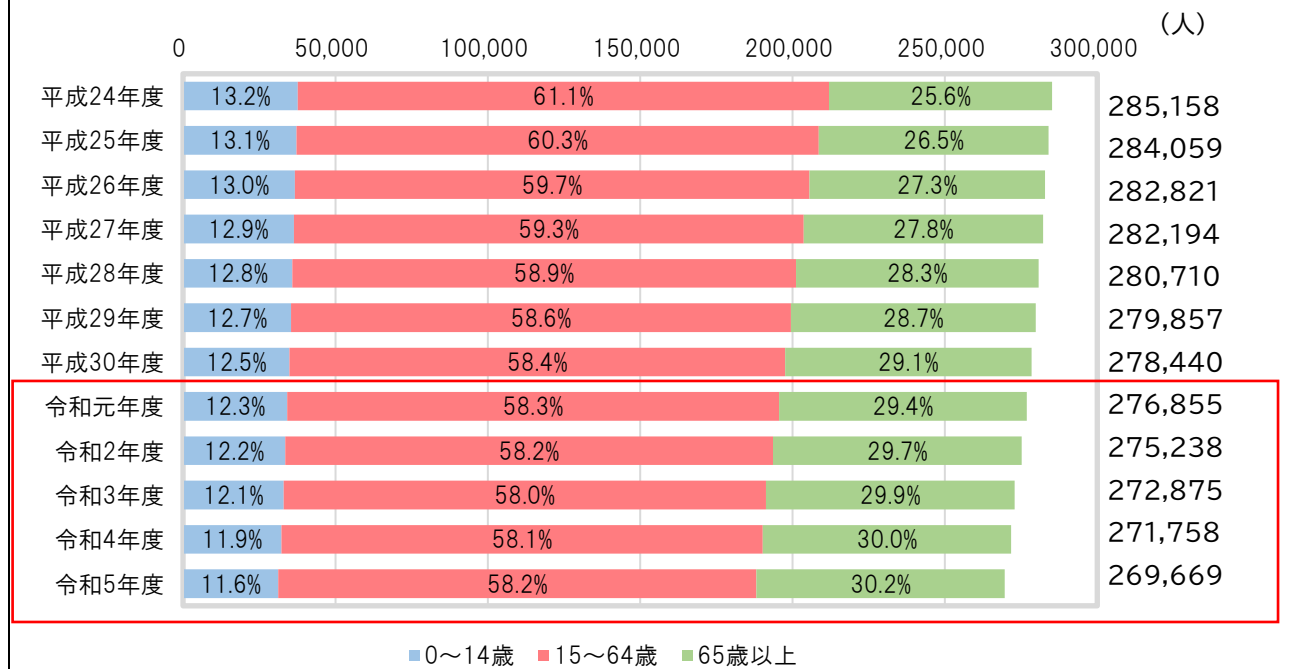


図 2-1 位置図

2.人口

津市の総人口は、平成 18 年 1 月の誕生以降減少していますが、令和 5 年度末で 269,669 人で、三重県の市町では四日市市に次いで多くなっています。

生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（15 歳未満）共に減少しており、生産年齢人口は、平成 24 年度末には 61.1%であったものが、令和 5 年度末には 58.2%に減少しています。



0～14歳 15～64歳 65歳以上

※各年度末（3月31日）の人口（外国人を含む）
（出典：住民基本台帳）

図 2-2 津市の年齢 3 区分別人口の推移

6 (2) 乗合バス

津市のバス交通には、民間事業者が運行する「高速路線バス」及び「一般路線バス」、津市が運営する「自主運行バス（廃止代替バス）」及び「津市コミュニティバス」、NPO 法人が運営する「ぐるっと・つーバス」並びに地域住民が主体となり運行する「地域住民運営主体型コミュニティ交通」があります。

なお、「自主運行バス（廃止代替バス）」については、収支の悪化等により廃止となった「一般路線バス」を津市が「一般路線バス」と同じ運行形態で運行しているものであることから、本計画においては、特に区別が必要な場合を除き「一般路線バス」として取り扱います。

また、「津市コミュニティバス」と「ぐるっと・つーバス」を合わせて「コミュニティバス等」として取り扱います。

表 3-1 乗合バスの種類

種類		運営主体
高速路線バス		民間事業者
一般路線バス	一般路線バス	
	自主運行バス（廃止代替バス）	津市
コミュニティバス等	津市コミュニティバス	
	ぐるっと・つーバス	NPO法人
地域住民運営主体型コミュニティ交通		地域住民

ア 高速路線バス

津市における高速路線バスは、三重交通を中心に民間事業者により運行されています。

【行先】仙台市、さいたま市（大宮）、東京 23 区（東京駅、池袋、新宿）、立川市、横浜市、浦安市（東京ディズニーランド）、金沢市、富山市、京都市、伊勢市、鳥羽市

イ 一般路線バス

津市における一般路線バスは、全て三重交通が運行しており、津駅、津新町駅、久居駅といった主要な鉄道駅を発着又は経由する路線が主体で、東部の伊勢湾岸沿いに網目状に路線網が存在するほか、主要な鉄道駅と総合支所所在地等とを結んでいます。

なお、一部、津市と隣接自治体（亀山市、鈴鹿市、松阪市、名張市、奈良県御杖村）とを結ぶ路線も存在します。

ウ コミュニティバス等

津市は、旧市町村単位の 10 の地域で構成されており、「津市コミュニティバス」は津地域及び香良洲地域を除いた 8 地域、「ぐるっと・つーバス」は津地域で運行しています。

なお、津市コミュニティバスは地域ごとにルートを設定して運行しており、「（第 1 次）津市地域公共交通網形成計画」では、地域ごとの運行形態に応じて以下のとおり 3 つに類型化しています。

(2) 乗合バス

津市のバス交通には、民間事業者が運行する「高速路線バス」及び「一般路線バス」、津市が運営する「自主運行バス（廃止代替バス）」及び「津市コミュニティバス」、NPO 法人が運営する「ぐるっと・つーバス」並びに地域住民が主体となり運行する「地域住民運営主体型コミュニティ交通」があります。

なお、「自主運行バス（廃止代替バス）」については、収支の悪化等により廃止となった「一般路線バス」を津市が「一般路線バス」と同じ運行形態で運行しているものであることから、本計画においては、特に区別が必要な場合を除き「一般路線バス」として取り扱います。

また、「津市コミュニティバス」と「ぐるっと・つーバス」を合わせて「コミュニティバス等」として取り扱います。

表 3-1 乗合バスの種類

種類		運営主体
高速路線バス		民間事業者
一般路線バス	一般路線バス	
	自主運行バス（廃止代替バス）	津市
コミュニティバス等	津市コミュニティバス	
	ぐるっと・つーバス	NPO法人
地域住民運営主体型コミュニティ交通		地域住民

ア 高速路線バス

津市における高速路線バスは、三重交通を中心に民間事業者により運行されています。

【行先】宮城県（仙台市、名取市）、さいたま市（大宮）、東京 23 区（東京駅、池袋、新宿、羽田空港）、立川市、横浜市、浦安市（東京ディズニーランド）、船橋市、金沢市、富山県（高岡市、富山市）、京都市、伊勢市、鳥羽市

イ 一般路線バス

津市における一般路線バスは、全て三重交通が運行しており、津駅、津新町駅、久居駅といった主要な鉄道駅を発着又は経由する路線が主体で、東部の伊勢湾岸沿いに網目状に路線網が存在するほか、主要な鉄道駅と総合支所所在地等とを結んでいます。

なお、一部、津市と隣接自治体（亀山市、鈴鹿市、松阪市、名張市、奈良県御杖村）とを結ぶ路線も存在します。

ウ コミュニティバス等

津市は、旧市町村単位の 10 の地域で構成されており、「津市コミュニティバス」は津地域及び香良洲地域を除いた 8 地域（一部路線で津地域へ乗り入れ）、「ぐるっと・つーバス」は津地域で運行しています。

なお、津市コミュニティバスは地域ごとにルートを設定して運行しており、「（第 1 次）津市地域公共交通網形成計画」では、地域ごとの運行形態に応じて以下のとおり 3 つに類型化

民間補完型：民間バス路線がカバーしていない場所の補完（週 1～2 日運行）
 福祉目的型：移動制約者の生活交通の確保（週 3～4 日運行）
 生活基盤型：上記に加えて、小中高生の通学に利用（毎日もしくは全平日運行）

エ 地域住民運営主体型コミュニティ交通

津市内では、一般路線バス及びコミュニティバス等が運行していない地域において、地域住民が運営主体となって交通手段を確保しており、平成 31 年 4 月現在、3 か所にて運行しています。

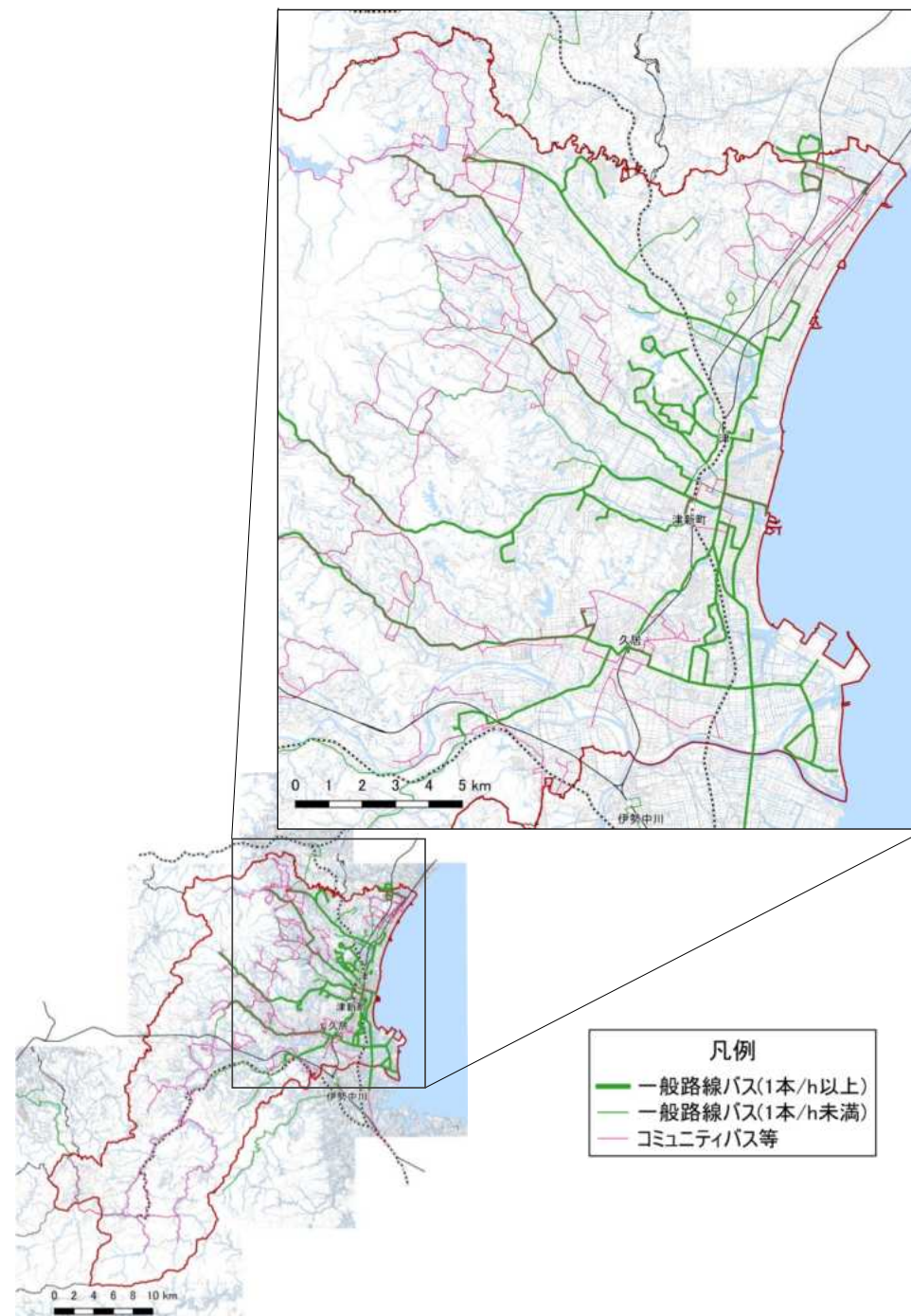


図 3-2 津市の一般路線バス及びコミュニティバス等の路線網

しています。

民間補完型：民間バス路線がカバーしていない場所の補完（週 1～2 日運行）
 福祉目的型：移動制約者の生活交通の確保（週 3～4 日運行）
 生活基盤型：上記に加えて、小中高生の通学に利用（毎日もしくは全平日運行）

エ 地域住民運営主体型コミュニティ交通

津市内では、一般路線バス及びコミュニティバス等が運行していない地域において、地域住民が運営主体となって交通手段を確保しており、令和6年3月現在、3 か所にて運行しています。

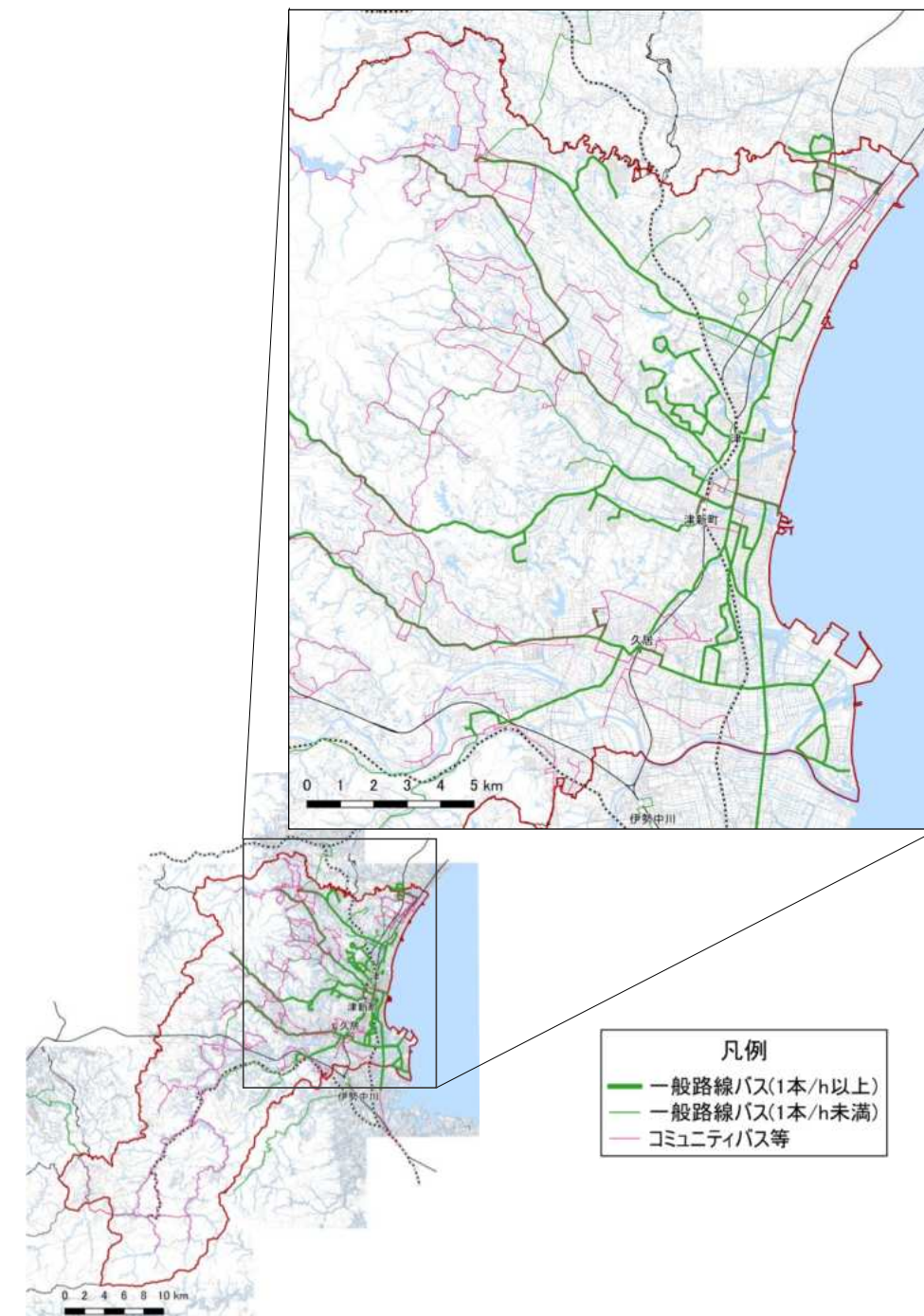


図 3-2 津市の一般路線バス及びコミュニティバス等の路線網

8 (3) タクシー

津市及び松阪市（旧嬉野町、旧三雲町）で「津交通圏」を形成しており、平成 31 年 4 月現在、津市内には事業者が 10 者あります。

(4) 航路

平成 17 年 2 月に、津なぎさまち（津新港）～中部国際空港（セントレア）間を約 45 分で結ぶ航路が開港し、平成 31 年 4 月現在、15 往復/日の運航となっています。



図 3-3 航路図（津エアポートライン）

(3) タクシー

津市及び松阪市（旧嬉野町、旧三雲町）で「津交通圏」を形成しており、令和 6 年 3 月現在、津市内には事業者が 9 者あります。

(4) 航路

平成 17 年 2 月に、津なぎさまち（津新港）～中部国際空港（セントレア）間を約 45 分で結ぶ航路が開港し、令和 6 年 3 月現在、月曜日から木曜日は 9 往復/日、金曜日から日曜日まで及び祝日は 1 1 往復/日の運航となっています。



図 3-3 航路図（津エアポートライン）

35	1.計画の目指すべき将来像 津市総合計画の「将来像」及び津市都市マスタープランの「都市づくりのテーマ」を踏まえ、津市の地域公共交通が目指すべき将来像を、 「快適で幸せな暮らしを支える公共交通体系が確立したまち」 とします。 (1) 津市総合計画（平成 30 年度～） 合併した都市としてあるべき姿を目指したまちづくりが一つの区切りを迎え、「まちづくり」から「暮らしづくり」へ 「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」 ▼ 「笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～」 (2) 津市都市マスタープラン（平成 30 年度～） 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方を踏襲しつつ、人口減少時代に合わせて市街化区域は拡大しない方針に 「ひと・うみ・みどり 輝く県都 “津市”」 ▼ 「安心して住み 快適に暮らせる 未来につながるまちづくり」 2.計画の区域 本計画の区域は、津市全域とします。 ただし、周辺市村に隣接する一部の地域においては、市域を越えて生活圏が形成されていることから、市域をまたいだ公共交通網についても整理することとします。	1.計画の目指すべき将来像 津市総合計画の「将来像」及び津市都市マスタープランの「都市づくりのテーマ」を踏まえ、津市の地域公共交通が目指すべき将来像を、 「快適で幸せな暮らしを支える公共交通体系が確立したまち」 とします。 (1) 津市総合計画（平成 30 年度～） 合併した都市としてあるべき姿を目指したまちづくりが一つの区切りを迎え、「まちづくり」から「暮らしづくり」へ 「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」 ▼ 「笑顔があふれ幸せに暮らせる県都 津市～夢や希望、明るい未来が広がるまちへ～」 (2) 津市都市マスタープラン（平成 30 年度～） 「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方を踏襲しつつ、人口減少時代に合わせて市街化区域は拡大しない方針に 「ひと・うみ・みどり 輝く県都 “津市”」 ▼ 「安心して住み 快適に暮らせる 未来につながるまちづくり」 2.計画の区域 <u>本計画の区域は、津市全域とします。</u> <u>ただし、周辺市村に隣接する一部の地域においては、市域を越えて生活圏が形成されていることから、市域をまたいだ公共交通網についても整理することとします。</u>
----	---	---

本計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。
なお、社会情勢の変化等に対応すべく、必要に応じて計画を見直します。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市総合計画第2次基本計画									
津市都市マスタープラン									
津市立地適正化計画									
		第2次津市地域公共交通網形成計画							

図6-1 計画期間

4.津市公共交通の基本的な方針

1. で掲げた将来像を実現するため、第 5 章で整理した 4 つの課題を解決することを、本計画における基本的な方針とします。

基本方針 1 地域をつなぎ、住みやすいまちづくりを実現する公共交通網の構築

本計画は、「津市総合計画」の目標である「心やすらぐ住みよいまちづくり」を実現するための計画として位置付けています。また、「津市都市マスタープラン」では「都市づくりの基本理念」として、「本市の優位性を活かしながら、将来にわたって発展する新しい県都“津市”として一体的な都市づくりをめざす」こととしています。

津市は平成 18 年に 10 の市町村が合併して誕生した経緯から、三重県で最も広い市域を持ち、多様な地域特性を有しています。合併から 10 年以上が経過し、津市としての一体感が醸成されたことを踏まえ、従来の地域の境界に捉われず、より生活実態に即した公共交通サービスを提供する必要があります。

このように、まちづくりに係る計画との整合を図りつつ、各地域の特徴を活かした盛んな交流を図るために、安全・安心で、子供から高齢者まで全ての世代が快適で健康的に「移動できる」環境を提供することが重要です。また、交流人口の増大を見据えた移動手段の確保も必要です。

そのために、津市（周辺自治体含む）において、鉄道、乗合バス、航路等が一体となった公共交通網を構築します。

本計画の計画期間は、令和 2 年4月1日から令和7年9月30日までとします。
なお、社会情勢の変化等に対応すべく、必要に応じて計画を見直します。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
津市総合計画第2次基本計画									
津市都市マスタープラン									
津市立地適正化計画									
		第2次津市地域公共交通網形成計画							

図6-1 計画期間

4.津市公共交通の基本的な方針

1. で掲げた将来像を実現するため、第 5 章で整理した 4 つの課題を解決することを、本計画における基本的な方針とします。

基本方針 1 地域をつなぎ、住みやすいまちづくりを実現する公共交通網の構築

本計画は、「津市総合計画」の目標である「心やすらぐ住みよいまちづくり」を実現するための計画として位置付けています。また、「津市都市マスタープラン」では「都市づくりの基本理念」として、「本市の優位性を活かしながら、将来にわたって発展する新しい県都“津市”として一体的な都市づくりをめざす」こととしています。

津市は平成 18 年に 10 の市町村が合併して誕生した経緯から、三重県で最も広い市域を持ち、多様な地域特性を有しています。合併から 10 年以上が経過し、津市としての一体感が醸成されたことを踏まえ、従来の地域の境界に捉われず、より生活実態に即した公共交通サービスを提供する必要があります。

このように、まちづくりに係る計画との整合を図りつつ、各地域の特徴を活かした盛んな交流を図るために、安全・安心で、子供から高齢者まで全ての世代が快適で健康的に「移動できる」環境を提供することが重要です。また、交流人口の増大を見据えた移動手段の確保も必要です。

そのために、津市（周辺自治体含む）において、鉄道、乗合バス、航路等が一体となった公共交通網を構築します。

39

(追記)

表6-2 補助系統の地域公共交通における位置付け・役割

位置付け	系統	系統番号	役割	確保・維持策
広域幹線	各鉄道路線 橙色系統	①	市内外の広域交通を担う	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する
地域内幹線	乗合バス 緑色系統 (破線含む)	②	市内の都市拠点と地域拠点 又は市内外の拠点を結ぶ	地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し持続可能な運行を確保する
	乗合バス 青色系統	③	津地域及び久居地域の市街地内の移動手段を確保する	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する
支線	乗合バス 青色系統 (破線)	④	一般路線バスが運行していない地域において、地域内 又は隣接する地域間の移動手段を確保し、鉄道、幹線・準幹線と結節する	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す

(2) 地域公共交通確保維持事業（幹線・フィーダー補助）の必要性

・ 緑色系統（破線含む）は、津市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活の移動手段だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。多くの路線において起終点又は経由地となっている津駅、津新町駅及び久居駅は、他モードや地域内交通と連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

・ 青色系統（破線）は、一般路線バスのサービスを受受することができない地域において通院、買物等の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、鉄道や一般路線バスと接続することで広域的な移動にも対応するなど、緑色系統（破線含む）を補完する欠かせない路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

表6-2 津市公共交通等の役割分担

交通機関			役割	
鉄道	ＪＲ特急・快速		【幹】 地域間を 結ぶ交通	津市と大都市圏・三重県内主要都市とを結ぶ
	近鉄特急・急行（快速急行含む）			松阪市・市内地域拠点と市内山間部とを結ぶ
	ＪＲ普通	名松線 紀勢本線		津駅と市内地域拠点・近隣市とを結ぶ
	伊勢鉄道			
	近鉄普通 （一部の急行含む）	名古屋線 大阪線		伊勢中川駅と市内地域拠点・近隣市とを結ぶ
航路	津エアポートライン			津市と中部国際空港とを結ぶ
乗合バス	高速路線バス			鉄道を補完する形で、津市と大都市圏・三重 県内主要都市等とを結ぶ
	一般路線バス	幹線	【枝】 日常の移動 手段を確保 する交通	市内の都市拠点と地域拠点とを結び、一定の サービス水準を確保する
		準幹線		市内外の拠点を結ぶ
	コミュニティバス等	市内線		津地域及び久居地域の市街地内の移動手段 を確保する
		支線		一般路線バスが運行していない地域におい て、地域内又は隣接する地域間の移動手段 を確保し、鉄道、幹線・準幹線と結節する
地域住民運営主体型 コミュニティ交通			一般路線バス及びコミュニティバス等が運 行していない地域において、住民主体により 移動手段を確保する	
タクシー			個別の目的に 対応した交通	様々な移動に対応する
福祉有償運送			特定の目的に 対応した交通	乗合バス及びタクシーでは対応できない障 がい者及び高齢者の移動手段を確保する
その他 【参考】	スクールバス			小中学校等の通学に対応する
	各種送迎輸送			事業所への通勤、商業施設への買い物等、特 定施設の送迎に対応する

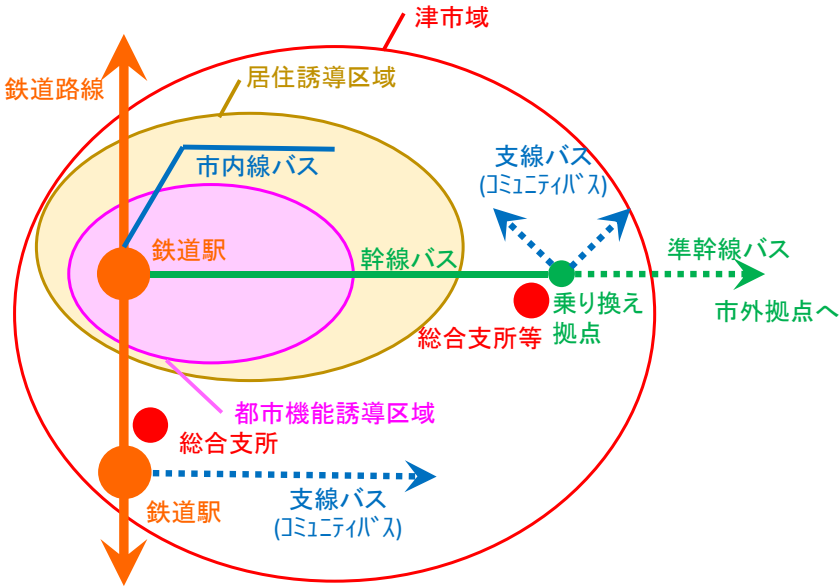


図 6-3 津市公共交通の役割分担イメージ図

表6-3 津市公共交通等の役割分担

系統番号	交通機関			役割	
①	鉄道	ＪＲ特急・快速		【幹】 地域間を 結ぶ交通	津市と大都市圏・三重県内主要都市とを結ぶ
		近鉄特急・急行（快速急行含む）			松阪市・市内地域拠点と市内山間部とを結ぶ
		ＪＲ普通	名松線 紀勢本線		津駅と市内地域拠点・近隣市とを結ぶ
		伊勢鉄道			伊勢中川駅と市内地域拠点・近隣市とを結ぶ
		近鉄普通 （一部の急行含む）	名古屋線 大阪線		津市と中部国際空港とを結ぶ
		津エアポートライン			鉄道を補完する形で、津市と大都市圏・ 三重県内主要都市 等とを結ぶ
二	航路				
②	乗合バス	一般路線バス	幹線	【枝】 日常の移動 手段を確保 する交通	市内の都市拠点と地域拠点とを結び、一定のサービス水準を確保する
			準幹線		市内外の拠点を結ぶ
			市内線		津地域及び久居地域の市街地内の移動手段を確保する
			支線		一般路線バスが運行していない地域において、地域内又は隣接する地域間の移動手段を確保し、鉄道、幹線・準幹線と結節する
③					特定非営利活動法人により津地域中心部と他地域を結び既存バス路線や鉄道との連携による相互の移動等の移動手段を確保する
④		コミュニティバス			一般路線バス及びコミュニティバス等が運行していない地域において、住民主体により移動手段を確保する
		ぐるっと・つーバス			
二		地域住民運営主体型 コミュニティ交通			様々な移動に対応する
	タクシー			特定の目的に対応した交通	乗合バス及びタクシーでは対応できない障がい者及び高齢者の移動手段を確保する
	福祉有償運送				小中学校等の通学に対応する
	その他 【参考】	スクールバス			事業所への通勤、商業施設への買い物等、特定施設の送迎に対応する
		各種送迎輸送			

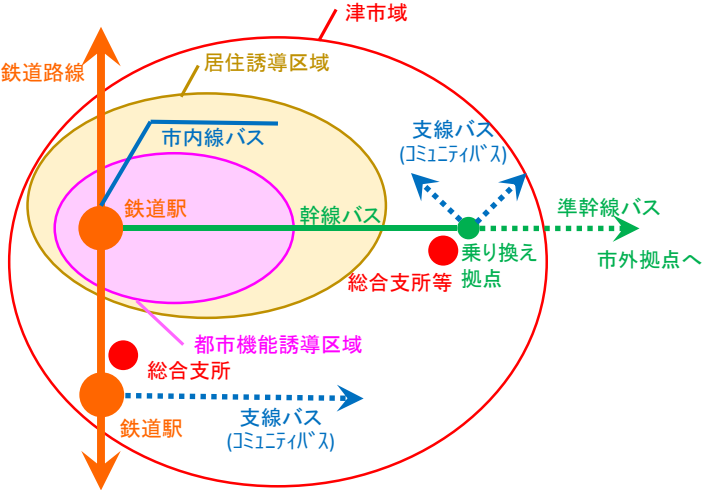


図 6-3 津市公共交通の役割分担イメージ図

41 (2) 津市の公共交通網の全体像

津市における拠点の考え方、交通機関ごとの役割分担を踏まえた上で、津市の公共交通網の全体像を次に示します。

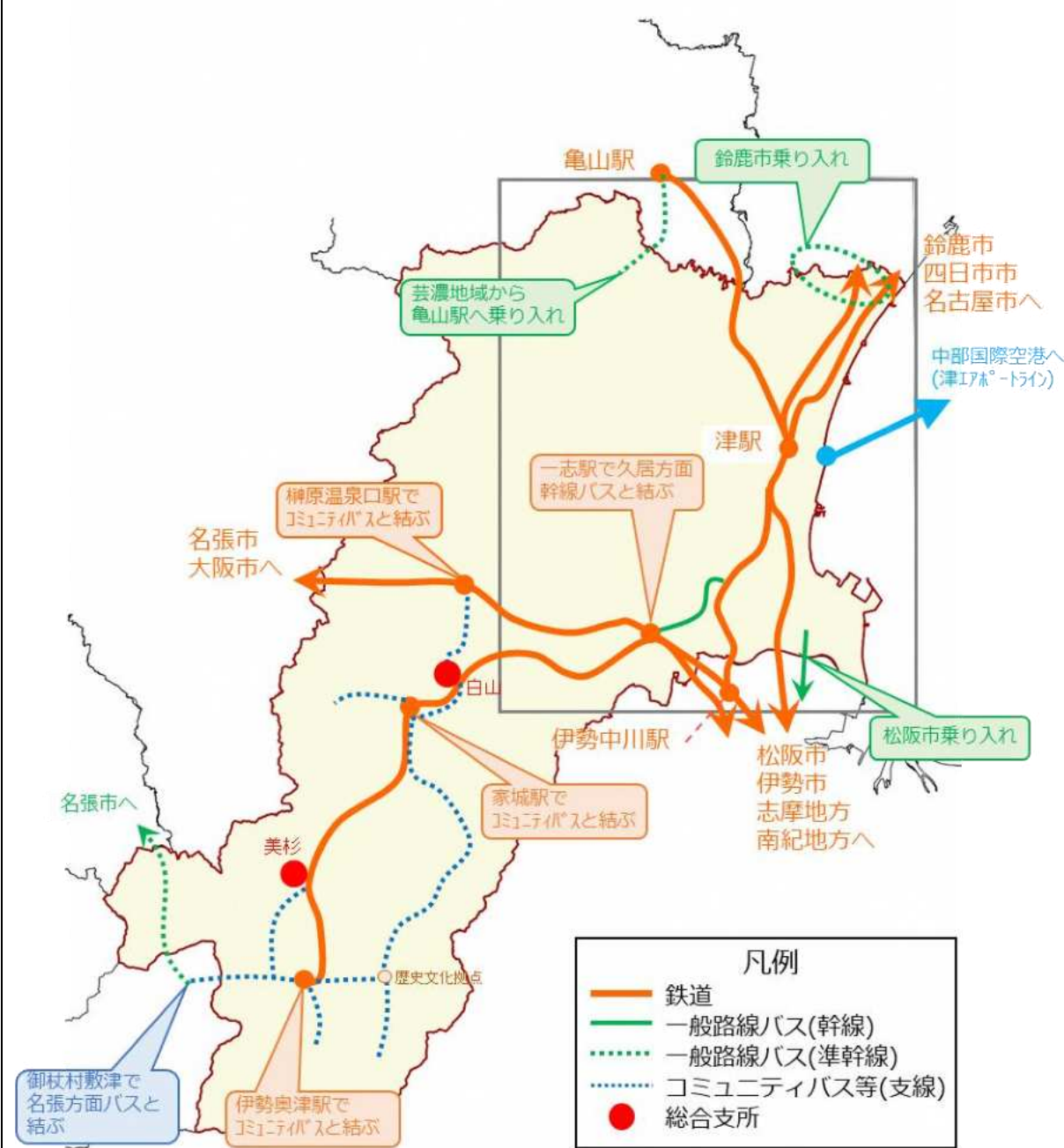


図6-4 津市公共交通網の全体像①

(3) 津市の公共交通網の全体像

津市における拠点の考え方、交通機関ごとの役割分担を踏まえた上で、津市の公共交通網の全体像を次に示します。



図6-4 津市公共交通網の全体像①

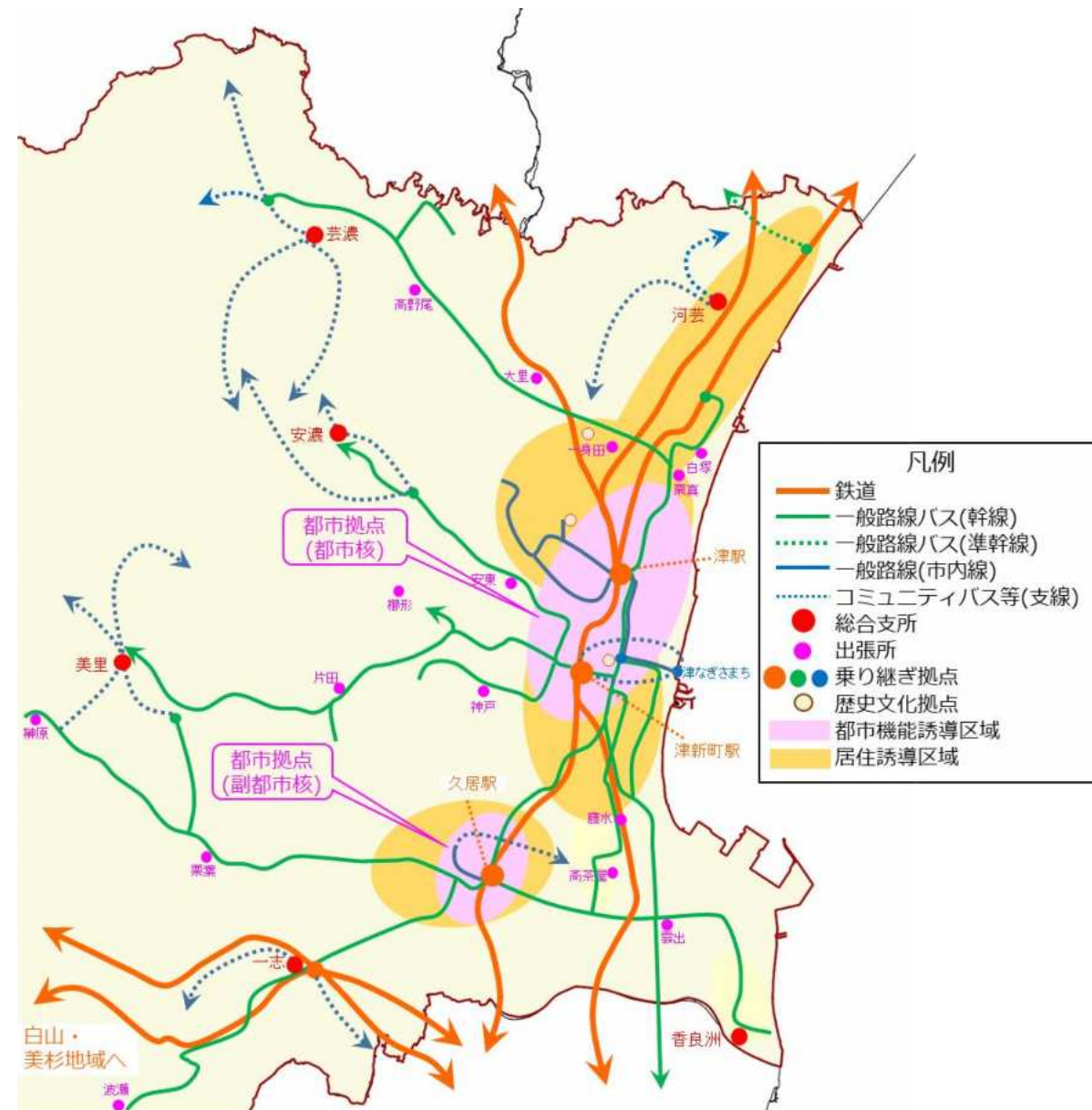


図6-5 津市公共交通網の全体像②

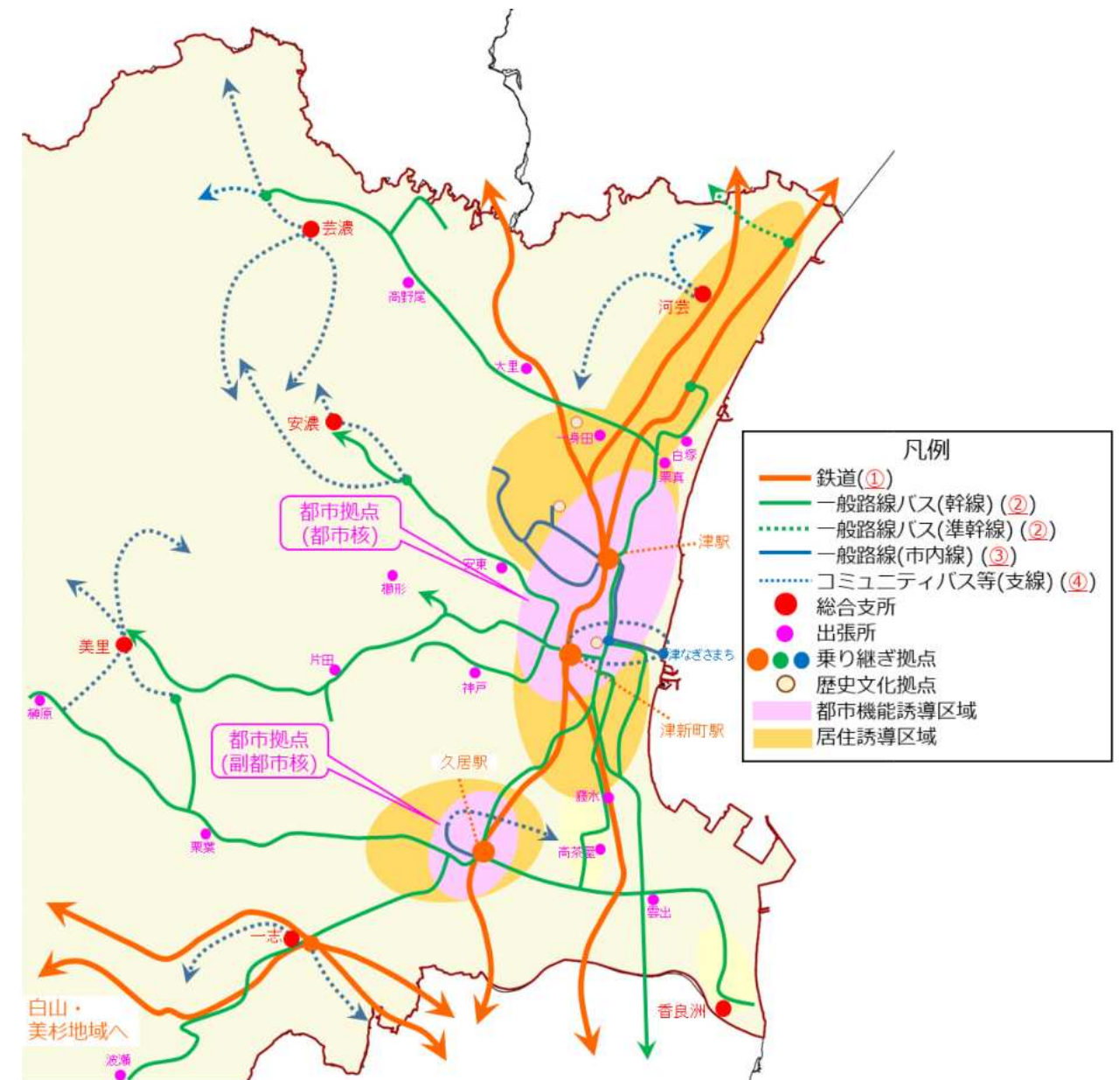


図6-5 津市公共交通網の全体像②

表6-4 補助系統を含む事業及び実施主体の概要

系統名	名称	起点	経由地	終点	許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助の 活用
緑色系統 (破線含む)	棕本線	イオンモ ール津南	柳山	棕本	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
緑色系統 (破線含む)	神戸白塚 線	白塚駅前	津駅前、津新町 駅	片田団地	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
緑色系統 (破線含む)	安濃線	津駅前	安濃総合庁舎前	市場	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
緑色系統 (破線含む)	長野線	津駅前	泉ヶ丘団地、片 田団地	平木	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
緑色系統 (破線含む)	泉ヶ丘片 田団地線	津駅前	津新町駅	片田団地	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
緑色系統 (破線含む)	穴倉・殿 舟団地線	津駅前	殿舟団地、今徳	穴倉	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
緑色系統 (破線含む)	津三雲線	津駅前	イオンモール津 南	天白回転 場	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
緑色系統 (破線含む)	香良洲線	津駅前	イオンモール津 南	香良洲公 園	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
緑色系統 (破線含む)	城山線	津駅前	三重会館	警察学校	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
緑色系統 (破線含む)	榊原線	津駅前	下村、いなば園 前	榊原車庫 前	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
緑色系統 (破線含む)	久居高茶 屋線	久居駅東 口	高茶屋	香良洲公 園	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
緑色系統 (破線含む)	波瀬線	三重中央 医療セン ター	久居駅	室の口	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
緑色系統 (破線含む)	津太陽の 街線	千里駅前	杜の街中央	千里駅前	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
緑色系統 (破線含む)	名張奥津 線	名張駅前	滝ノ原口	敷津	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
緑色系統 (破線含む)	亀山棕本 線	亀山駅前	安知本	棕本	4条 乗合	路線定期運行	亀山市・津 市（運行は 交通事業者 に委託）	幹線補助
青色系統	津なぎさ まち線	津駅前	三重会館前	空港アク セス港	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	なし

44			系統名	名称	起点	經由地	終点	許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助の 活用
			青色系統	津 駅 西 団 地循環線	津駅西口	西つつじヶ丘	津駅西口	4 条 乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
			青色系統	津西ハイ タウン線	津新町駅	津駅西口	津西ハイ タウン	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
			青色系統	看護大学 夢が丘線	津駅西口	看護大学前	津駅西口	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
			青色系統	国立病院 線	久居駅前	三重中央医療セ ンター	久居高校	4条 乗合	路線定期運行	交通事業者	なし
			緑色系統 (破線含む)	一身田大 里線	サオリー ナ前	津駅前	三重病院	4条 乗合	路線定期運行	津市（運行 は交通事業 者に委託）	なし
			緑色系統 (破線含む)	豊野団地 線	津駅前	豊野団地口	津駅前	4条 乗合	路線定期運行	津市（運行 は交通事業 者に委託）	なし
			緑色系統 (破線含む)	高野団地 線	久居駅前	久居アルスブラ ザ前	とことめ の里	4条 乗合	路線定期運行	津市（運行 は交通事業 者に委託）	なし
			青色系統 (破線)	河芸循環 ルート	河芸総合 支所	近鉄千里駅、近 鉄豊津上野駅、 千里ヶ丘公民館	河芸総合 支所	7 9 条空 白地	路線定期運行	津市	フィーダ ー補助
			青色系統 (破線)	河芸南・ 一身田・ 白塚循環 ルート	河芸総合 支所	白塚駅西、近鉄 豊津上野駅、北 部市民センター 前	河芸総合 支所	7 9 条空 白地	路線定期運行	津市	フィーダ ー補助
			青色系統 (破線)	久居北・ 片田・高 茶屋ルー ト	久居駅東 口	久居インターガ ーデン	片田団地	4条 乗合	路線定期運行	津市（運行 は交通事業 者に委託）	フィーダ ー補助
			青色系統 (破線)	久居南・ 雲出ルー ト	三重中央 医療セン ター	久居インターガ ーデン、桃園駅 東	イオンモ ール津南	4条 乗合	路線定期運行	津市（運行 は交通事業 者に委託）	フィーダ ー補助
			青色系統 (破線)	久居西循 環ルート	久居イン ターガー デン	榊原口	久居総合 支所前 (久居駅 西口)	7 9 条空 白地	路線定期運行	津市	フィーダ ー補助

45			系統名	名称	起点	経由地	終点	許可区分	運行 態様	実施 主体	補助の 活用
			青色系統 (破線)	芸濃北ルート	長徳寺	中町	芸濃総合支所	79 条空白地	路線定期運行	津市	フィーダー補助
			青色系統 (破線)	芸濃南ルート	長徳寺、北畑	中町、市場	芸濃総合支所	79 条空白地	路線定期運行	津市	フィーダー補助
			青色系統 (破線)	清水ヶ丘団地・戸島・棕本ルート	芸濃総合支所	曾根橋	清水ヶ丘団地	79 条空白地	路線定期運行	津市	フィーダー補助
			青色系統 (破線)	妙法寺・野口・棕本ルート	芸濃総合支所	曾根橋	安濃総合支所	79 条空白地	路線定期運行	津市	フィーダー補助
			青色系統 (破線)	穴倉・辰水・忠盛塚ルート	美里総合支所	忠盛塚	榑原口、美里総合支所	4条 乗合	路線定期運行	津市（運行は交通事業者 者に委託）	フィーダー補助
			青色系統 (破線)	長野・榑原ルート	平木、湯の瀬	美里総合支所、稲葉口	湯の瀬、榑原口、平木	4条 乗合	路線定期運行	津市（運行は交通事業者 者に委託）	なし
			青色系統 (破線)	一志東・伊勢中川駅ルート	伊勢中川駅東口、片野集会所	川合高岡駅	とことめの里一志	4条 乗合	路線定期運行	津市（運行は交通事業者 者に委託）	フィーダー補助
			青色系統 (破線)	一志西循環ルート	とことめの里一志	川合高岡駅	とことめの里一志	4条 乗合	路線定期運行	津市（運行は交通事業者 者に委託）	フィーダー補助
			青色系統 (破線)	八対野・大三ルート	榑原車庫前、榑原温泉口駅、文化センター	榑原温泉口駅、八対野1区、一志病院、グリーンタウン	一志病院、家城駅前	4条 乗合	路線定期運行	津市（運行は交通事業者 者に委託）	フィーダー補助
			青色系統 (破線)	福田山・川口・三ヶ野ルート	上福田山、マックスバリュ（川口店）、白山総合支所前、	一志病院、関ノ宮、下川口、マックスバリュ（川口店）、グリーンタウン東、	白山総合支所前、文化センター、上福田山、マックスバ	4条 乗合	路線定期運行	津市（運行は交通事業者 者に委託）	なし

46

系統名	名称	起点	経由地	終点	許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助の 活用
		文化センター、白山中学校前、一志病院、榊原温泉口駅	大原	リュ（川口店）、白山中学校前、榊原温泉口駅、一志病院				
青色系統 （破線）	美 杉 東 ルート	丹生俣、伊勢奥津駅前、一志病院、マックスバリュ（川口店）	伊勢竹原駅前、家城駅前、一志病院	一志病院、マックスバリュ（川口店）、伊勢奥津駅前、丹生俣	4 条 乗合	路線定期運行	津市（運行は交通事業者に委託）	フィーダー補助
青色系統 （破線）	美杉西ルート	川上、マックスバリュ（川口店）、一志病院	敷津、比津、竹原、エーコープJA みすぎ店前	一志病院、マックスバリュ（川口店）、川上	4条 乗合	路線定期運行	津市（運行は交通事業者に委託）	フィーダー補助
青色系統 （破線）	美杉南ルート	飯垣内、美杉総合支所前、丹生俣	三多気、老ヶ野	丹生俣、美杉総合支所前、飯垣内	7 9 条空 白地	路線定期運行	津市	なし
青色系統 （破線）	美杉循環ルート	敷津、伊勢奥津駅前、道の駅美杉	竹原、道の駅美杉、伊勢奥津駅前、津市家庭医療クリニック北、伊勢地出張所前	伊勢奥津駅前、道の駅美杉、敷津	7 9 条空 白地	路線定期運行	津市	なし
青色系統 （破線）	ぐるっと・つーバス	津新町駅	市役所前、津なぎさまち	津新町駅	4条 乗合	路線定期運行	NPO法人バスネット 津（運行は交通事業者に委託）	なし

1.目標 1「広域の移動の確保」のための事業

【事業 1-1】鉄道の利便性向上の要請

津市と三重県内主要都市及び大都市とを結ぶ広域の移動手段を確保維持していくため、東海旅客鉄道（JR 東海）、近畿日本鉄道（近鉄）、伊勢鉄道といった鉄道事業者と連携し、利便性の向上や利用促進等を図ります。

具体的には、直接又は三重県及び沿線市町の自治体で構成される三重県鉄道網整備促進期成同盟会等を通じて、鉄道事業者へダイヤ改正や増便、利便性の向上に資する施設整備等を働きかけます。

特に、JR 東海及び伊勢鉄道に対しては、交通系 IC カードが利用できる環境の整備を強く働きかけます。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			継続実施		
実施主体	津市、三重県				
事業分類	①直接運行に係る事業				

【事業 1-2】一般路線バス(幹線・準幹線)の維持

一般路線バス（幹線・準幹線）については、原則として継続して運行しますが、利用の少ない路線については代替手段を講じるなどして移動手段の確保に努めます。

一般路線バス（幹線・準幹線）が維持すべきサービス水準は、以下のとおりとします。

表 7-1 維持すべきサービス水準

分類	経路	ダイヤ
幹線	都市拠点と地域拠点を經由	おおむね 6 時台～21 時台まで、1 時間に 1 本（1 日 15 往復）の運行頻度を確保
準幹線	市内及び市外の拠点間を結ぶ	朝夕の通勤・通学、昼間の通院・買物等の移動が可能な本数を確保

1.目標 1「広域の移動の確保」のための事業

【事業 1-1】鉄道の利便性向上の要請

津市と三重県内主要都市及び大都市とを結ぶ広域の移動手段を確保維持していくため、東海旅客鉄道（JR 東海）、近畿日本鉄道（近鉄）、伊勢鉄道といった鉄道事業者と連携し、利便性の向上や利用促進等を図ります。

具体的には、直接又は三重県及び沿線市町の自治体で構成される三重県鉄道網整備促進期成同盟会等を通じて、鉄道事業者へダイヤ改正や増便、利便性の向上に資する施設整備等を働きかけます。

特に、JR 東海及び伊勢鉄道に対しては、交通系 IC カードが利用できる環境の整備を強く働きかけます。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
			継続実施			
実施主体	津市、三重県					
事業分類	①直接運行に係る事業					

【事業 1-2】一般路線バス(幹線・準幹線)の維持

一般路線バス（幹線・準幹線）については、原則として継続して運行しますが、利用の少ない路線については代替手段を講じるなどして移動手段の確保に努めます。

一般路線バス（幹線・準幹線）が維持すべきサービス水準は、以下のとおりとします。

表 7-1 維持すべきサービス水準

分類	経路	ダイヤ
幹線	都市拠点と地域拠点を經由	おおむね 6 時台～21 時台まで、1 時間に 1 本（1 日 15 往復）の運行頻度を確保
準幹線	市内及び市外の拠点間を結ぶ	朝夕の通勤・通学、昼間の通院・買物等の移動が可能な本数を確保

特に、三重大学病院～津駅～三重会館～津新町駅の区間については、津市都市マスタープランで周辺を都心活動軸と位置付けている上、市内各地から路線が集中しており高頻度の運行を確保できることから、路線間のダイヤの調整によって「待たずに乗れる」環境の構築に努めます。

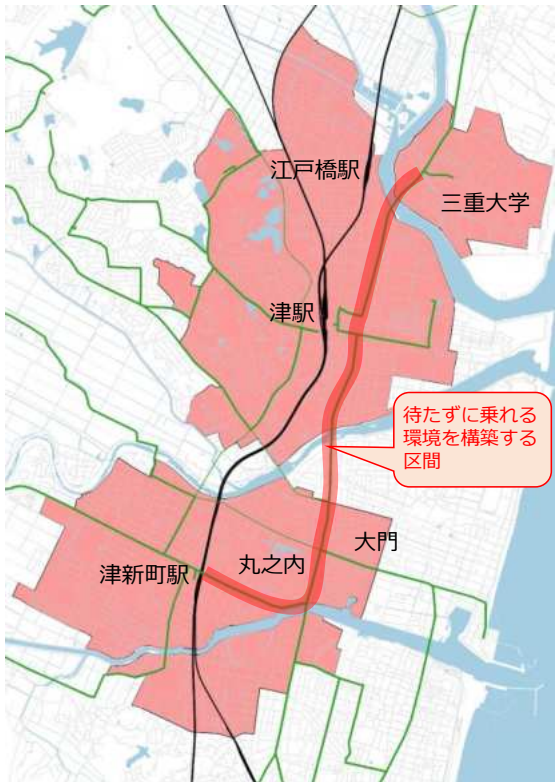


図 7-2 幹線が集中する都心活動軸周辺

一般路線バス（準幹線）に位置付ける区間及び対象路線は、以下のとおりです。

表 7-3 一般路線バス（準幹線）と位置付ける路線

路線名	運行区間	備考
亀山棕本線	芸濃地域(棕本)～亀山市(亀山駅)	津市及び亀山市による 自主運行バス(廃止代替バス)
津太陽の街線	河芸地域(千里駅)～鈴鹿市太陽の街	
奥津線	御杖村敷津～美杉地域太郎生地区 ～名張市(名張駅)	一部自主運行バス(廃止代替バス)

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			継続実施		
実施主体	三重交通、津市、三重県				
事業分類	①直接運行に係る事業				

特に、三重大学病院～津駅～三重会館～津新町駅の区間については、津市都市マスタープランで周辺を都心活動軸と位置付けている上、市内各地から路線が集中しており高頻度の運行を確保できることから、路線間のダイヤの調整によって「待たずに乗れる」環境の構築に努めます。

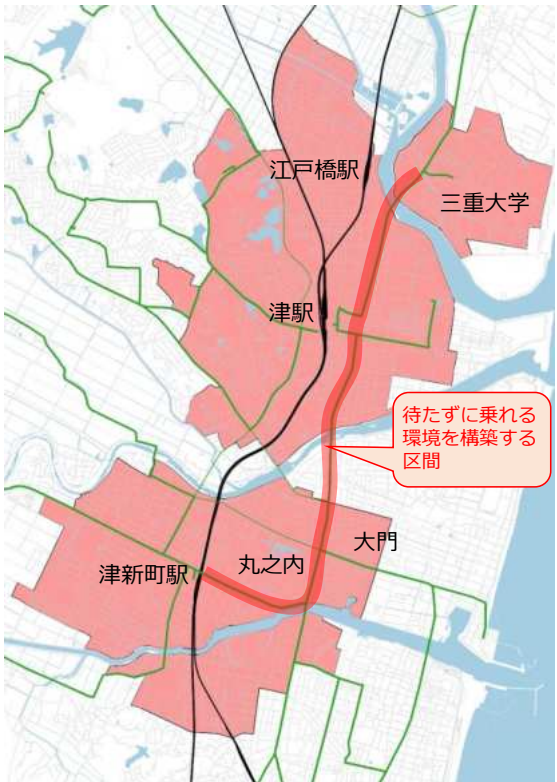


図 7-2 幹線が集中する都心活動軸周辺

一般路線バス（準幹線）に位置付ける区間及び対象路線は、以下のとおりです。

表 7-3 一般路線バス（準幹線）と位置付ける路線

路線名	運行区間	備考
亀山棕本線	芸濃地域(棕本)～亀山市(亀山駅)	津市及び亀山市による 自主運行バス(廃止代替バス)
津太陽の街線	河芸地域(千里駅)～鈴鹿市太陽の街	
奥津線	御杖村敷津～美杉地域太郎生地区 ～名張市(名張駅)	一部自主運行バス(廃止代替バス)

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
			継続実施			
実施主体	三重交通、津市、三重県					
事業分類	①直接運行に係る事業					

【事業 1-3】隣接自治体との連携

津市内にとどまらず、隣接自治体を含めた広域な移動を確保するため、隣接自治体への乗り入れ路線については、常に隣接自治体との情報共有を図り、連携してバス路線の維持及び活性化に努めます。

表 7-4 隣接自治体への乗り入れ路線

路線名	乗り入れ先自治体
津太陽の街線	鈴鹿市
亀山棕本線	亀山市
津三雲線	松阪市
奥津線	名張市、御杖村
津市コミュニティバス（美杉地域）	御杖村

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			継続実施		
実施主体	津市、三重県				
事業分類	④他事業の実行性を高めるための事業				

【事業 1-4】航路の維持・向上

中部国際空港への海の玄関口である「津なぎさまち」について、国際線とも連携した交流拠点としての機能を踏まえ、海を活かした景観形成や海の玄関口としての観光振興への取組を推進していきます。

具体的には、国、県、関係市、運航事業者、関係機関等と連携した「海上アクセス利用促進調整会議」で情報共有を図るとともに、利便性の高いダイヤ編成の協議、伊勢湾対岸地域との交流促進、国内外からの観光誘客に向けた情報発信等のPR事業に取り組みます。

また、社会見学等の教育旅行を受け入れるなど、地域での啓発活動にも努めることにより、航路の更なる利用促進を図ります。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			継続実施		
実施主体	津エアポートライン、津市、三重県				
事業分類	①直接運行に係る事業				

【事業 1-3】隣接自治体との連携

津市内にとどまらず、隣接自治体を含めた広域な移動を確保するため、隣接自治体への乗り入れ路線については、常に隣接自治体との情報共有を図り、連携してバス路線の維持及び活性化に努めます。

表 7-4 隣接自治体への乗り入れ路線

路線名	乗り入れ先自治体
津太陽の街線	鈴鹿市
亀山棕本線	亀山市
津三雲線	松阪市
奥津線	名張市、御杖村
津市コミュニティバス（美杉地域）	御杖村

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
			継続実施			
実施主体	津市、三重県					
事業分類	④他事業の実行性を高めるための事業					

【事業 1-4】航路の維持・向上

中部国際空港への海の玄関口である「津なぎさまち」について、国際線とも連携した交流拠点としての機能を踏まえ、海を活かした景観形成や海の玄関口としての観光振興への取組を推進していきます。

具体的には、国、県、関係市、運航事業者、関係機関等と連携した「海上アクセス利用促進調整会議」で情報共有を図るとともに、利便性の高いダイヤ編成の協議、伊勢湾対岸地域との交流促進、国内外からの観光誘客に向けた情報発信等のPR事業に取り組みます。

また、社会見学等の教育旅行を受け入れるなど、地域での啓発活動にも努めることにより、航路の更なる利用促進を図ります。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
			継続実施			
実施主体	津エアポートライン、津市、三重県					
事業分類	①直接運行に係る事業					

2.目標2「日常生活における地域移動の確保」のための事業

【事業2-1】一般路線バス(市内線)の維持

一般路線バス（市内線）については、津地域及び久居地域の居住誘導区域において、一般路線バス（幹線）と同等のサービス水準を確保します。サービス水準及び対象路線は、以下のとおりです。

表 7-5 一般路線バス（市内線）のサービス水準

経路	ダイヤ	対象路線名
居住誘導区域のうち、鉄道、一般路線バス（幹線）でカバーできない地域を経由	おおむね6時台～21時台まで、1時間に1本（1日15往復）の運行頻度を確保	津なぎさまち線 津駅西団地循環線 津西ハイタウン線 看護大学・夢が丘線 国立病院線

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			継続実施		
実施主体	三重交通				
事業分類	①直接運行に係る事業				

【事業2-2】コミュニティバス等（支線）の維持

鉄道や一般路線バスのサービスを受けることができない地域については、津市がコミュニティバスを運行し、通院、買物等の日常生活において必要な移動手段の確保に努めるとともに、鉄道及び一般路線バス(幹線・準幹線)と接続させます。

また、鉄道や一般路線バスではカバーできない多様な需要に対応するため、NPO 法人が乗合バスを自主運行します。

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			継続実施		
実施主体	津市、バス事業者				
事業分類	①直接運行に係る事業				

2.目標2「日常生活における地域移動の確保」のための事業

【事業2-1】一般路線バス(市内線)の維持

一般路線バス（市内線）については、津地域及び久居地域の居住誘導区域において、一般路線バス（幹線）と同等のサービス水準を確保します。サービス水準及び対象路線は、以下のとおりです。

表 7-5 一般路線バス（市内線）のサービス水準

経路	ダイヤ	対象路線名
居住誘導区域のうち、鉄道、一般路線バス（幹線）でカバーできない地域を経由	おおむね6時台～21時台まで、1時間に1本（1日15往復）の運行頻度を確保	津なぎさまち線 津駅西団地循環線 津西ハイタウン線 看護大学・夢が丘線 国立病院線

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			継続実施			
実施主体	三重交通、津市、三重県					
事業分類	①直接運行に係る事業					

【事業2-2】コミュニティバス等（支線）の維持

鉄道や一般路線バスのサービスを受けることができない地域については、津市がコミュニティバスを運行し、通院、買物等の日常生活において必要な移動手段の確保に努めるとともに、鉄道及び一般路線バス(幹線・準幹線)と接続させます。

また、鉄道や一般路線バスではカバーできない多様な需要に対応するため、NPO 法人が乗合バスを自主運行します。

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			継続実施			
実施主体	三重交通、津市、三重県					
事業分類	①直接運行に係る事業					

【事業 2-3】各種施設への乗り入れ

集客が見込める大型商業施設や公共施設等において、利用者若しくは市民又は施設側から乗合バスの乗り入れの要望があった場合は、需要を精査した上で各施設への乗り入れを行います。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	――	――	―― 随時実施	――	――→
実施主体	津市、バス事業者、関係施設				
事業分類	②運行形態を変更・改変するための事業				

【事業 2-4】新たな交通サービスの研究

今後、人口減少が予想される津市において、鉄道、航路、乗合バス、タクシーといった既存の交通手段だけでなく、新たな交通手段の導入が必要となる可能性があることから、オンデマンド交通やカーシェア等の新たな交通サービスについて研究します。

また、高齢化が進む中、最寄りの駅やバス停から自宅までの移動手段の確保は重要であることから、タクシーの機能向上を図るとともに、タクシーが充実していない地域における末端交通についても新たな交通サービスを研究します。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	――	――	―― 随時実施	――	――→
実施主体	津市				
事業分類	②運行形態を変更・改変するための事業				

【事業 2-3】各種施設への乗り入れ

集客が見込める大型商業施設や公共施設等において、利用者若しくは市民又は施設側から乗合バスの乗り入れの要望があった場合は、需要を精査した上で各施設への乗り入れを行います。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	――	――	―― 継続実施	――	――	――→
実施主体	津市、バス事業者、関係施設					
事業分類	②運行形態を変更・改変するための事業					

【事業 2-4】新たな交通サービスの研究

今後、人口減少が予想される津市において、鉄道、航路、乗合バス、タクシーといった既存の交通手段だけでなく、新たな交通手段の導入が必要となる可能性があることから、オンデマンド交通やカーシェア等の新たな交通サービスについて研究します。

また、高齢化が進む中、最寄りの駅やバス停から自宅までの移動手段の確保は重要であることから、タクシーの機能向上を図るとともに、タクシーが充実していない地域における末端交通についても新たな交通サービスを研究します。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	――	――	―― 継続実施	――	――	――→
実施主体	津市					
事業分類	②運行形態を変更・改変するための事業					

3.目標3「バス路線の運行効率化」のための事業

【事業3-1】自主運行バス（廃止代替バス）の見直し

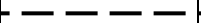
自主運行バス（廃止代替バス）は、収支の悪化等により廃止となった一般路線バスの一部について、津市が路線を維持しているものです。

7路線の自主運行バス（廃止代替バス）については、利用実態や地域特性を踏まえ、以下の方向性で見直します。

路線ごとの方向性については、第10章で示します。

表7-6 自主運行バス（廃止代替バス）の見直しの方向性

対象区間	方向性
鉄道と運行が重複する区間	① 需要を把握した上で鉄道への集約を推進
利用の少ない区間	② 利用実態に応じた運行本数の設定
利用の著しく少ない区間	③ 需要を把握した上で、津市コミュニティバスによる代替を推進

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			 随時実施		
実施主体	津市				
事業分類	②運行形態を変更・改変するための事業				

3.目標3「バス路線の運行効率化」のための事業

【事業3-1】自主運行バス（廃止代替バス）の見直し

自主運行バス（廃止代替バス）は、収支の悪化等により廃止となった一般路線バスの一部について、津市が路線を維持しているものです。

7路線の自主運行バス（廃止代替バス）については、利用実態や地域特性を踏まえ、以下の方向性で見直します。

路線ごとの方向性については、第10章で示します。

表7-6 自主運行バス（廃止代替バス）の見直しの方向性

対象区間	方向性
鉄道と運行が重複する区間	① 需要を把握した上で鉄道への集約を推進
利用の少ない区間	② 利用実態に応じた運行本数の設定
利用の著しく少ない区間	③ 需要を把握した上で、津市コミュニティバスによる代替を推進

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			 継続実施			
実施主体	津市					
事業分類	②運行形態を変更・改変するための事業					

津市コミュニティバスは、津地域と香良洲地域を除く 8 つの地域ごとにルートを設定して運行していますが、地域によって運行本数や運行経費が大きく異なるほか、鉄道又は一般路線バスと運行ルートやダイヤが重複している路線も見受けられることから、より効率的かつ利便性の高いものにするため、①移動ニーズ・利用実態の反映、②他交通機関との役割分担の整理、③地域特性の考慮の 3 つの方向性に基づき再編します。

地域ごとの方向性については、第 10 章で示します。

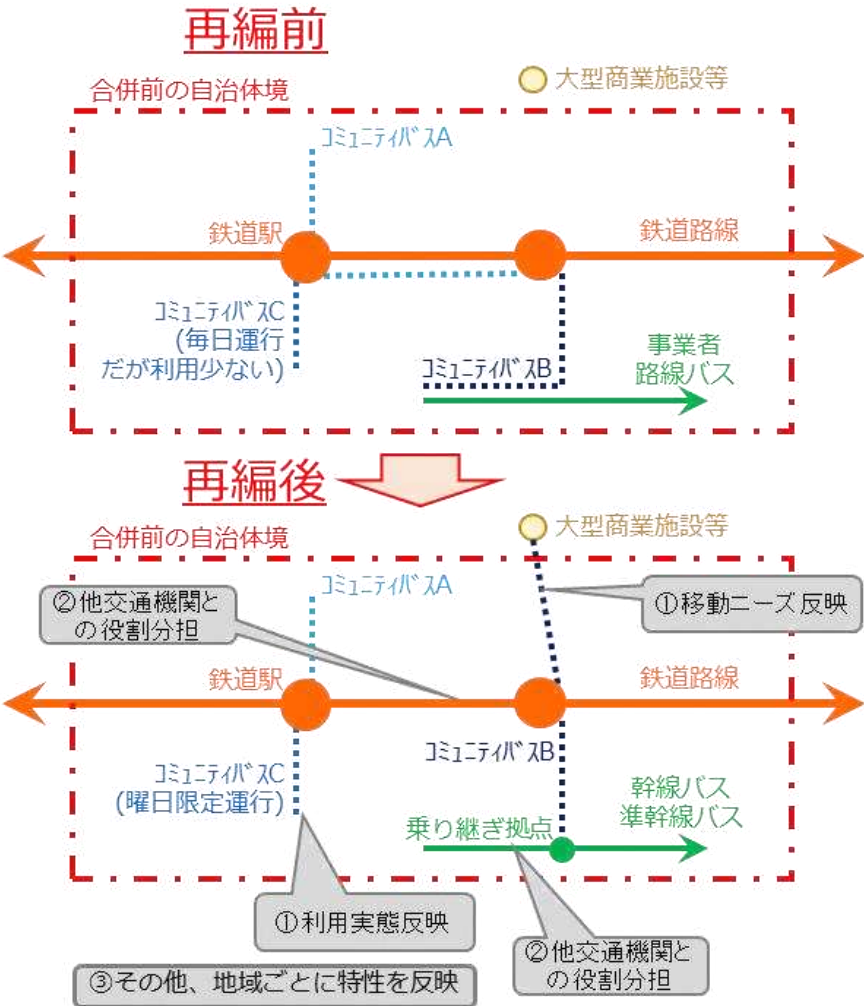


図 7-3 津市コミュニティバスの再編イメージ

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	→	→	→	→	→
実施主体	津市				
事業分類	②運行形態を変更・改変するための事業				

津市コミュニティバスは、津地域と香良洲地域を除く 8 つの地域ごとにルートを設定して運行していますが、地域によって運行本数や運行経費が大きく異なるほか、鉄道又は一般路線バスと運行ルートやダイヤが重複している路線も見受けられることから、より効率的かつ利便性の高いものにするため、①移動ニーズ・利用実態の反映、②他交通機関との役割分担の整理、③地域特性の考慮の 3 つの方向性に基づき再編します。

地域ごとの方向性については、第 10 章で示します。

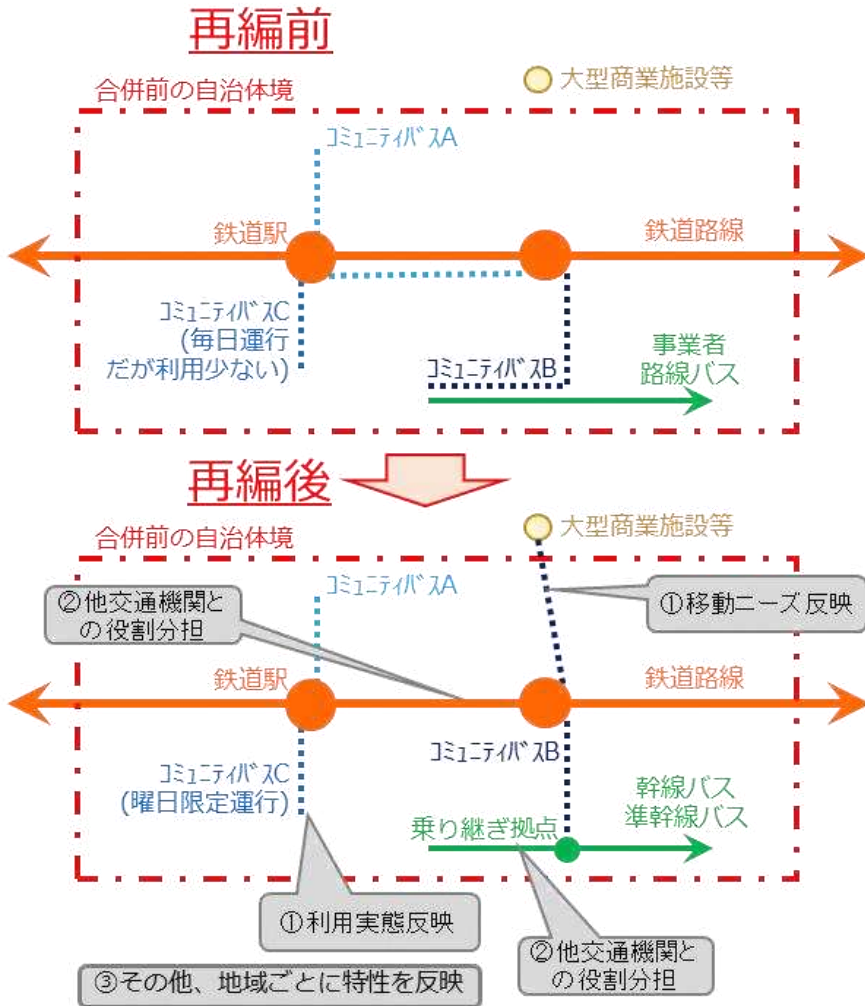


図 7-3 津市コミュニティバスの再編イメージ

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	→	→	→	→	→	→
実施主体	津市					
事業分類	②運行形態を変更・改変するための事業					

59

【事業 3-3】乗り継ぎ拠点の設定

【事業 3-3】乗り継ぎ拠点の設定

鉄道、乗合バス及び航路の結節により、津市全域において広域的な移動手段を確保します。

具体的には、①鉄道に合わせた一般路線バス（幹線・準幹線）並びに鉄道及び一般路線バス（幹線・準幹線）に合わせたコミュニティバス等（支線）のダイヤ設定、②乗り継ぎ拠点における相互の乗降場所、時刻表及び路線図といった案内の充実を図ります。

なお、本計画では以下の場所を乗り継ぎ拠点と位置付けます。

表 7-7 乗り継ぎ拠点

乗り継ぎ拠点	対象路線
千里駅	近鉄名古屋線(鉄道)、津太陽の街線(準幹線)、津市コミュニティバス(支線)
白塚駅	近鉄名古屋線(鉄道) 、津市コミュニティバス(支線)
棕本バス停	棕本線(幹線)、亀山棕本線(準幹線)、津市コミュニティバス(支線)
曽根橋バス停	安濃線(幹線)、津市コミュニティバス(支線)
津駅(東口)	鉄道各路線、高速路線バス、一般路線バス(幹線)各路線、津なぎさまち線(市内線)
津駅(西口)	鉄道各路線、市内線各路線
津新町駅	近鉄名古屋線(鉄道)、一般路線バス(幹線)各路線、ぐるっと・つーバス(支線)
三重会館	高速路線バス、一般路線バス(幹線)各路線、津なぎさまち線(市内線)、ぐるっと・つーバス(支線)
津なぎさまち	津エアポートライン（航路）、津なぎさまち線(市内線)、高速路線バス、ぐるっと・つーバス(支線)
久居駅	近鉄名古屋線(鉄道)、一般路線バス(幹線)各路線、国立病院線(市内線)
美里総合支所	長野線(幹線)、津市コミュニティバス(支線)
一志総合支所 (川合高岡駅・一志駅)	近鉄大阪線(鉄道)、JR 名松線(鉄道)、波瀬線(幹線)、津市コミュニティバス(支線)
榊原温泉口駅	近鉄大阪線(鉄道) 、津市コミュニティバス(支線)
家城駅 伊勢八知駅 伊勢奥津駅	JR 名松線(鉄道)、津市コミュニティバス(支線)
敷津	奥津線(準幹線)、津市コミュニティバス(支線)

実施年度	事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	ダイヤ設定					
	案内の充実			継続実施		
実施主体	津市、三重交通、その他交通事業者					
事業分類	②運行形態を変更・改変するための事業					

鉄道、乗合バス及び航路の結節により、津市全域において広域的な移動手段を確保します。

具体的には、①鉄道に合わせた一般路線バス（幹線・準幹線）並びに鉄道及び一般路線バス（幹線・準幹線）に合わせたコミュニティバス等（支線）のダイヤ設定、②乗り継ぎ拠点における相互の乗降場所、時刻表及び路線図といった案内の充実を図ります。

なお、本計画では以下の場所を乗り継ぎ拠点と位置付けます。

表 7-7 乗り継ぎ拠点

乗り継ぎ拠点	対象路線
千里駅	近鉄名古屋線(鉄道)、津太陽の街線(準幹線)、津市コミュニティバス(支線)
白塚駅	近鉄名古屋線(鉄道) 、津市コミュニティバス(支線)
棕本バス停	棕本線(幹線)、亀山棕本線(準幹線)、津市コミュニティバス(支線)
曽根橋バス停	安濃線(幹線)、津市コミュニティバス(支線)
津駅(東口)	鉄道各路線、高速路線バス、一般路線バス(幹線)各路線、津なぎさまち線(市内線)
津駅(西口)	鉄道各路線、市内線各路線
津新町駅	近鉄名古屋線(鉄道)、一般路線バス(幹線)各路線、ぐるっと・つーバス(支線)
三重会館	高速路線バス、一般路線バス(幹線)各路線、津なぎさまち線(市内線)、ぐるっと・つーバス(支線)
津なぎさまち	津エアポートライン（航路）、津なぎさまち線(市内線)、高速路線バス、ぐるっと・つーバス(支線)
久居駅	近鉄名古屋線(鉄道)、一般路線バス(幹線)各路線、国立病院線(市内線)
美里総合支所	長野線(幹線)、津市コミュニティバス(支線)
一志総合支所 (川合高岡駅・一志駅)	近鉄大阪線(鉄道)、JR 名松線(鉄道)、波瀬線(幹線)、津市コミュニティバス(支線)
榊原温泉口駅	近鉄大阪線(鉄道) 、津市コミュニティバス(支線)
家城駅 伊勢八知駅 伊勢奥津駅	JR 名松線(鉄道)、津市コミュニティバス(支線)
敷津	奥津線(準幹線)、津市コミュニティバス(支線)

実施年度	事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	ダイヤ設定						
	案内の充実			継続実施			
実施主体	津市、三重交通、その他交通事業者						
事業分類	②運行形態を変更・改変するための事業						

【事業 3-4】住民主体型の移動手段の推進

鉄道、一般路線バス及びコミュニティバス等による移動手段の確保が困難な地域において、地域住民が運営主体となり運行する地域の実情に応じたデマンド型交通等のコミュニティ交通に対し、津市地域住民運営主体型コミュニティ交通事業補助金を活用した支援を行います。支援に当たっては、以下の３点を満たすことを条件とし、持続可能な運行体制の確立を図ります。

- 道路運送法に基づく有償運送であること。
- 新規運行の場合は地域住民が詳細な運行計画を策定すること。
- 定期的に利用状況を検証し、需要を把握すること。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	――	――	―― 随時実施	――	――→
実施主体	津市				
事業分類	②運行形態を変更・改変するための事業				

【事業 3-4】住民主体型の移動手段の推進

鉄道、一般路線バス及びコミュニティバス等による移動手段の確保が困難な地域において、地域住民が運営主体となり運行する地域の実情に応じたデマンド型交通等のコミュニティ交通に対し、津市地域住民運営主体型コミュニティ交通事業補助金を活用した支援を行います。支援に当たっては、以下の３点を満たすことを条件とし、持続可能な運行体制の確立を図ります。

- 道路運送法に基づく有償運送であること。
- 新規運行の場合は地域住民が詳細な運行計画を策定すること。
- 定期的に利用状況を検証し、需要を把握すること。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	――	――	―― 随時実施	――	――	――→
実施主体	津市					
事業分類	②運行形態を変更・改変するための事業					

4.目標 4「快適な移動環境の整備」のための事業

【事業 4-1】待合環境等の整備

引き続き、公共交通に係る車両のバリアフリー化及びバス停における待合環境の整備に努めます。特に、乗継拠点については優先して整備に努めます。

また、鉄道駅においても、駅舎のバリアフリー化を始めとした、待合環境の整備に努めます。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	――	――	―― 随時実施	――	――→
実施主体	津市、三重交通、その他交通事業者				
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業				

【事業 4-2】定時性確保のための渋滞緩和

一般路線バス（幹線）を中心とした乗合バスの定時性を確保するために、三重県道路交通渋滞対策推進協議会が中心となり、道路管理者（三重県・津市等）にて渋滞緩和のための取り組みを実施します。

具体的には、津地域中央部や久居地域東部に集中する通勤交通の経路分散を図り、渋滞を迂回した交通の生活道路への流入抑制を目的として、国道 23 号中勢バイパスや一般県道上浜高茶屋久居線等の整備を進めます。

また、一般路線バス（幹線）が集中する都心活動軸周辺（国道 23 号大学病院前交差点～大倉交差点）においては、バス優先レーンの更なる充実に向けた道路整備を関係機関に働きかけるとともに、PTPS※の導入を検討します。

※) PTPS(Public Transportation Priority System)は、バスの接近を感知した際に信号制御等を行うことにより、バスの運行の円滑化、定時運行を図るシステムのこと。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	――	――	―― 継続実施	――	――→
実施主体	三重県、津市、三重県警察、その他道路管理者				
事業分類	④他事業の実効性を高めるための事業				

4.目標 4「快適な移動環境の整備」のための事業

【事業 4-1】待合環境等の整備

引き続き、公共交通に係る車両のバリアフリー化及びバス停における待合環境の整備に努めます。特に、乗継拠点については優先して整備に努めます。

また、鉄道駅においても、駅舎のバリアフリー化を始めとした、待合環境の整備に努めます。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	――	――	―― 随時実施	――	――	――→
実施主体	津市、三重交通、その他交通事業者					
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業					

【事業 4-2】定時性確保のための渋滞緩和

一般路線バス（幹線）を中心とした乗合バスの定時性を確保するために、三重県道路交通渋滞対策推進協議会が中心となり、道路管理者（三重県・津市等）にて渋滞緩和のための取り組みを実施します。

具体的には、津地域中央部や久居地域東部に集中する通勤交通の経路分散を図り、渋滞を迂回した交通の生活道路への流入抑制を目的として、国道 23 号中勢バイパスや一般県道上浜高茶屋久居線等の整備を進めます。

また、一般路線バス（幹線）が集中する都心活動軸周辺（国道 23 号大学病院前交差点～大倉交差点）においては、バス優先レーンの更なる充実に向けた道路整備を関係機関に働きかけるとともに、PTPS※の導入を検討します。

※) PTPS(Public Transportation Priority System)は、バスの接近を感知した際に信号制御等を行うことにより、バスの運行の円滑化、定時運行を図るシステムのこと。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	――	――	―― 継続実施	――	――	――→
実施主体	三重県、津市、三重県警察、その他道路管理者					
事業分類	④他事業の実効性を高めるための事業					

5.目標 5「公共交通に関する情報の管理と提供」のための事業

【事業 5-1】バスロケーションシステムの充実

三重交通では、従来からパソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）でバスの位置情報を把握できる「バスロケーションシステム」の導入を進めてきましたが、引き続き対応エリアの拡大等を進めていきます。



図 7-4 三重交通によるバスロケーションシステム

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	――	――	――	――	――→
実施主体	三重交通				
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業				

5.目標 5「公共交通に関する情報の管理と提供」のための事業

【事業 5-1】バスロケーションシステムの充実

三重交通では、従来からパソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）でバスの位置情報を把握できる「バスロケーションシステム」の導入を進めてきましたが、引き続き対応エリアの拡大等を進めていきます。



図 7-4 三重交通によるバスロケーションシステム

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	――	――	――	――	――	――→
実施主体	三重交通					
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業					

【事業 5-2】来訪者(特に外国人)への情報提供

近年、主要な観光地だけでなく、これまで外国人がほとんど訪れなかった地方都市においても外国人旅行者が増加しています。津市都市マスタープランにおいては、歴史・文化拠点として津城跡周辺（最寄りバス停：三重会館前、岩田橋）、一身田寺内町地区（最寄りバス停：本山前、高田高校前）、三重県総合文化センター周辺（最寄りバス停：総合文化センター前、総合文化センター）、多気北畠氏城館跡周辺（最寄りバス停：北畠神社前）を位置付けており、これらの場所への公共交通の案内は、今後より一層重要となります。

特に、津市は航路によって中部国際空港とつながっていることから、このような好条件を活かして誘客を強化するために、観光関連事業者と交通関係事業者等が連携し、来訪者に優しい環境づくりや、観光客の利便性の向上を図るとともに、効果的な情報発信に取り組んでいきます。

具体的には、次のような取組を実施します。

- 津駅、津なぎさまち、伊勢奥津駅等の交通結節点における観光地への公共交通の案内の充実
- 観光地における最寄りの駅やバス停への経路・時刻表等の案内の充実
- 観光地最寄りバス停における、交通結節点や他の観光地への案内の充実
- 車内、乗降施設（駅・バス停）における英語を中心とした多言語表記やピクトグラム等の充実
- 航路のインターネットを通じたPR
- 航路のポスターやパンフレットによるPR

実施年度	事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	案内整備					
	情報提供					
				継続実施		
実施主体	津市、三重交通、その他交通事業者					
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業					

【事業 5-2】来訪者(特に外国人)への情報提供

近年、主要な観光地だけでなく、これまで外国人がほとんど訪れなかった地方都市においても外国人旅行者が増加しています。津市都市マスタープランにおいては、歴史・文化拠点として津城跡周辺（最寄りバス停：三重会館前、岩田橋）、一身田寺内町地区（最寄りバス停：本山前、高田高校前）、三重県総合文化センター周辺（最寄りバス停：総合文化センター前、総合文化センター）、多気北畠氏城館跡周辺（最寄りバス停：北畠神社前）を位置付けており、これらの場所への公共交通の案内は、今後より一層重要となります。

特に、津市は航路によって中部国際空港とつながっていることから、このような好条件を活かして誘客を強化するために、観光関連事業者と交通関係事業者等が連携し、来訪者に優しい環境づくりや、観光客の利便性の向上を図るとともに、効果的な情報発信に取り組んでいきます。

具体的には、次のような取組を実施します。

- 津駅、津なぎさまち、伊勢奥津駅等の交通結節点における観光地への公共交通の案内の充実
- 観光地における最寄りの駅やバス停への経路・時刻表等の案内の充実
- 観光地最寄りバス停における、交通結節点や他の観光地への案内の充実
- 車内、乗降施設（駅・バス停）における英語を中心とした多言語表記やピクトグラム等の充実
- 航路のインターネットを通じたPR
- 航路のポスターやパンフレットによるPR

実施年度	事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	案内整備			継続実施			
	情報提供						
				時点更新			
実施主体	津市、三重交通、その他交通事業者						
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業						

情報通信技術が進展した現代においても、紙媒体による情報提供のニーズには根強いものがあります。津市においても公共交通マップを作成していますが、津市コミュニティバスに重きを置いたものとなっていることから、利用者の更なる利便性向上に資するため、津市内の鉄道並びに一般路線バス及びコミュニティバス等を一体的に扱った路線図の作成を行います。

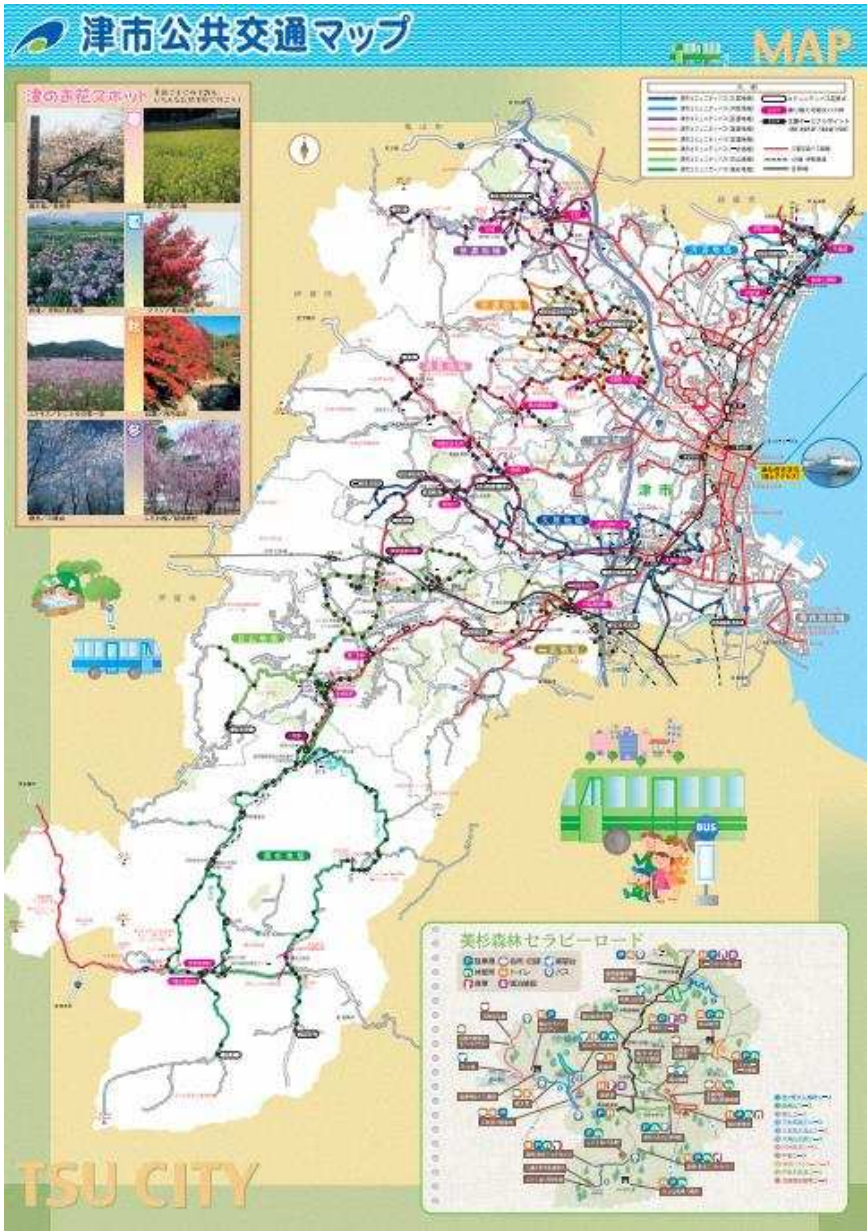


図 7-5 津市公共交通マップ

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	→-----→				
			時点更新		
実施主体	津市				
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業				

情報通信技術が進展した現代においても、紙媒体による情報提供のニーズには根強いものがあります。津市においても公共交通マップを作成していますが、津市コミュニティバスに重きを置いたものとなっていることから、利用者の更なる利便性向上に資するため、津市内の鉄道並びに一般路線バス及びコミュニティバス等を一体的に扱った路線図の作成を行います。

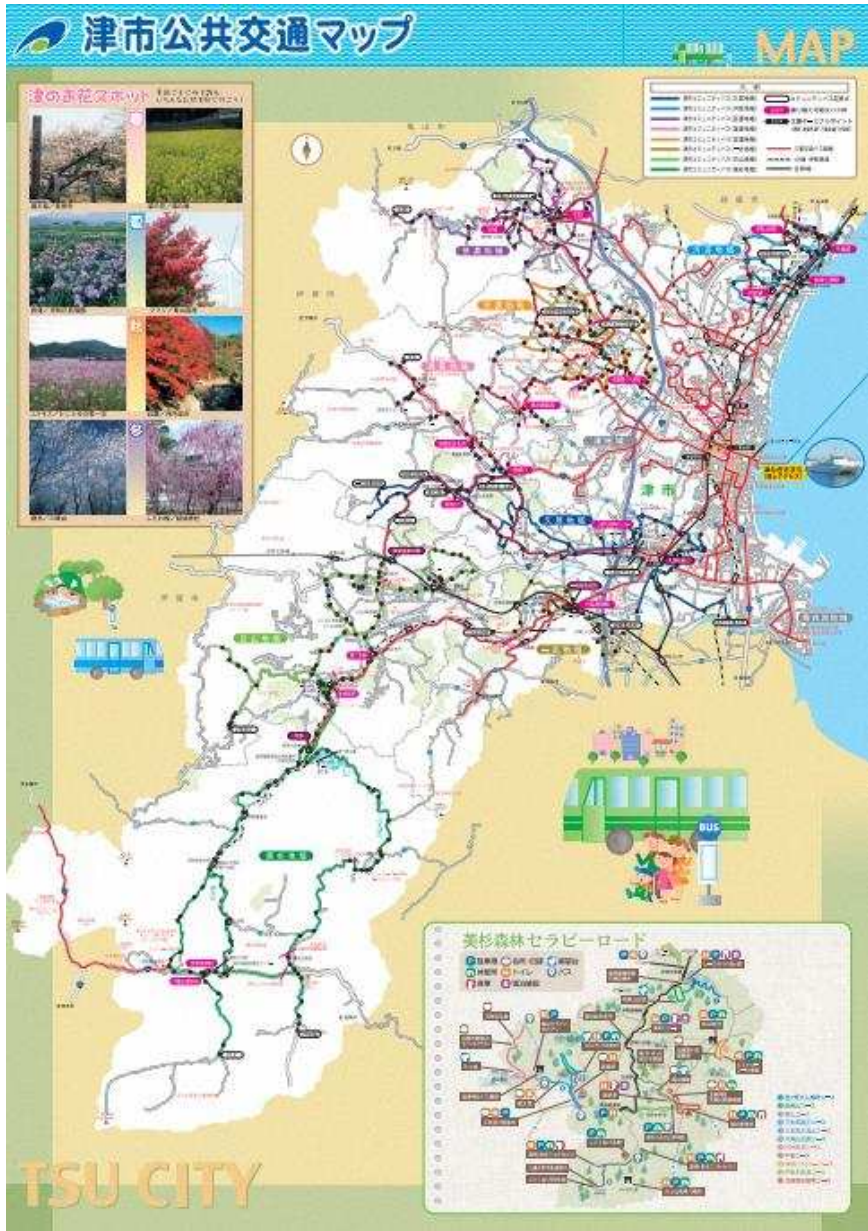


図 7-5 津市公共交通マップ

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
						→
			時点更新			
実施主体	津市					
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業					

【事業 5-4】公共交通データの標準化及びオープン化

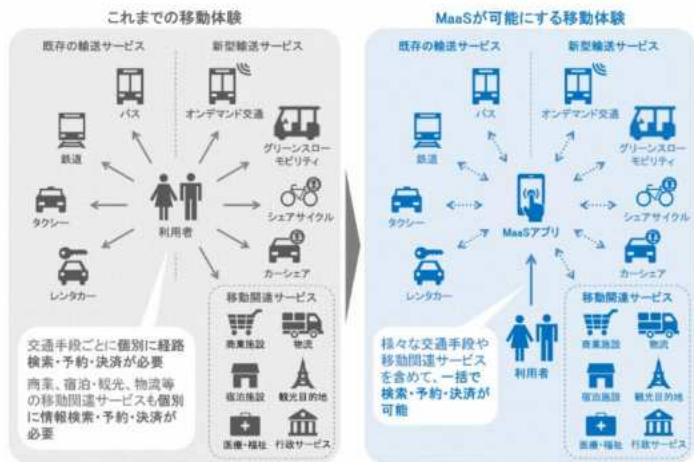
現在、国土交通省ではインターネット等の経路検索におけるバス情報の拡充のため、バス事業者と経路検索事業者との間でデータの受渡しをするための「標準的なバス情報フォーマット」を定めています。

なお、データフォーマットは、公共交通機関の情報の受渡しに海外で広く利用されている GTFS 形式※)に準じています。

※) GTFS(General Transit Feed Specification)形式とは、公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通形式を定義したもの。当初は Google 社向けのフォーマットとして作成されていたが、現在はオープン化され、誰もが使用できるものとなっている。表計算ソフトでの閲覧が容易な CSV 形式を採用し、仕様がオープン化されていることから、北米・欧州を中心に海外で幅広く利用されている。

一般路線バスを運行する三重交通では、運行管理システムの更新時期に合わせて GTFS 形式によるデータの管理を行います。また、津市コミュニティバスについては、路線再編に合わせて、GTFS 形式によるデータを津市ホームページにて公開します。

さらに、将来的に津市の地域特性を活かした MaaS（Mobility as a Service）が導入できるよう、事例研究を行います。



(出典：「新たなモビリティサービスの 実現に向けて H31.3.22」(国土交通省))

図 7-6 MaaS のイメージ

実施年度	事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	標準化、オープン化	→				
	MaaS の研究	――	――	―― 随時実施	――	―― →
実施主体	津市、三重交通					
事業分類	④他事業の実効性を高めるための事業					

【事業 5-4】公共交通データの標準化及びオープン化

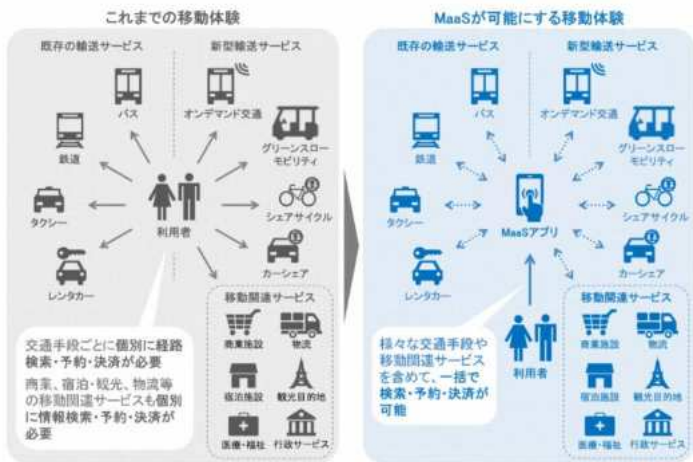
現在、国土交通省ではインターネット等の経路検索におけるバス情報の拡充のため、バス事業者と経路検索事業者との間でデータの受渡しをするための「標準的なバス情報フォーマット」を定めています。

なお、データフォーマットは、公共交通機関の情報の受渡しに海外で広く利用されている GTFS 形式※)に準じています。

※) GTFS(General Transit Feed Specification)形式とは、公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通形式を定義したもの。当初は Google 社向けのフォーマットとして作成されていたが、現在はオープン化され、誰もが使用できるものとなっている。表計算ソフトでの閲覧が容易な CSV 形式を採用し、仕様がオープン化されていることから、北米・欧州を中心に海外で幅広く利用されている。

一般路線バスを運行する三重交通では、運行管理システムの更新時期に合わせて GTFS 形式によるデータの管理を行います。また、津市コミュニティバスについては、路線再編に合わせて、GTFS 形式によるデータを津市ホームページにて公開します。

さらに、将来的に津市の地域特性を活かした MaaS（Mobility as a Service）が導入できるよう、事例研究を行います。



(出典：「新たなモビリティサービスの 実現に向けて H31.3.22」(国土交通省))

図 7-6 MaaS のイメージ

実施年度	事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	標準化、オープン化	→					
	MaaS の研究	――	――	―― 随時実施	――	――	―― →
実施主体	津市、三重交通						
事業分類	④他事業の実効性を高めるための事業						

6.目標6「公共交通を担う人材育成」のための事業

【事業6-1】運転手不足への対応

社会問題にもなっているバスの運転手不足への対応については、当事者である交通事業者だけでなく、行政としても積極的に取り組む必要があります。交通事業者においては積極的な採用活動を継続し、津市においては運転手不足の実情についての情報発信に努めます。

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			継続実施		
実施主体	交通事業者、津市				
事業分類	④他事業の実効性を高めるための事業				

【事業6-2】住民主体型の組織設立支援

これまで、「地域公共交通あり方検討会」等で地域公共交通に関する意見をいただくとともに、改善について協議してきました。今後は地域住民の参画度合いを高め、住民主体型で改善策や前述の新しい移動手段を検討していけるように、「地域公共交通あり方検討会」にて地域住民が積極的に参画できる体制を整えます。

その他、住民主体型の組織設立の希望があった場合は、他地域での実例や各種制度の情報を提供するなどの支援に努めます。

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			継続実施		
実施主体	津市				
事業分類	④他事業の実効性を高めるための事業				

6.目標6「公共交通を担う人材育成」のための事業

【事業6-1】運転手不足への対応

社会問題にもなっているバスの運転手不足への対応については、当事者である交通事業者だけでなく、行政としても積極的に取り組む必要があります。交通事業者においては積極的な採用活動を継続し、津市においては運転手不足の実情についての情報発信に努めます。

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			継続実施			
実施主体	交通事業者、津市					
事業分類	④他事業の実効性を高めるための事業					

【事業6-2】住民主体型の組織設立支援

これまで、「地域公共交通あり方検討会」等で地域公共交通に関する意見をいただくとともに、改善について協議してきました。今後は地域住民の参画度合いを高め、住民主体型で改善策や前述の新しい移動手段を検討していけるように、「地域公共交通あり方検討会」にて地域住民が積極的に参画できる体制を整えます。

その他、住民主体型の組織設立の希望があった場合は、他地域での実例や各種制度の情報を提供するなどの支援に努めます。

実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
			継続実施			
実施主体	津市					
事業分類	④他事業の実効性を高めるための事業					

7.目標7「公共交通に関する市民の意識向上」のための事業

【事業 7-1】JR名松線の活性化

JR 名松線は、通学、通院、買い物等の日常生活における移動に加え、「JR 名松線そのもの」を観光資源と位置付け、他の観光資源との連携を図るなどし、美杉地域を始めとした沿線地域の活性化を目指します。

具体的には、JR 名松線沿線地域活性化協議会や美杉地域まちづくり推進連絡協議会等の関係者と連携して、以下のような取組を推進します。

- JR 名松線の活用を促すホームページの運営
- JR 名松線、一般路線バス、津市コミュニティバス、近鉄大阪線が一体となった乗り継ぎ時刻表及び路線図の作成
- パーク＆ライド及びレンタサイクルに関するPR
- 観光案内の充実
- 観光協会等と連携した各種媒体によるJR 名松線のPR
- JR 名松線を活用した観光モデルプランの作成
- JR 名松線の利用促進を実施する団体等に対する支援



図 7-7 JR 名松線の利用を促すホームページ

実施年度	事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	案内整備					
	情報提供					
実施主体	津市、三重県、その他交通事業者					
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業					

7.目標7「公共交通に関する市民の意識向上」のための事業

【事業 7-1】JR名松線の活性化

JR 名松線は、通学、通院、買い物等の日常生活における移動に加え、「JR 名松線そのもの」を観光資源と位置付け、他の観光資源との連携を図るなどし、美杉地域を始めとした沿線地域の活性化を目指します。

具体的には、JR 名松線沿線地域活性化協議会や美杉地域まちづくり推進連絡協議会等の関係者と連携して、以下のような取組を推進します。

- JR 名松線の活用を促すホームページの運営
- JR 名松線、一般路線バス、津市コミュニティバス、近鉄大阪線が一体となった乗り継ぎ時刻表及び路線図の作成
- パーク＆ライド及びレンタサイクルに関するPR
- 観光案内の充実
- 観光協会等と連携した各種媒体によるJR 名松線のPR
- JR 名松線を活用した観光モデルプランの作成
- JR 名松線の利用促進を実施する団体等に対する支援



図 7-7 JR 名松線の利用を促すホームページ

実施年度	事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	案内整備						
	情報提供						
実施主体	津市、三重交通、その他交通事業者						
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業						

68【事業 7-2】利用促進イベントの実施

公共交通の利用による環境負荷軽減効果や個人の健康増進効果を周知することにより公共交通の利用を促進するため、利用促進イベントを実施します。
なお、過去のイベント実施例としては、以下のようなものがあります。

- 9月20日の「バスの日」の利用啓発活動
- 「みえ交通安全・環境フェスタ」におけるバスに関する展示等
- バスの乗り方教室
- 「津まつり」におけるバスに関する展示等
- ノーマイカーデーの実施
- 「こんなにあるんだみえの鉄道展」における鉄道に関する展示等
- 「岐阜県・三重県共同ローカル鉄道展」における鉄道に関する展示等



図 7-8 バスの乗り方教室の様子



図 7-9 津まつりにおけるお絵かきバス

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			継続実施		
実施主体	津市、三重県、中部運輸局、三重交通				
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業				

【事業 7-2】利用促進イベントの実施

公共交通の利用による環境負荷軽減効果や個人の健康増進効果を周知することにより公共交通の利用を促進するため、利用促進イベントを実施します。
なお、過去のイベント実施例としては、以下のようなものがあります。

- 9月20日の「バスの日」の利用啓発活動
- 「みえ交通安全・環境フェスタ」におけるバスに関する展示等
- バスの乗り方教室
- 「津まつり」におけるバスに関する展示等
- ノーマイカーデーの実施
- 「こんなにあるんだみえの鉄道展」における鉄道に関する展示等
- 「岐阜県・三重県共同ローカル鉄道展」における鉄道に関する展示等



図 7-8 バスの乗り方教室の様子



図 7-9 津まつりにおけるお絵かきバス

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
			継続実施			
実施主体	津市、三重県、中部運輸局、三重交通					
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業					

【事業 7-3】広報紙やホームページ等による広報

公共交通の利用を促進するため、広報紙及びホームページを通じて公共交通に関する情報を提供します。

また、SNS（Facebook、Twitter 等）やケーブルテレビによる情報提供も実施します。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			継続実施		
実施主体	津市、三重交通、その他交通事業者				
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業				

【事業 7-4】モビリティ・マネジメントの実施

津市では、モビリティ・マネジメントの WEB サイトを構築し、インターネットを通じて交通手段の選択に関する意識啓発に努めてきました。従来のインターネットによる手法に加え、民間企業、学校、高齢者向けイベント等と連携し、対象を明確にしたモビリティ・マネジメントを実施します。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			継続実施		
実施主体	津市、三重県				
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業				

【事業 7-3】広報紙やホームページ等による広報

公共交通の利用を促進するため、広報紙及びホームページを通じて公共交通に関する情報を提供します。

また、SNS（Facebook、Twitter 等）やケーブルテレビによる情報提供も実施します。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
			継続実施			
実施主体	津市、三重県、その他交通事業者					
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業					

【事業 7-4】モビリティ・マネジメントの実施

津市では、モビリティ・マネジメントの WEB サイトを構築し、インターネットを通じて交通手段の選択に関する意識啓発に努めてきました。従来のインターネットによる手法に加え、民間企業、学校、高齢者向けイベント等と連携し、対象を明確にしたモビリティ・マネジメントを実施します。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
			継続実施			
実施主体	津市、三重県					
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業					

70 【事業 7-5】運転免許証返納に対する支援

三重交通では、運転免許証自主返納者に対して、以下のような取組を実施しています。

表 7-8 三重交通による運転免許証自主返納者に対する取組

項目	内容
運転免許返納割引定期券 「セーフティーパス」	運転経歴証明書を提示した場合、三重交通グループの一般路線バス（自主運行バス（廃止代替バス）を含む）が乗り放題のフリーパスを発売
運転免許返納割引	三重交通グループの一般路線バス（自主運行バス（廃止代替バス）を含む）の運賃支払い時に運転経歴証明書を提示した場合、運賃が半額

また、一部のタクシー事業者では、運転免許証自主返納者に限らず 65 歳以上の利用者の料金が 1 割引となる制度を導入しています（事前登録が必要）。

これらの取組や津市高齢者外出支援制度（シルバーエミカ）を運転免許返納者に周知するためのチラシ等を作成し、警察署や運転免許センター等にて配布するとともに、運転免許返納者だけでなく運転免許の返納を検討している人にも情報が届くよう、引き続き三重交通や津市のホームページ等でも広報します。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
			継続実施		
実施主体	津市、三重県、三重交通、その他交通事業者、三重県警察				
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業				

【事業 7-5】運転免許証返納に対する支援

三重交通では、運転免許証自主返納者に対して、以下のような取組を実施しています。

表 7-8 三重交通による運転免許証自主返納者に対する取組

項目	内容
運転免許返納割引定期券 「セーフティーパス」	運転経歴証明書を提示した場合、三重交通グループの一般路線バス（自主運行バス（廃止代替バス）を含む）が乗り放題のフリーパスを発売
運転免許返納割引	三重交通グループの一般路線バス（自主運行バス（廃止代替バス）を含む）の運賃支払い時に運転経歴証明書を提示した場合、運賃が半額

また、一部のタクシー事業者では、運転免許証自主返納者に限らず 65 歳以上の利用者の料金が 1 割引となる制度を導入しています（事前登録が必要）。

これらの取組や津市高齢者外出支援制度（シルバーエミカ）を運転免許返納者に周知するためのチラシ等を作成し、警察署や運転免許センター等にて配布するとともに、運転免許返納者だけでなく運転免許の返納を検討している人にも情報が届くよう、引き続き三重交通や津市のホームページ等でも広報します。

実施年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
			継続実施			
実施主体	津市、三重県、三重交通、その他交通事業者、三重県警察					
事業分類	③市民や来訪者の公共交通利用を促すための事業					

72 2.目標の達成度の評価

第 6 章で示した目標の達成度を測る数値目標を以下のとおり定めます。

なお、評価指標は計画期間最終年度である令和 6 年度の値としますが、値は毎年度算出し、進捗を把握します。

表 8-2 目標の達成度を測る数値目標

目標		評価項目	数値目標	
			【参考】最新の数値	
目標 1	広域の移動の確保	■市内の鉄道駅での乗車数	17,900,000 人/年	17,828,471 人/年
		■航路の利用者数	300,000 人/年	289,387 人/年
		■一般路線バス（幹線・準幹線）の利用者数	2,900,000 人/年	2,940,782 人/年
目標 2	日常生活における地域移動の確保	■一般路線バス（市内線）の利用者数	740,000 人/年	749,857 人/年
		■コミュニティバス等（支線）の利用者数	110,000 人/年	112,951 人/年
目標 7	公共交通に関する市民意識の向上	■モビリティ・マネジメントや利用促進イベント等実施数	7 回/年	6 回/年

※) 最新の数値は、「市内の鉄道駅での乗車数」のみ平成 29 年度の実績、その他の項目は平成 30 年度の実績

津市においては、今後人口が減少する見込みであり、利用者の増加を見込むのは困難であることから、平成 30 年度の実績値を基準に数値目標（原則現状維持）を設定しますが、航路については社会環境の変化もあり利用者数が増加傾向にあることから、利便性の高いダイヤ編成の実現により更なる利用者の増加を目指します。

なお、計画で定めた目標のうち、**目標 3** バス路線の運行効率化については、運転手不足に起因した運行経費の増大が予想されることから、数値目標は設定せず、後述する 1 便当たり利用者数を毎年確認することにより評価します。また、**目標 4** 快適な移動環境の整備、**目標 5** 公共交通に関する情報の管理と提供、**目標 6** 公共交通を担う人材育成については、定量的評価が困難であることから、各目標を達成するために実施する事業の実施状況を点検することにより評価します。

2.目標の達成度の評価

第 6 章で示した目標の達成度を測る数値目標を以下のとおり定めます。

なお、評価指標は計画期間の終期である令和 7 年 9 月末時点の値としますが、値は毎年度算出し、進捗を把握します。

表 8-2 目標の達成度を測る数値目標

目標		評価項目	データ取得方法	数値目標	
				【参考】最新の数値	
目標 1	広域の移動の確保	■市内の鉄道駅での乗車数	三重県統計書から毎年計測	17,900,000 人/年	17,828,471 人/年
		■航路の利用者数	運航事業者保有の利用者データにより毎年計測	300,000 人/年	289,387 人/年
		■一般路線バス（幹線・準幹線）の利用者数	交通事業者保有の乗降データにより毎年計測	2,900,000 人/年	2,940,782 人/年
目標 2	日常生活における地域移動の確保	■一般路線バス（市内線）の利用者数	交通事業者保有の乗降データにより毎年計測	740,000 人/年	749,857 人/年
		■コミュニティバス等（支線）の利用者数	津市及び交通事業者保有の乗降データにより毎年計測	110,000 人/年	112,951 人/年
目標 7	公共交通に関する市民意識の向上	■モビリティ・マネジメントや利用促進イベント等実施数	実施回数を毎年計測	7 回/年	6 回/年

※) 最新の数値は、「市内の鉄道駅での乗車数」のみ平成 29 年度の実績、その他の項目は平成 30 年度の実績

表 8-3 目標の達成度を測る参考とする確認指標

目標		確認指標	データ取得方法	数値指標（最新の数値）
目標 1	広域の移動の確保	■補助対象の一般路線バス（幹線・準幹線）の収支率	交通事業者の決算報告書等の資料から毎年計測	51%
目標 3	バス路線の運行効率化	■公共交通に係る市の負担額	普通会計決算より毎年整理	1 億 6,499 万円

※) **目標 1** の収支率の数値は令和 5 年度の実績値、**目標 3** の市の負担額の数値は令和 4 年度の実績値

津市においては、今後人口が減少する見込みであり、利用者の増加を見込むことが困難な状況のなか、航路については、利便性の高いダイヤ編成の実現等により更なる利用者の増加を目指すなど、**目標 1**、**目標 2**、**目標 7** に関する評価項目については、平成 30 年度の実績値（鉄道に係る数値のみ平成 29 年度の実績値）を基に表 8-2 のとおり目標値（原則現状維持）を設定のうえ評価を行います。さらに、**目標 1** については、表 8-2 の評価項目による評価のほか、参考として表 8-3 の収支率を確認し、**目標 3** については、後述する 1 便当たり利用者数を毎年確認するほか、参考として市の負担額も確認します。また、**目標 4**、**目標 5**、**目標 6** は、各目標を達成するために実施する事業の実施状況を点検することにより評価します。

3.事業の進捗の評価

(1) 直接運行に係る事業の評価

第 7 章で示した事業のうち、「①直接運行に係る事業」については、目標の達成度を測る数値目標で評価します。

ただし、一般路線バス及びコミュニティバス等の運行に係る事業については、市民の利用に直接関係する事業であることから、毎年度個別に評価します（自主運行バス（廃止代替バス）及び津市コミュニティバスに係る数値目標（1 便当たり利用者数）については、具体的な運行計画策定後に設定）。

なお、必要とするサービス水準が維持できなかった場合及び数値目標の達成が困難である場合は、事業内容を見直すことにより津市の公共交通網の確保・維持を図ります。

表 8-3 一般路線バス及びコミュニティバス等の評価内容

分類		評価の方法	
		全般	自主運行バス（廃止代替バス） ・津市コミュニティバス
一般路線バス	幹線	【サービス水準維持を確認】 ■経路を確保しているか ―都市拠点と地域拠点を經由 ■ダイヤを確保しているか ―毎日、おおむね 6 時～21 時・1 本/時の運行 ―複数路線重複の場合は、路線間で運行間隔の調整	【数値目標達成度を確認】 ■1 便当たり利用者数 ―区間単位でも評価
	準幹線	【サービス水準維持を確認】 ■経路を確保しているか ―市内及び市外の拠点間を結ぶ	【数値目標達成度を確認】 ■1 便当たり利用者数 ―区間単位でも評価
	市内線	【サービス水準維持を確認】 ■ダイヤを確保しているか ―毎日、おおむね 6 時～21 時・1 本/時の運行 ―居住誘導区域を評価※)	【数値目標達成度を確認】 ■1 便当たり利用者数
コミュニティバス等	支線	―	【数値目標達成度を確認】 ■1 便当たり利用者数(類型ごとに設定) ―ルート単位だけでなく地域全体でも評価

※) 半径 500m以内にサービス水準を満たす幹線のバス停がある場合及び
半径 1 km以内に鉄道駅がある場合は対象外

(2) その他の事業の評価

目標を達成するための事業のうち、「①直接運行に係る事業」以外の事業については、その多くが定量的な評価が困難な目標を実現するための事業であることから、毎年事業の実施状況を点検することにより評価します。

3.事業の進捗の評価

(1) 直接運行に係る事業の評価

第 7 章で示した事業のうち、「①直接運行に係る事業」については、目標の達成度を測る数値目標で評価します。

ただし、一般路線バス及びコミュニティバス等の運行に係る事業については、市民の利用に直接関係する事業であることから、毎年度個別に評価します（自主運行バス（廃止代替バス）及び津市コミュニティバスに係る数値目標（1 便当たり利用者数）については、具体的な運行計画策定後に設定）。

なお、必要とするサービス水準が維持できなかった場合及び数値目標の達成が困難である場合は、事業内容を見直すことにより津市の公共交通網の確保・維持を図ります。

表 8-4 一般路線バス及びコミュニティバス等の評価内容

分類		評価の方法	
		全般	自主運行バス（廃止代替バス） ・津市コミュニティバス
一般路線バス	幹線	【サービス水準維持を確認】 ■経路を確保しているか ―都市拠点と地域拠点を經由 ■ダイヤを確保しているか ―毎日、おおむね 6 時～21 時・1 本/時の運行 ―複数路線重複の場合は、路線間で運行間隔の調整	【数値目標達成度を確認】 ■1 便当たり利用者数 ―区間単位でも評価
	準幹線	【サービス水準維持を確認】 ■経路を確保しているか ―市内及び市外の拠点間を結ぶ	【数値目標達成度を確認】 ■1 便当たり利用者数 ―区間単位でも評価
	市内線	【サービス水準維持を確認】 ■ダイヤを確保しているか ―毎日、おおむね 6 時～21 時・1 本/時の運行 ―居住誘導区域を評価※)	【数値目標達成度を確認】 ■1 便当たり利用者数
コミュニティバス等	支線	―	【数値目標達成度を確認】 ■1 便当たり利用者数(類型ごとに設定) ―ルート単位だけでなく地域全体でも評価

※) 半径 500m以内にサービス水準を満たす幹線のバス停がある場合及び
半径 1 km以内に鉄道駅がある場合は対象外

(2) その他の事業の評価

目標を達成するための事業のうち、「①直接運行に係る事業」以外の事業については、その多くが定量的な評価が困難な目標を実現するための事業であることから、毎年事業の実施状況を点検することにより評価します。

75

2.計画期間内のスケジュール

(1) 年度ごとの実施スケジュール

事業の年度ごとの実施内容は、以下のとおりです。

表 9-1 事業の実施スケジュール①

事業		実施年度					実施主体
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	
1-1.鉄道の利便性向上の要請				継続実施			津市、三重県
1-2.一般路線バス(幹線・準幹線)の維持				継続実施			三重交通、津市、 三重県
1-3.隣接自治体との連携				継続実施			津市、三重県
1-4.航路の維持・向上				継続実施			津エアポートライン 津市、三重県、
2-1.一般路線バス(市内線)の維持				継続実施			三重交通
2-2.コミュニティバス等(支線)の維持				継続実施			津市、バス事業者
2-3.各種施設への乗り入れ		■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	津市、バス事業者、 関係施設
2-4.新たな交通サービスの研究		■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	津市
3-1.自主運行バス(廃止代替バス)の見直し		見直し ■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	津市
3-2.津市コミュニティバスの再編		再編 ■ ■ ■	■ ■ ■	随時見直し ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	津市
3-3.乗り継ぎ拠点の設定	ダイヤ設定			継続実施			津市、三重交通、 その他交通事業者
	案内の充実		■ ■ ■	■ ■ ■	時点更新 ■ ■ ■	■ ■ ■	
3-4.住民主体型の移動手段の推進		■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	津市
4-1.待合環境等の整備		■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	津市、三重交通、 その他交通事業者
4-2.定時性確保のための渋滞緩和				継続実施			三重県、津市、 その他交通管理者

2.計画期間内のスケジュール

(1) 年度ごとの実施スケジュール

事業の年度ごとの実施内容は、以下のとおりです。

表 9-1 事業の実施スケジュール①

事業		実施年度						実施主体
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	
1-1.鉄道の利便性向上の要請				継続実施				津市、三重県
1-2.一般路線バス(幹線・準幹線)の維持				継続実施				三重交通、津市、 三重県
1-3.隣接自治体との連携				継続実施				津市、三重県
1-4.航路の維持・向上				継続実施				津エアポートライン 津市、三重県、
2-1.一般路線バス(市内線)の維持				継続実施				三重交通
2-2.コミュニティバス等(支線)の維持				継続実施				津市、バス事業者
2-3.各種施設への乗り入れ		■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	津市、バス事業者、 関係施設
2-4.新たな交通サービスの研究		■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	津市
3-1.自主運行バス(廃止代替バス)の見直し		見直し ■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	津市
3-2.津市コミュニティバスの再編		再編 ■ ■ ■	■ ■ ■	随時見直し ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	津市
3-3.乗り継ぎ拠点の設定	ダイヤ設定			継続実施				津市、三重交通、 その他交通事業者
	案内の充実		■ ■ ■	■ ■ ■	時点更新 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	
3-4.住民主体型の移動手段の推進		■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	津市
4-1.待合環境等の整備		■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	津市、三重交通、 その他交通事業者
4-2.定時性確保のための渋滞緩和				継続実施				三重県、津市、 その他交通管理者

表 9-2 事業の実施スケジュール②

事業		実施年度					実施主体
		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	
5-1.バスロケーションシステムの充実		■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	三重交通
5-2.来訪者(特に外国人) への情報提供	案内整備	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■			津市、三重交通 その他交通事業者
	情報提供			継続実施 ■ ■ ■			
5-3.紙媒体による情報提供		路線図作成 ■ ■ ■			時点更新 ■ ■ ■	■ ■ ■	津市
5-4.公共交通データの 標準化及びオープン化	標準化	■ ■ ■					三重交通
	標準化及びオープン化		■ ■ ■				津市
	MaaS の研究	■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	三重交通、津市
6-1.運転手不足への対応				継続実施 ■ ■ ■			交通事業者、津市
6-2.住民主体型の組織設立支援				継続実施 ■ ■ ■			津市
7-1.JR名松線の活性化	案内整備	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■			津市、三重県、 その他交通事業者
	情報提供			継続実施 ■ ■ ■			
7-2.利用促進イベントの実施				継続実施 ■ ■ ■			津市、三重県、 中部運輸局、三重交通
7-3.広報紙やホームページ等による広報				継続実施 ■ ■ ■			津市、三重交通、 その他交通事業者
7-4.モビリティ・マネジメントの実施				継続実施 ■ ■ ■			津市、三重県
7-5.運転免許証返納に対する支援				継続実施 ■ ■ ■			津市、三重県、 三重交通、 その他交通事業者、 三重県警察

表 9-2 事業の実施スケジュール②

事業			実施年度					実施主体
		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	
5-1.バスロケーションシステムの充実		■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	三重交通
5-2.来訪者(特に外国人) への情報提供	案内整備	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■				津市、三重交通 その他交通事業者
	情報提供			継続実施 ■ ■ ■			■ ■ ■	
5-3.紙媒体による情報提供		路線図作成 ■ ■ ■			時点更新 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	津市
5-4.公共交通データの 標準化及びオープン化	標準化	■ ■ ■						三重交通
	標準化及びオープン化		■ ■ ■					津市
	MaaS の研究	■ ■ ■	■ ■ ■	随時実施 ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	三重交通、津市
6-1.運転手不足への対応				継続実施 ■ ■ ■			■ ■ ■	交通事業者、津市
6-2.住民主体型の組織設立支援				継続実施 ■ ■ ■			■ ■ ■	津市
7-1.JR名松線の活性化	案内整備	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■				津市、三重県、 その他交通事業者
	情報提供			継続実施 ■ ■ ■			■ ■ ■	
7-2.利用促進イベントの実施				継続実施 ■ ■ ■			■ ■ ■	津市、三重県、 中部運輸局、三重交通
7-3.広報紙やホームページ等による広報				継続実施 ■ ■ ■			■ ■ ■	津市、三重交通、 その他交通事業者
7-4.モビリティ・マネジメントの実施				継続実施 ■ ■ ■			■ ■ ■	津市、三重県
7-5.運転免許証返納に対する支援				継続実施 ■ ■ ■			■ ■ ■	津市、三重県、 三重交通、 その他交通事業者、 三重県警察

77 (2) 年間標準スケジュール

計画推進のための年間標準スケジュールを、以下に示します。

なお、運行計画の変更については、10 月初旬、3 月下旬に実施することが多いですが、交通事業者のダイヤ改正に合わせて、適宜実施します。

表 9-3 計画推進のための年間標準スケジュール

事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
乗降調査（自主運行バス（廃止代替バス）・津市コミュニティバス）		▲						▲				
一般路線バスのサービス水準評価											▲	
自主運行バス（廃止代替バス）及び津市コミュニティバスの評価		▲	-----									
事業実施状況点検		▲	改善方策検討									
運行計画の変更						▲						▲
協議会開催		▲			▲				▲		▲	

(2) 年間標準スケジュール

計画推進のための年間標準スケジュールを、以下に示します。

なお、運行計画の変更については、10 月初旬、3 月下旬に実施することが多いですが、交通事業者のダイヤ改正に合わせて、適宜実施します。

表 9-3 計画推進のための年間標準スケジュール

事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
乗降調査（自主運行バス（廃止代替バス）・津市コミュニティバス）			▲			▲			▲		▲	
一般路線バスのサービス水準評価							▲					
自主運行バス（廃止代替バス）及び津市コミュニティバスの評価			-----									
事業実施状況点検			改善方策検討									
運行計画の変更	▲							▲				
協議会開催		▲			▲				▲		▲	

令和 6 年 5 月 1 3 日

(名称) 津市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(市の概況)

三重県の県庁所在地である津市は、平成 1 8 年 1 月 1 日に 1 0 市町村の合併により誕生し、県内で最も広大な面積 (7 1 1 . 1 8 km²) を有している。

また、津市は県の中心部に位置し、北は鈴鹿市及び亀山市、西は名張市及び伊賀市並びに奈良県、南は松阪市と接しており、東は伊勢湾を臨んでいる。東部には伊勢平野の一部を形成する海岸平野、中部は標高 3 0 ~ 5 0 m の丘陵地や台地、西境沿いには 7 0 0 ~ 8 0 0 m の山々が連なり、多様な自然を形成している。

津市では、公共交通網を主に鉄道、海上交通、バス交通により形成している。鉄道については、近鉄名古屋線、近鉄大阪線、J R 紀勢本線、J R 名松線、伊勢鉄道があり、市内のみならず、名古屋圏及び大阪圏並びに伊勢方面への移動が可能となっている。

海上交通については、津なぎさまちと中部国際空港を結ぶ高速船が、運航されている。

バス交通については、津地域、久居地域を中心に一般路線バスが運行されているほか、北部地域、南部地域、北西部 (芸濃、安濃) 地域及び南西部 (美里、一志、白山、美杉) 地域を運行の単位として津市コミュニティバスが運行されている。

津市コミュニティバスは、一般路線バスのサービスを楽しむことができない地域において通院、買物等の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、鉄道や一般路線バスと接続することで広域的な移動にも対応する。このため、地域公共交通確保維持事業により、北部地域、南部地域、北西部 (芸濃、安濃) 地域及び南西部 (美里、一志、白山、美杉) 地域を運行する津市コミュニティバス路線を確保・維持する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

各路線の 1 便当たりの利用者数について、段階的に評価できるよう 2 つの指標を設定する。

ア 運行目標値 3 . 5 人以上

イ 運行維持基準値 2 . 0 人以上

(第 2 次津市地域公共交通網形成計画 P 7 2 参照)

(2) 事業の効果

津市コミュニティバス路線は、主に一般路線バス等が運行していない地区や中山間部に位置する地区で運行しており、これらの地区における学生や高齢者等の移動制約者の生活を支える移動手段として重要である。移動需要を把握し、各地域の津市コミュニティバスを維持・改善することにより、これら移動制約者の移動手段の確保及び高齢者等の社会参加の確保や生きがいの創出等の効果があり、更には地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

実施事業	実施主体
①地域公共交通あり方検討会の開催 各ルートの利用者、自治会長、社会福祉協議会の代表者等で構成する「地域公共交通あり方検討会」を各地域で開催し、各地域の様々な要望や意見等を基に協議する。	住民、津市、交通事業者
②評価結果に応じた利用促進等施策の実施 毎年度行う評価結果に応じ、利用促進や減便等の事業の縮小を伴う見直し等を実施する。	住民、津市、交通事業者
③津市コミュニティバスの運行変更 地域からの意見や利用実態に応じて、適宜津市コミュニティバスの運行を変更する。また、主要な駅や停留所での接続に合わせ、随時ダイヤを見直していく。	住民、津市、交通事業者
④運行変更に伴う周知等 路線図、時刻表及び乗継案内等をまとめた利用促進チラシを沿線各戸に配布するとともに津市ホームページにて路線図、時刻表の情報を掲載する。	津市
⑤G T F S データの整備 G o o g l e マップ等の経路検索サイトで、簡単に経路検索ができるように、データ整備を行い、一般公開するとともに、運行変更時には関係機関と連携し、情報提供を行うことで、反映漏れがないようにする。	津市
⑥市広報誌（広報津）での意識啓発 P R バスの日に合わせ、利用啓発の記事を掲載する。 3月のダイヤ改正に合わせ、注意喚起の記事を掲載する。 その他、利用促進の記事を掲載する。	津市

⑦津市高齢者外出支援事業 市内に住所を有する 65 歳以上の方を対象に、三重交通(株)の IC カード『エミカ』を活用した『シルバーエミカ』を無償交付し、毎年度 2,000 円分のポイントを上限として乗車ポイントを付与する(令和 6 年度は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分を含めて 2,500 円分のポイントを上限とする)。また、提示により津市コミュニティバスの運賃を無料とする。	津市
⑧『わたしの時刻表』の発行 鉄道やバスなどを利用して外出される方を対象に、目的地までの乗継や発着時刻などをまとめた『わたしの時刻表』を発行する。	津市
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	
表 1 を添付。	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持事業によって、運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、運行収入等及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を津市が負担することとしている。	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・評価結果を基に、地域公共交通あり方検討会においてヒアリングを実施	
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
該当なし	
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
該当なし	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>	
表 5 を添付。	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
該当なし	

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
(令和5年度津市地域公共交通活性化協議会) 第1回協議会 令和5年5月17日開催 ・令和4年度事業報告及び収支決算報告について ・津市コミュニティバスの運行変更について ・津市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・自家用有償旅客運送事業の登録更新について ・ぐるっと・つーバスの運行変更について 第2回協議会 令和5年8月1日開催 ・津市コミュニティバスの運行変更について ・第2次津市地域公共交通網形成計画に掲げる事業の令和4年度実績に対する評価等について ・一般路線バス及びコミュニティバス等の運行に係る事業の令和4年度実績に対する評価等について 第3回協議会 令和5年12月15日開催

- ・津市コミュニティバス及び自主運行バスの運行変更について
- ・令和5年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
- ・次期津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の策定について

第4回協議会 令和6年3月13日

- ・令和6年度事業計画（案）及び予算（案）並びに津市地域公共交通活性化協議会財務規程の改定について
- ・第2次津市地域公共交通網形成計画の改定について
- ・津市コミュニティバスにおける次期再編に向けて
- ・ぐるっと・つーバスの運行変更について

（令和6年度津市地域公共交通活性化協議会）

第1回協議会 令和6年5月13日

- ・会長の選任並びに副会長及び監査委員等の指名について
- ・令和5年度事業報告及び収支決算報告について
- ・津市地域内フィーダー系統確保維持計画について
- ・津市コミュニティバスの運行変更について
- ・第2次津市地域公共交通網形成計画の改定について
- ・津市地域公共交通計画案作成に係る業務委託について
- ・分科会の設置について

19. 利用者等の意見の反映状況

法定協議会には、市民からの公募委員が5人含まれているほか、法定協議会とは別に、各ルートの利用者、自治会長、社会福祉協議会代表者等で構成する「地域公共交通あり方検討会」を各地域で開催しており、各地域の様々な要望や意見等を基に協議を行い、必要に応じた運行変更等を行っている。

令和6年度事業（令和5年10月から令和6年9月末）は、以下の地域でコミュニティバスの運行変更を実施した。

【南部地域】

- ・要望があった商業施設へ停留所を新設、利用者にわかりやすいよう停留所名称を変更

【北西部（芸濃）地域】

- ・安全性向上のため運行路線を変更、要望があった施設等へ停留所を新設、買い物時間にゆとりをもたせるため運行ダイヤを変更等

【北西部（安濃）地域】

- ・安全性向上のため運行路線を変更、要望があった施設等へ停留所を新設、買い物時間にゆとりをもたせるため運行ダイヤを変更等

【南西部（美里）地域】

- ・リニューアルオープンした温泉施設へ停留所を新設

また、協議会で「市内に観光にみえた方に対して、コミュニティバス等の公共交通を用いた観光モデルコースの情報発信をしてはどうか」との意見があったことから、津市観光協会と連携し、三重交道路線バスやコミュニティバスを活用した観光ルートについて、観光協会のホームページに掲載していただいた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 津市西丸之内23番1号

（所 属） 都市計画部交通政策課

（氏 名） 竹内 沙也香

（電 話） 059-229-3289

（e-mail） 229-3289@city.tsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によら

なくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該 当する要件	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 （別表7のみ）
	津市	(1) 河芸循環ルート(1)	河芸総合 支所	近鉄千里駅、 近鉄豊津上野駅	河芸総合 支所	往24.6km 循環	103日	721回		路線定期運行	①	「近鉄千里駅」 停留所にて 津太陽の街線と接続	③
	津市	(2) 河芸循環ルート(2)	河芸総合 支所	近鉄千里駅、 近鉄豊津上野駅、 千里ヶ丘公民館	河芸総合 支所	往26.6km 循環	51日	357回		路線定期運行	①	「近鉄千里駅」 停留所にて 津太陽の街線と接続	③
	津市	(3) 河芸南・一身田・白塚循環ルート(3)	河芸総合 支所	白塚駅西、 近鉄豊津上野駅、 北部市民センター前	河芸総合 支所	往22.2km 循環	154日	1232回		路線定期運行	①	「北部市民センター前」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(4) 久居西循環ルート(4)	久居インター ガーデン	榑原口	久居総合 支所前 （久居駅 西口）	往41.1km 復41.1km	52日	104回		路線定期運行	①	「久居総合支所前（久居 駅西口）」停留所にて榑 原線と接続	③
	津市	(5) 芸濃北ルート(5)	長徳寺	中町	芸濃総合 支所	往18.2km 復18.2km	154日	539回		路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(6) 芸濃南ルート(6)	長徳寺	中町、 市場	芸濃総合 支所	往22.4km 復22.4km	154日	385回		路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(7) 芸濃南ルート(7)	北畑	中町、 市場	芸濃総合 支所	往28.9km 復28.9km	154日	154回		路線定期運行	①	「中町」 停留所にて 棕本線と接続	③
	津市	(8) 清水ヶ丘・戸島・棕本ルート(8)	芸濃総合 支所	曾根橋	清水ヶ丘 団地	往16.7km 復16.7km	154日	462回		路線定期運行	①	「曾根橋」 停留所にて 安濃線と接続	③
	津市	(9) 妙法寺・野口・棕本ルート(9)	芸濃総合 支所	曾根橋	安濃総合 支所	往22.5km 復22.5km	154日	462回		路線定期運行	①	「曾根橋」 停留所にて 安濃線と接続	③
	三重交通（株）	(10) 久居北・片田・高茶屋ルート(1)	久居駅東 口	久居インターガーデン	片田団地	往19.6km 復19.6km	154日	616回		路線定期運行	①	「片田団地」 停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通（株）	(11) 久居南・雲出ルート(2)	三重中央 医療セン ター	久居インターガーデン、 桃園駅東	イオン モール津 南	往 16.6km 復 16.9km	154日	616回		路線定期運行	①	「イオンモール津南」停留所にて津三雲線、香良洲線及び久居高茶屋線と接続	③
	三重交通（株）	(12) 穴倉・辰水・忠盛塚ルート(3)	美里総合 支所	忠盛塚	榑原口	往32.3km 復32.3km	154日	462回		路線定期運行	①	「忠盛塚」停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通（株）	(13) 穴倉・辰水・忠盛塚ルート(4)	美里総合 支所	忠盛塚	美里総合 支所	往27.6km 循環	154日	154回		路線定期運行	①	「忠盛塚」停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通（株）	(14) 長野・榑原ルート(5)	平木	美里総合支所、 稲葉口	湯の瀬	往 16.5km 復 km	154日	308回		路線定期運行	①	「稲葉口」停留所にて 長野線と接続	③
	三重交通（株）	(15) 長野・榑原ルート(6)	湯の瀬	稲葉口	平木	往 km 復 25.9km	154日	308回		路線定期運行	①	「稲葉口」停留所にて長野線、 「榑原口」停留所 にて榑原線と接続	③

三重交通(株)	(16) 八対野・大三ルート(7)	榑原車庫前	榑原温泉口駅	一志病院	往14.4km 復 km	359日	179.5回		路線定期運行	①	「榑原車庫前」停留所にて榑原線と接続	③
三重交通(株)	(17) 八対野・大三ルート(8)	榑原車庫前	榑原温泉口駅、グリーンタウン	一志病院	往16.6km 復16.6km	359日	359回		路線定期運行	①	「榑原車庫前」停留所にて榑原線と接続	③
三重交通(株)	(18) 美杉東ルート(9)	丹生俣	伊勢竹原駅前	一志病院	往27.1km 復 km	153日	153回		路線定期運行	②-(1)	「伊勢竹原駅前」停留所にてJR名松線と接続	③
三重交通(株)	(19) 美杉東ルート(10)	伊勢奥津駅前	伊勢竹原駅前、家城駅前、一志病院	マックスバリュ(川口店)	往31.9km 復 km	153日	153回		路線定期運行	②-(1)	「伊勢竹原駅前」停留所にてJR名松線と接続	③
三重交通(株)	(20) 美杉東ルート(11)	一志病院	伊勢竹原駅前、家城駅前	伊勢奥津駅前	往 km 復26.5km	153日	153回		路線定期運行	②-(1)	「伊勢竹原駅前」停留所にてJR名松線と接続	③
三重交通(株)	(21) 美杉東ルート(12)	マックスバリュ(川口店)	伊勢竹原駅前、一志病院、家城駅前	丹生俣	往 km 復31.3km	153日	153回		路線定期運行	②-(1)	「伊勢竹原駅前」停留所にてJR名松線と接続	③
三重交通(株)	(22) 美杉西ルート(13)	川上	敷津、竹原	一志病院	往32.8km 復 km	153日	76.5回		路線定期運行	②-(1)	「竹原」停留所にてJR名松線と接続	③
三重交通(株)	(23) 美杉西ルート(14)	川上	比津、竹原、一志病院	マックスバリュ(川口店)	往27.1km 復27.2km	153日	229.5回		路線定期運行	②-(1)	「竹原」停留所にてJR名松線と接続	③
三重交通(株)	(24) 美杉西ルート(15)	川上	比津、竹原	一志病院	往23.3km 復23.4km	153日	229.5回		路線定期運行	②-(1)	「竹原」停留所にてJR名松線と接続	③
三重交通(株)	(25) 美杉西ルート(16)	マックスバリュ(川口店)	敷津、竹原、一志病院	川上	往 km 復37.0km	153日	76.5回		路線定期運行	②-(1)	「竹原」停留所にてJR名松線と接続	③
嬉野タクシー(有)	(26) 一志東・伊勢中川駅ルート(1)	伊勢中川駅東口	川合高岡駅	とことめの里一志	往16.6km 復16.0km	154日	462回		路線定期運行	①	「一志総合支所」停留所にて波瀬線と接続	③
嬉野タクシー(有)	(27) 一志東・伊勢中川駅ルート(2)	片野集会所	川合高岡駅	とことめの里一志	往 12.0km 復 11.4km	154日	154回		路線定期運行	①	「一志総合支所」停留所にて波瀬線と接続	③
嬉野タクシー(有)	(28) 一志西循環ルート(3)	とことめの里一志	川合高岡駅	とことめの里一志	往21.8km 循環	154日	1232回		路線定期運行	①	「一志総合支所」停留所にて波瀬線と接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 補足資料

※実施要領2. ④に基づき同一の補助対象系統に属するものとした系統群を構成する主系統および従系統の詳細を示すもの

運行系統							運行回数			年間 運行 回数	計画運行 走行キロ	備 考
整理 番号	路線名	起点	主な 経由地	終点	計画 運行 日数	キロ程 (Km)						
26	一志東・伊勢中川駅 ルート(1)	伊勢中川駅 東口	川合高岡駅	とことめの里 一志	154	16.0	153.0	78.0		231.0	3,696.0 Km	
	一志東・伊勢中川駅 ルート(1)	伊勢中川駅 東口	川合高岡駅	とことめの里 一志	154	16.6	153.0	78.0		231.0	3,834.6 Km	
27	一志東・伊勢中川駅 ルート(2)	片野集会所	川合高岡駅	とことめの里 一志	154	11.4	51.0	26.0		77.0	877.8 Km	
	一志東・伊勢中川駅 ルート(2)	片野集会所	川合高岡駅	とことめの里 一志	154	12.0	51.0	26.0		77.0	924.0 Km	
14	長野・榊原ルート(5)	平木	美里総合支 所、稲葉口	湯の瀬	154	16.5	154			154.0	2,541.0 Km	
	長野・榊原ルート(5)	平木	美里総合支 所、稲葉口	榊原口	154	16.7	154			154.0	2,571.8 Km	

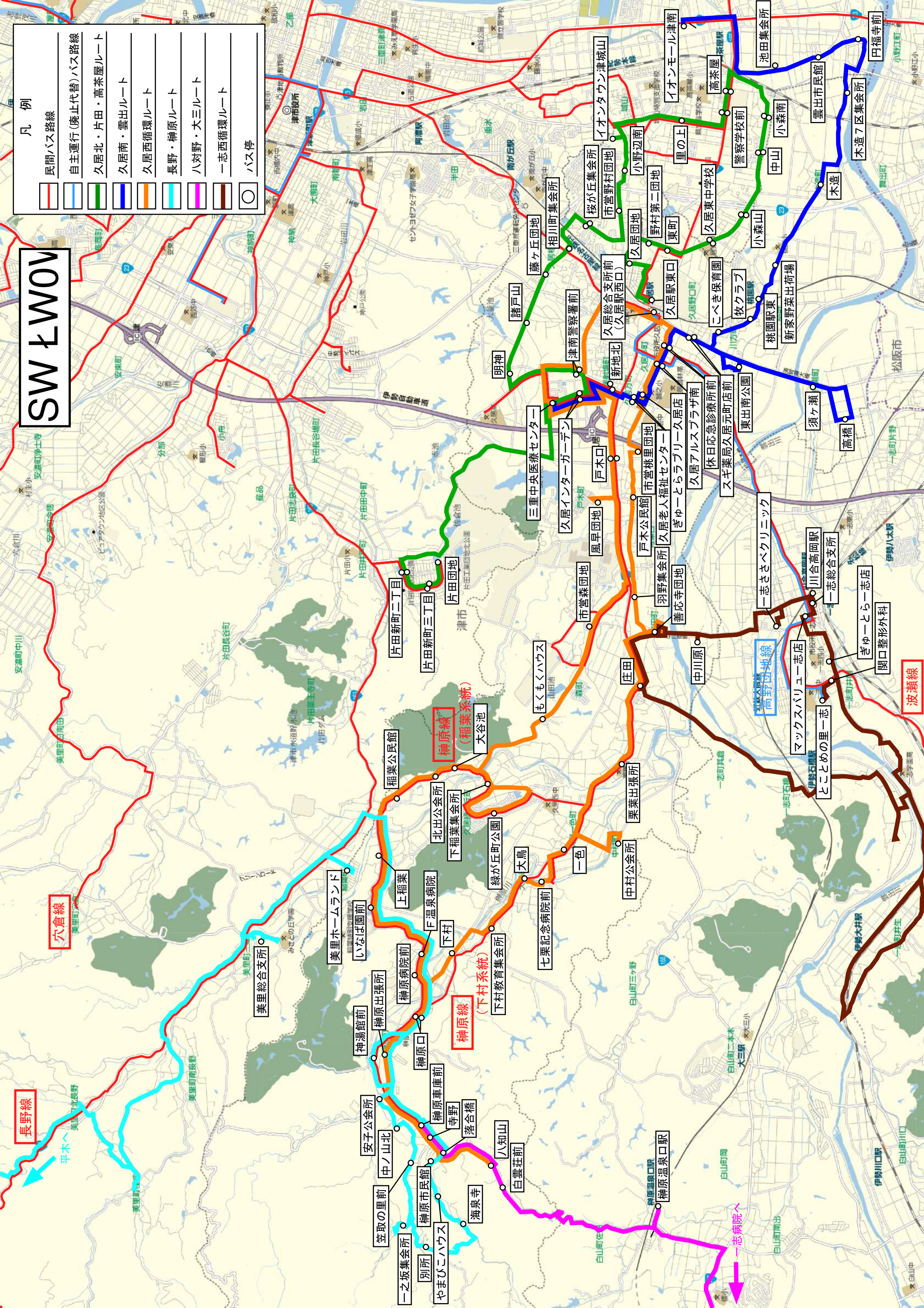
14,445.2 Km

北部地域

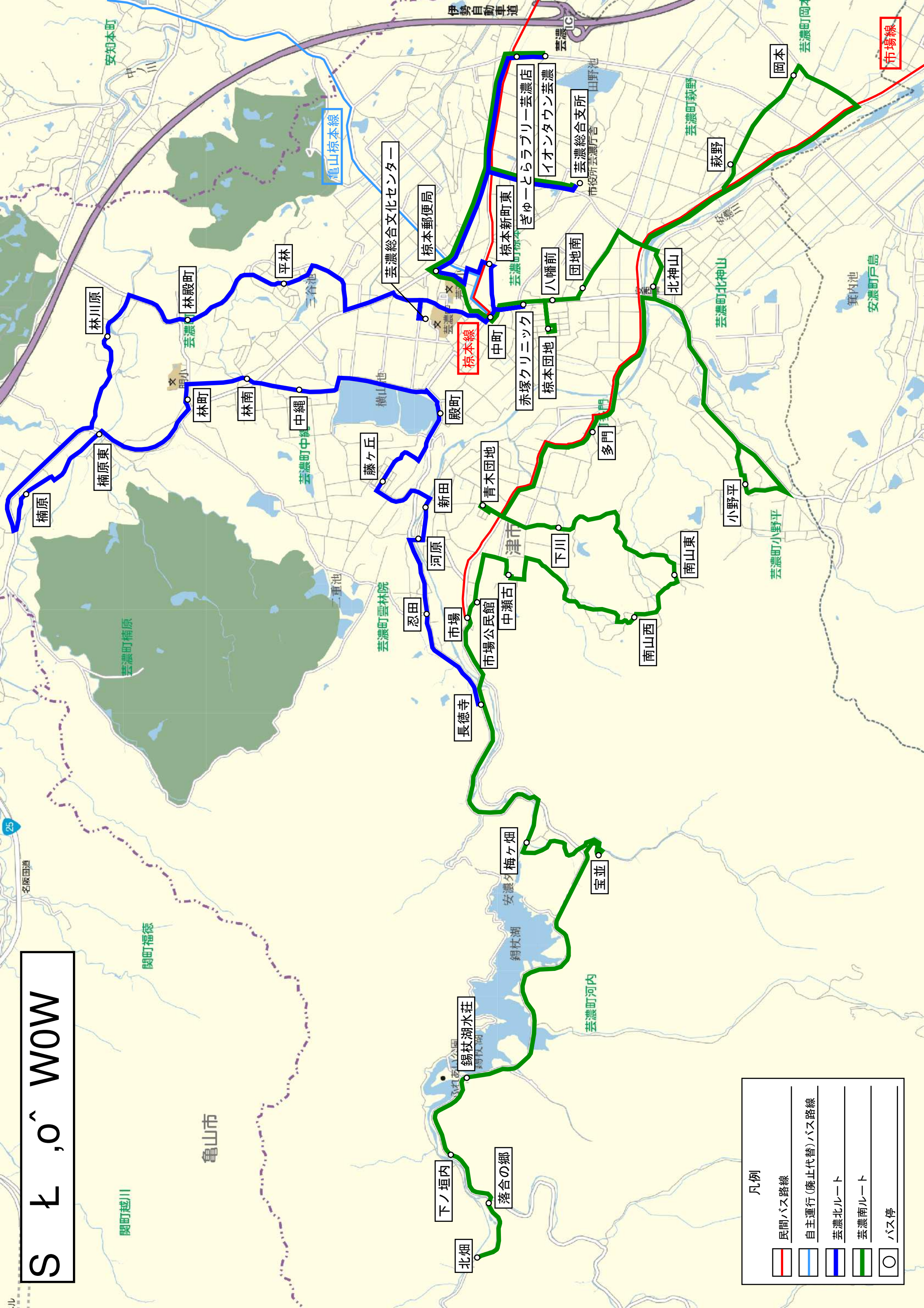


MS 7W1

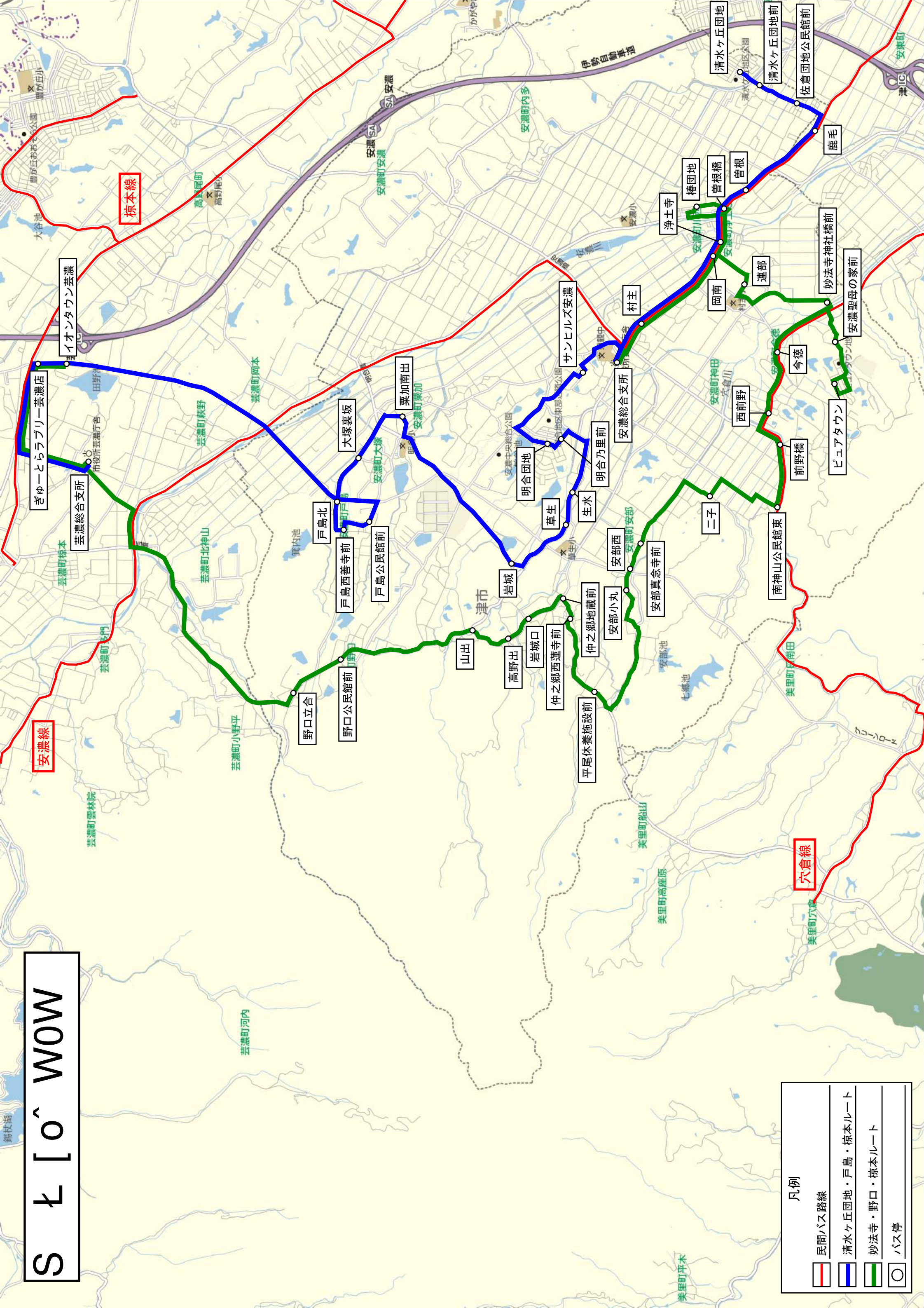
凡 例	
	民間バス路線
	自主運行(廃止代替)バス路線
	久居北・片田・高茶屋ルート
	久居南・雲出ルート
	久居西循環ルート
	長野・榊原ルート
	八村野・大三ルート
	一志西循環ルート
	バス停



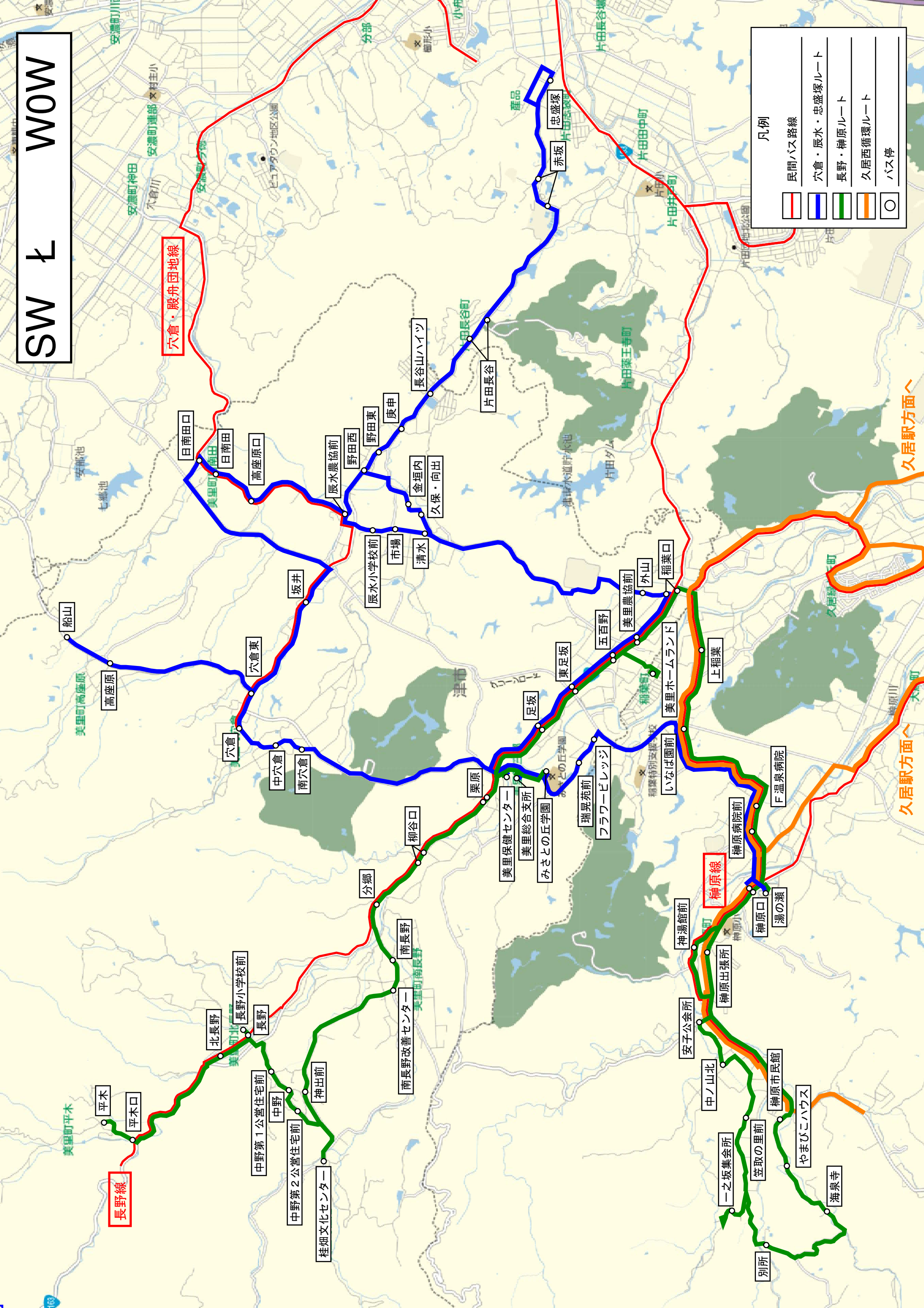
S L , O ^ W O W



凡例				
	民間バス路線		自主運行(廃止代替)バス路線	
	芸濃北ルート		芸濃南ルート	
	バス停			



凡例			
	民間バス路線		清水ヶ丘団地・戸島・棕本ルート
			妙法寺・野口・棕本ルート
			バス停



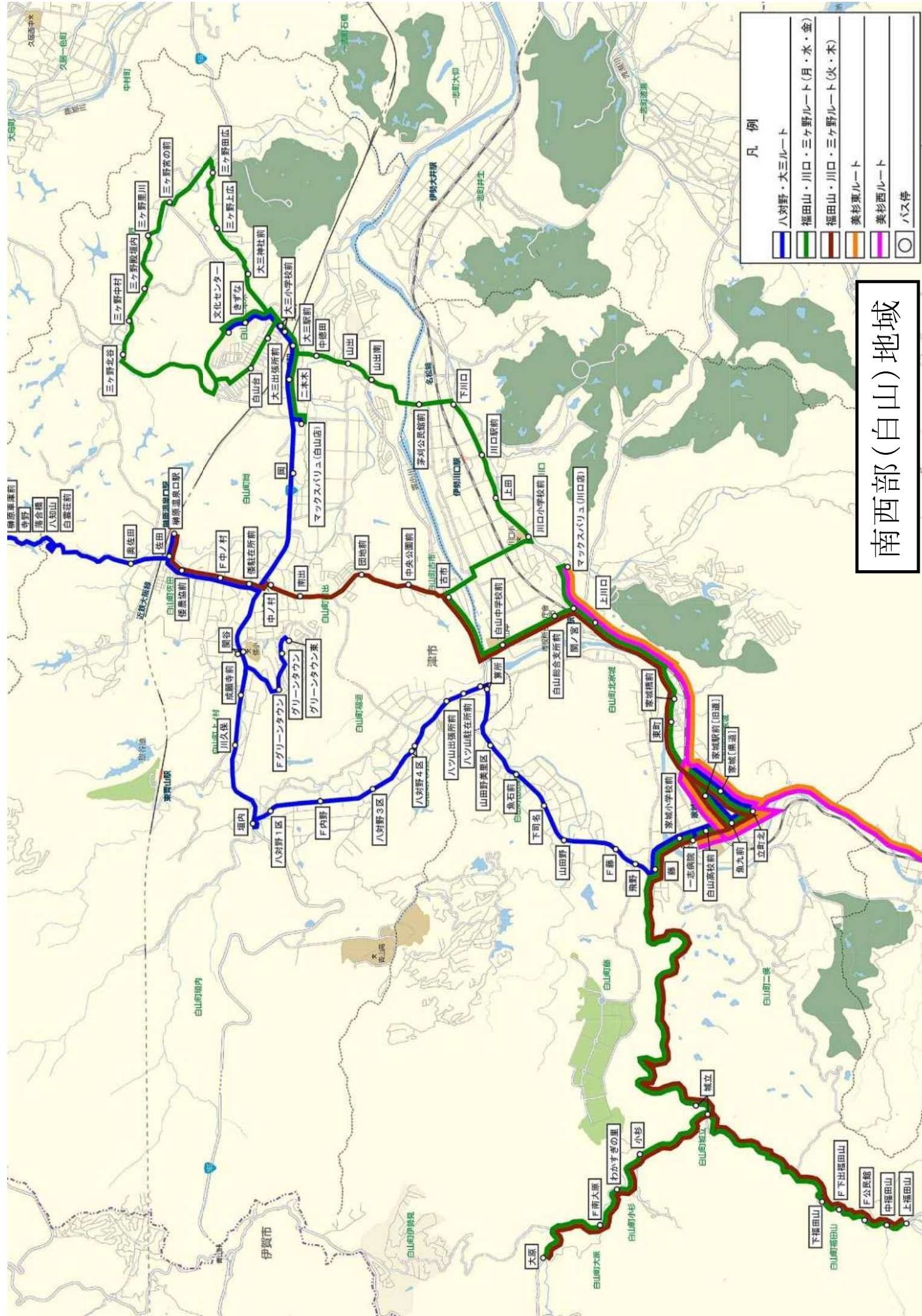
SW ¼ N _ WOW

神原線

波瀾線

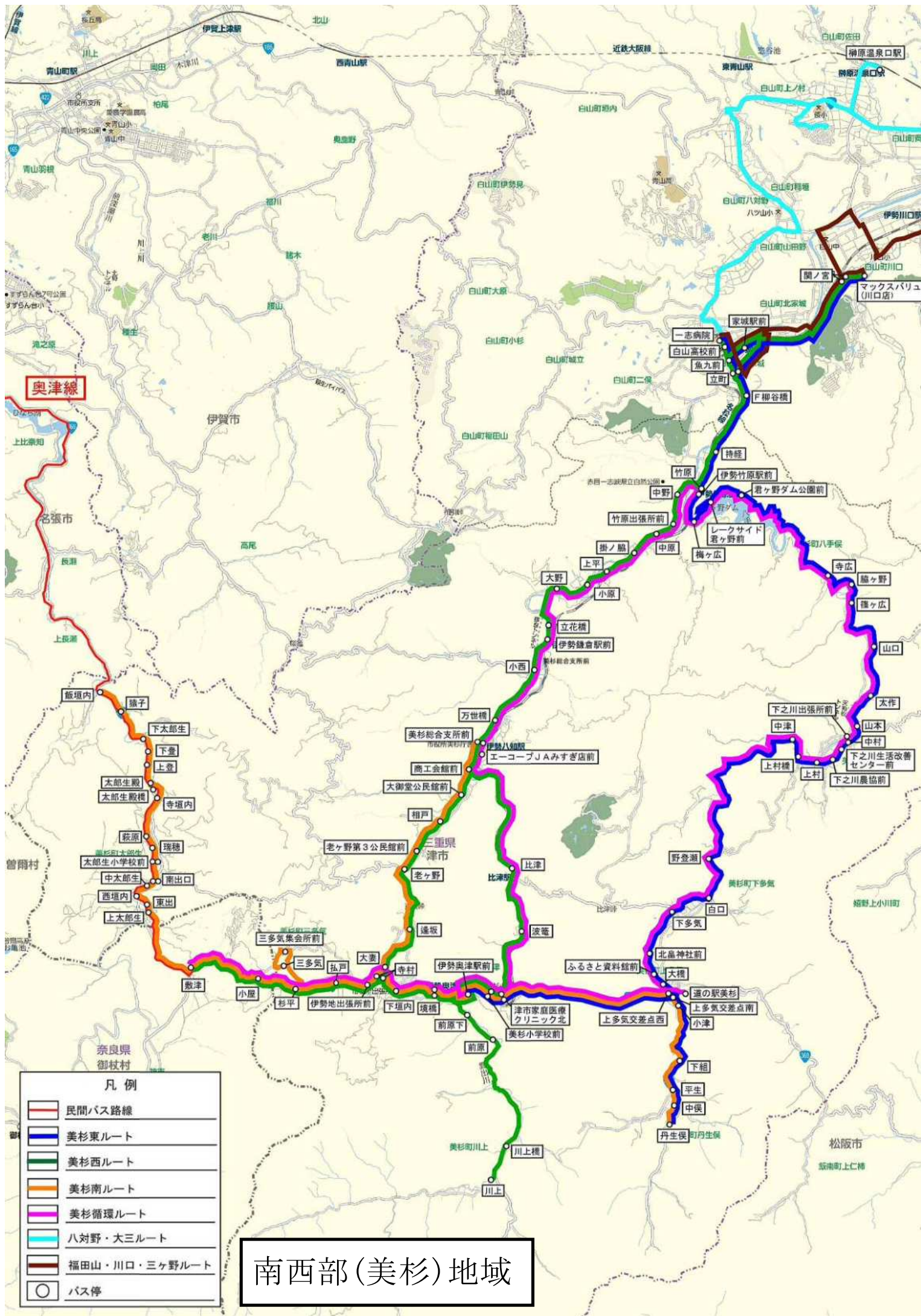
高野団地線

凡 例	
	民間バス路線
	自主運行（廃止代替）バス路線
	一志東・伊勢中川駅ルート
	一志西循環ルート
	バス停



凡 例	
	八対野・大三ルート
	福田・川口・三ヶ野ルート(月・水・金)
	福田・川口・三ヶ野ルート(火・木)
	美杉東ルート
	美杉西ルート
	バス停

南西部(白山)地域



北部地域版

運賃
中学生以上
200円

●小学生100円 ●乳幼児無料
●回数乗車券（1組12枚で10枚分の金額）
※障害者手帳等の交付を受けた方及びその介護者の運賃は半額
※シルバーエミカの提示により無料

お問い合わせ先
●河芸総合支所地域振興課
●交通政策課

244-1701
229-3289

河芸循環ルート

【左回り】

u3_ujS (1)

u3_ujS (2)

バス停留所名		月・土曜日				水曜日			
	河芸総合支所	7:45	10:38	13:52	16:20	8:00	10:39	14:13	16:58
	ほほえみセンター	7:46	10:39	13:53	16:21	8:01	10:40	14:14	16:59
	赤部北交差点	7:48	10:41	13:55	16:23	8:03	10:42	14:16	17:01
	三行公民館	7:53	10:46	14:00	16:28	8:08	10:47	14:21	17:06
	道の駅津かわげ	7:55	10:48	14:02	16:30	8:10	10:49	14:23	17:08
	北黒田	7:59	10:52	14:06	16:34	8:14	10:53	14:27	17:12
	南黒田公民館	8:01	10:54	14:08	16:36	8:16	10:55	14:29	17:14
	高佐東	8:04	10:57	14:11	16:39	8:19	10:58	14:32	17:17
	小川園団地	8:05	10:58	14:12	16:40	8:20	10:59	14:33	17:18
	中瀬	8:10	11:03	14:17	16:45	8:25	11:04	14:38	17:23
	影重北	8:11	11:04	14:18	16:46	8:26	11:05	14:39	17:24
	一色中央	8:13	11:06	14:20	16:48	8:28	11:07	14:41	17:26
	豊津小学校東	8:14	11:07	14:21	16:49	8:29	11:08	14:42	17:27
◎	近鉄豊津上野駅	8:16	11:09	14:23	16:51	8:31	11:10	14:44	17:29
	イオン前	8:18	11:11	14:25	16:53	8:33	11:12	14:46	17:31
	松林寺前	8:19	11:12	14:26	16:54	8:34	11:13	14:47	17:32
	上野中央霊園前	8:21	11:14	14:28	16:56	8:36	11:15	14:49	17:34
	東上野中央	8:22	11:15	14:29	16:57	8:37	11:16	14:50	17:35
	大蔵園中央	8:23	11:16	14:30	16:58	8:38	11:17	14:51	17:36
◎	近鉄千里駅	8:25	11:18	14:32	17:00	8:40	11:19	14:53	17:38
	東千里中央	8:26	11:19	14:33	17:01	8:41	11:20	14:54	17:39
	東千里北	8:27	11:20	14:34	17:02	8:42	11:21	14:55	17:40
	サンシ東	8:31	11:24	14:38	17:06	8:46	11:25	14:59	17:44
	千里ヶ丘団地東	8:32	11:25	14:39	17:07	8:47	11:26	15:00	17:45
	いこいの森	8:33	11:26	14:40	17:08	8:48	11:27	15:01	17:46
	千里ヶ丘団地口バス停	〓	〓	〓	〓	8:49	11:28	15:02	17:47
	千里ヶ丘公民館	〓	〓	〓	〓	8:50	11:29	15:03	17:48
	千里ヶ丘第二公園	〓	〓	〓	〓	8:52	11:31	15:05	17:50
	千里ヶ丘西	〓	〓	〓	〓	8:53	11:32	15:06	17:51
	久知野中央	〓	〓	〓	〓	8:55	11:34	15:08	17:53
	新上野東	8:36	11:29	14:43	17:11	8:57	11:36	15:10	17:55
	上野小学校西	8:37	11:30	14:44	17:12	8:58	11:37	15:11	17:56
	上野北	8:38	11:31	14:45	17:13	8:59	11:38	15:12	17:57
	上野公民館	8:39	11:32	14:46	17:14	9:00	11:39	15:13	17:58
	上野中	8:41	11:34	14:48	17:16	9:02	11:41	15:15	18:00
	上野南	8:43	11:36	14:50	17:18	9:04	11:43	15:17	18:02
	河芸公民館	8:44	11:37	14:51	17:19	9:05	11:44	15:18	18:03
	ほほえみセンター	8:46	11:39	14:53	17:21	9:07	11:46	15:20	18:05
	河芸総合支所	8:48	11:41	14:55	17:23	9:09	11:48	15:22	18:07

【右回り】

u3_ujS (1)

u3_ujS (2)

バス停留所名		月・土曜日			水曜日		
	河芸総合支所	8:58	11:51	15:05	9:19	12:48	15:37
	ほほえみセンター	9:00	11:53	15:07	9:21	12:50	15:39
	河芸公民館	9:02	11:55	15:09	9:23	12:52	15:41
	上野南	9:03	11:56	15:10	9:24	12:53	15:42
	上野中	9:05	11:58	15:12	9:26	12:55	15:44
	上野公民館	9:07	12:00	15:14	9:28	12:57	15:46
	上野北	9:08	12:01	15:15	9:29	12:58	15:47
	上野小学校西	9:09	12:02	15:16	9:30	12:59	15:48
	新上野東	9:10	12:03	15:17	9:31	13:00	15:49
	久知野中央	〓	〓	〓	9:33	13:02	15:51
	千里ヶ丘西	〓	〓	〓	9:35	13:04	15:53
	千里ヶ丘第二公園	〓	〓	〓	9:36	13:05	15:54
	千里ヶ丘公民館	〓	〓	〓	9:37	13:06	15:55
	千里ヶ丘団地口バス停	〓	〓	〓	9:38	13:07	15:56
	いこいの森	9:13	12:06	15:20	9:39	13:08	15:57
	千里ヶ丘団地東	9:14	12:07	15:21	9:40	13:09	15:58
	サンシ東	9:15	12:08	15:22	9:41	13:10	15:59
	東千里北	9:19	12:12	15:26	9:45	13:14	16:03
	東千里中央	9:20	12:13	15:27	9:46	13:15	16:04
◎	近鉄千里駅	9:21	12:14	15:28	9:47	13:16	16:05
	大蔵園中央	9:22	12:15	15:29	9:48	13:17	16:06
	東上野中央	9:23	12:16	15:30	9:49	13:18	16:07
	上野中央霊園前	9:25	12:18	15:32	9:51	13:20	16:09
	松林寺前	9:27	12:20	15:34	9:53	13:22	16:11
◎	近鉄豊津上野駅	9:28	12:21	15:35	9:54	13:23	16:12
	イオン前	9:30	12:23	15:37	9:56	13:25	16:14
	豊津小学校東	9:32	12:25	15:39	9:58	13:27	16:16
	一色中央	9:33	12:26	15:40	9:59	13:28	16:17
	影重北	9:35	12:28	15:42	10:01	13:30	16:19
	中瀬	9:37	12:30	15:44	10:03	13:32	16:21
	小川園団地	9:42	12:35	15:49	10:08	13:37	16:26
	高佐東	9:43	12:36	15:50	10:09	13:38	16:27
	南黒田公民館	9:46	12:39	15:53	10:12	13:41	16:30
	北黒田	9:49	12:42	15:56	10:15	13:44	16:33
	道の駅津かわげ	9:53	12:46	16:00	10:19	13:48	16:37
	三行公民館	9:55	12:48	16:02	10:21	13:50	16:39
	赤部北交差点	10:00	12:53	16:07	10:26	13:55	16:44
	ほほえみセンター	10:01	12:54	16:08	10:27	13:56	16:45
	河芸総合支所	10:03	12:56	16:10	10:29	13:58	16:47

河芸南・一身田・白塚循環ルート

【左回り】

u3_ujS (3)

バス停留所名		火・木・金曜日			
	河芸総合支所	7:50	10:20	13:30	16:00
	河芸公民館	7:51	10:21	13:31	16:01
	浜田公民館	7:52	10:22	13:32	16:02
	三行公民館	7:59	10:29	13:39	16:09
	道の駅津かわげ	8:01	10:31	13:41	16:11
	北黒田	8:05	10:35	13:45	16:15
	高佐北	8:07	10:37	13:47	16:17
	南黒田	8:10	10:40	13:50	16:20
	かわきた苑	8:13	10:43	13:53	16:23
	西豊野区集会所	8:15	10:45	13:55	16:25
	本山前	8:18	10:48	13:58	16:28
	宮の前	8:18	10:48	13:58	16:28
	一身田郵便局	8:19	10:49	13:59	16:29
	岩崎病院前	8:20	10:50	14:00	16:30
	一身田団地	8:21	10:51	14:01	16:31
	北部市民センター前	8:22	10:52	14:02	16:32
	津北整形外科前	8:23	10:53	14:03	16:33
	吉田クリニック前	8:26	10:56	14:06	16:36
	中小川	8:30	11:00	14:10	16:40
	上小川	8:30	11:00	14:10	16:40
	白塚団地	8:33	11:03	14:13	16:43
◎	白塚駅西	8:34	11:04	14:14	16:44
	セノパーク	8:37	11:07	14:17	16:47
	白塚いけだクリニック前	8:40	11:10	14:20	16:50
	影重公民館	8:44	11:14	14:24	16:54
	一色中央	8:45	11:15	14:25	16:55
	豊津小学校東	8:46	11:16	14:26	16:56
◎	近鉄豊津上野駅	8:47	11:17	14:27	16:57
	イオン前	8:50	11:20	14:30	17:00
	上野南	8:52	11:22	14:32	17:02
	河芸総合支所	8:54	11:24	14:34	17:04

【右回り】

バス停留所名		火・木・金曜日			
	河芸総合支所	9:05	12:15	14:45	17:15
	上野南	9:06	12:16	14:46	17:16
	イオン前	9:09	12:19	14:49	17:19
◎	近鉄豊津上野駅	9:11	12:21	14:51	17:21
	豊津小学校東	9:12	12:22	14:52	17:22
	一色中央	9:13	12:23	14:53	17:23
	影重公民館	9:15	12:25	14:55	17:25
	白塚いけだクリニック前	9:19	12:29	14:59	17:29
	セノパーク	9:23	12:33	15:03	17:33
◎	白塚駅西	9:24	12:34	15:04	17:34
	白塚団地	9:25	12:35	15:05	17:35
	上小川	9:28	12:38	15:08	17:38
	中小川	9:29	12:39	15:09	17:39
	吉田クリニック前	9:31	12:41	15:11	17:41
	津北整形外科前	9:34	12:44	15:14	17:44
	北部市民センター前	9:35	12:45	15:15	17:45
	一身田団地	9:36	12:46	15:16	17:46
	岩崎病院前	9:36	12:46	15:16	17:46
	一身田郵便局	9:37	12:47	15:17	17:47
	宮の前	9:38	12:48	15:18	17:48
	本山前	9:39	12:49	15:19	17:49
	西豊野区集会所	9:42	12:52	15:22	17:52
	かわきた苑	9:44	12:54	15:24	17:54
	南黒田	9:47	12:57	15:27	17:57
	高佐北	9:50	13:00	15:30	18:00
	北黒田	9:52	13:02	15:32	18:02
	道の駅津かわげ	9:56	13:06	15:36	18:06
	三行公民館	9:58	13:08	15:38	18:08
	浜田公民館	10:05	13:15	15:45	18:15
	河芸公民館	10:06	13:16	15:46	18:16
	河芸総合支所	10:08	13:18	15:48	18:18

(乗り継ぎ交通機関)

◎近鉄

(乗り継ぎバス停)

※年末年始(12/29～1/3)は運休します。

南部地域版

運賃
中学生以上
200円

- 小学生100円 ●乳幼児無料
- 回数乗車券（1組12枚で10枚分の金額）
- ※障害者手帳等の交付を受けた方及びその介護者の運賃は半額
- ※シルバーエミカの提示により無料

お問い合わせ先
●久居総合支所地域振興課 255-8812
●交通政策課 229-3289

久居北・片田・高茶屋ルート（火・木・金曜日）u3_ujS （10）

【往】		火・木・金曜日				【復】		火・木・金曜日			
バス停留所名						バス停留所名					
◎●	久居駅東口	8:00	10:20	13:20	15:50	●	片田団地	9:10	12:15	14:40	17:25
	久居団地	8:02	10:22	13:22	15:52		片田新町三丁目	9:11	12:16	14:41	17:26
	野村第二団地	8:04	10:24	13:24	15:54		片田新町二丁目	9:12	12:17	14:42	17:27
	東町	8:06	10:26	13:26	15:56		三重中央医療センター	9:21	12:26	14:51	17:36
	久居東中学校	8:08	10:28	13:28	15:58		久居インターガーデン	9:23	12:28	14:53	17:38
	小森山	8:09	10:29	13:29	15:59		津南警察署前	9:25	12:30	14:55	17:40
	中山	8:11	10:31	13:31	16:01		明神	9:27	12:32	14:57	17:42
	小森南	8:12	10:32	13:32	16:02		諸戸山	9:29	12:34	14:59	17:44
	高茶屋	8:14	10:34	13:34	16:04		藤ヶ丘団地	9:31	12:36	15:01	17:46
	警察学校前	8:17	10:37	13:37	16:07		相川町集会所	9:33	12:38	15:03	17:48
	里の上	8:19	10:39	13:39	16:09		桜が丘集会所	9:35	12:40	15:05	17:50
	イオンタウン津城山	8:23	10:43	13:43	16:13		市営野村団地	9:37	12:42	15:07	17:52
	小野辺南	8:25	10:45	13:45	16:15		小野辺南	9:40	12:45	15:10	17:55
	市営野村団地	8:28	10:48	13:48	16:18		イオンタウン津城山	9:42	12:47	15:12	17:57
	桜が丘集会所	8:30	10:50	13:50	16:20		里の上	9:46	12:51	15:16	18:01
	相川町集会所	8:32	10:52	13:52	16:22		警察学校前	9:48	12:53	15:18	18:03
	藤ヶ丘団地	8:34	10:54	13:54	16:24		高茶屋	9:51	12:56	15:21	18:06
	諸戸山	8:36	10:56	13:56	16:26		小森南	9:53	12:58	15:23	18:08
	明神	8:38	10:58	13:58	16:28		中山	9:54	12:59	15:24	18:09
	津南警察署前	8:40	11:00	14:00	16:30		小森山	9:56	13:01	15:26	18:11
	久居インターガーデン	8:42	11:02	14:02	16:32		久居東中学校	9:57	13:02	15:27	18:12
	三重中央医療センター	8:44	11:04	14:04	16:34		東町	9:59	13:04	15:29	18:14
	片田新町二丁目	8:53	11:13	14:13	16:43		野村第二団地	10:01	13:06	15:31	18:16
	片田新町三丁目	8:54	11:14	14:14	16:44		久居団地	10:03	13:08	15:33	18:18
●	片田団地	8:55	11:15	14:15	16:45	◎●	久居駅東口	10:05	13:10	15:35	18:20

久居南・雲出ルート（月・水・土曜日）u3_ujS （11）

【往】		月・水・土曜日				【復】		月・水・土曜日			
バス停留所名						バス停留所名					
●	イオンモール津南	7:40	9:55	13:10	15:40		三重中央医療センター	8:45	11:10	14:25	16:45
	池田集会所	7:49	10:04	13:19	15:49		久居インターガーデン	8:47	11:12	14:27	16:47
	雲出市民館	7:50	10:05	13:20	15:50		新地北	8:50	11:15	14:30	16:50
	円福寺前	7:52	10:07	13:22	15:52		久居老人福祉センター	8:51	11:16	14:31	16:51
	木造 7区集会所	7:54	10:09	13:24	15:54		ぎゅーとらラブリー久居店	8:53	11:18	14:33	16:53
	木造	7:58	10:13	13:28	15:58		久居アルスプラザ南	8:55	11:20	14:35	16:55
	新家野菜出荷場	8:01	10:16	13:31	16:01		休日応急診療所前	8:56	11:21	14:36	16:56
◎	桃園駅東	8:02	10:17	13:32	16:02		スギ薬局久居元町店前	8:59	11:24	14:39	16:59
	牧クラブ	8:03	10:18	13:33	16:03		東出南公園	9:01	11:26	14:41	17:01
	こべき保育園	8:04	10:19	13:34	16:04		須ヶ瀬	9:04	11:29	14:44	17:04
	須ヶ瀬	8:08	10:23	13:38	16:08		高橋	9:06	11:31	14:46	17:06
	高橋	8:10	10:25	13:40	16:10		こべき保育園	9:13	11:38	14:53	17:13
	東出南公園	8:15	10:30	13:45	16:15		牧クラブ	9:14	11:39	14:54	17:14
	スギ薬局久居元町店前	8:18	10:33	13:48	16:18	◎	桃園駅東	9:15	11:40	14:55	17:15
	休日応急診療所前	8:21	10:36	13:51	16:21		新家野菜出荷場	9:16	11:41	14:56	17:16
	久居アルスプラザ南	8:22	10:37	13:52	16:22		木造	9:19	11:44	14:59	17:19
	ぎゅーとらラブリー久居店	8:23	10:38	13:53	16:23		木造 7区集会所	9:23	11:48	15:03	17:23
	久居老人福祉センター	8:25	10:40	13:55	16:25		円福寺前	9:25	11:50	15:05	17:25
	新地北	8:26	10:41	13:56	16:26		雲出市民館	9:27	11:52	15:07	17:27
	久居インターガーデン	8:29	10:44	13:59	16:29		池田集会所	9:28	11:53	15:08	17:28
	三重中央医療センター	8:31	10:46	14:01	16:31	●	イオンモール津南	9:37	12:02	15:17	17:37

久居西循環ルート（火曜日）u3_ujS （4）

【左回り】		火曜日		【右回り】		火曜日	
バス停留所名				バス停留所名			
◎●	久居総合支所前（久居駅西口）	11:24	15:46		久居インターガーデン	8:48	13:50
	三重中央医療センター	11:33	15:55		三重中央医療センター	8:50	13:52
	久居インターガーデン	11:35	15:57	◎●	久居総合支所前（久居駅西口）	8:59	14:01
	新地北	11:38	16:00		休日応急診療所前	9:02	14:04
	戸木口	11:40	16:02		久居アルスプラザ南	9:03	14:05
	風早団地	11:43	16:05		市営桃里団地	9:08	14:10
	市営森団地	11:49	16:11		戸木公民館	9:11	14:13
	もくもくハウス	11:51	16:13		羽野集会所	9:14	14:16
	下稲葉集会所	11:53	16:15		善応寺団地	9:16	14:18
	緑が丘町公園	11:55	16:17		庄田	9:22	14:24
	大谷池	11:58	16:20		栗葉出張所	9:24	14:26
	北出公会所	11:59	16:21		中村公会所	9:29	14:31
	稲葉公民館	12:01	16:23		一色	9:32	14:34
	上稲葉	12:03	16:25		七栗記念病院前	9:33	14:35
	榊原病院前	12:07	16:29		大鳥	9:34	14:36
	榊原出張所	12:10	16:32		下村教育集会所	9:35	14:37
	落合橋	12:13	16:35		下村	9:37	14:39
	八知山	12:15	16:37	★	榊原口	9:38	14:40
★	榊原口	12:20	16:42		八知山	9:43	14:45
	下村	12:21	16:43		落合橋	9:45	14:47
	下村教育集会所	12:23	16:45		榊原出張所	9:48	14:50
	大鳥	12:24	16:46		榊原病院前	9:51	14:53
	七栗記念病院前	12:25	16:47		上稲葉	9:55	14:57
	一色	12:26	16:48		稲葉公民館	9:57	14:59
	中村公会所	12:29	16:51		北出公会所	9:59	15:01
	栗葉出張所	12:34	16:56		大谷池	10:00	15:02
	庄田	12:36	16:58		緑が丘町公園	10:03	15:05
	善応寺団地	12:42	17:04		下稲葉集会所	10:05	15:07
	羽野集会所	12:44	17:06		もくもくハウス	10:07	15:09
	戸木公民館	12:47	17:09		市営森団地	10:09	15:11
	市営桃里団地	12:50	17:12		風早団地	10:15	15:17
	久居アルスプラザ南	12:55	17:17		戸木口	10:18	15:20
	休日応急診療所前	12:56	17:18		新地北	10:20	15:22
◎●	久居総合支所前（久居駅西口）	12:59	17:21		久居インターガーデン	10:23	15:25
	三重中央医療センター	13:08	17:30		三重中央医療センター	10:25	15:27
	久居インターガーデン	13:10	17:32	◎●	久居総合支所前（久居駅西口）	10:34	15:36

（乗り継ぎ交通機関）
◎近鉄 ●三重交通 ★他のコミュニティバス

（乗り継ぎバス停）



※乗り継ぎバス停での乗り継ぎが難しい便もございます。
事前に各種交通機関のダイヤをご確認ください。
※年末年始（12/29～1/3）は運休します。

北西部（芸濃）地域版

運賃
中学生以上
200円

- 小学生100円 ●乳幼児無料
- 回数乗車券（1組12枚で10枚分の金額）
- ※障害者手帳等の交付を受けた方及びその介護者の運賃は半額
- ※シルバーエミカの提示により無料

お問い合わせ先
●芸濃総合支所地域振興課 266-2510
●交通政策課 229-3289

芸濃北ルート（火・木・金曜日）u3_ujS（5）

【往】		火・木・金曜日				【復】		火・木・金曜日			
バス停留所名						バス停留所名					
	長徳寺	8:20	10:37	14:30	16:40		芸濃総合支所	9:38	11:56	15:45	
	忍田	8:21	10:38	14:31	16:41		イオンタウン芸濃	9:46	12:04	15:53	
	河原	8:23	10:40	14:33	16:43		ぎゅーとらブリー芸濃店	9:48	12:06	15:55	
	新田	8:24	10:41	14:34	16:44		椋本郵便局	9:52	12:10	15:59	
	藤ヶ丘	8:26	10:43	14:36	16:46		椋本新町東	9:53	12:11	16:00	
	殿町	8:28	10:45	14:38	16:48		赤塚クリニック	9:55	12:13	16:02	
	中縄	8:31	10:48	14:41	16:51	●	中町	9:56	12:14	16:03	
	林南	8:32	10:49	14:42	16:52		芸濃総合文化センター	9:58	12:16	16:05	
	林町	8:33	10:50	14:43	16:53		平林	10:02	12:20	16:09	
	楠原東	8:35	10:52	14:45	16:55		林殿町	10:04	12:22	16:11	
	楠原	8:37	10:54	14:47	16:57		林川原	10:06	12:24	16:13	
	林川原	8:41	10:58	14:51	17:01		楠原	10:10	12:28	16:17	
	林殿町	8:43	11:00	14:53	17:03		楠原東	10:12	12:30	16:19	
	平林	8:45	11:02	14:55	17:05		林町	10:14	12:32	16:21	
	芸濃総合文化センター	8:49	11:06	14:59	17:09		林南	10:15	12:33	16:22	
●	中町	8:51	11:08	15:01	17:11		中縄	10:16	12:34	16:23	
	赤塚クリニック	8:52	11:09	15:02	17:12		殿町	10:19	12:37	16:26	
	椋本新町東	8:53	11:10	15:03	17:13		藤ヶ丘	10:21	12:39	16:28	
	椋本郵便局	8:55	11:12	15:05	17:15		新田	10:23	12:41	16:30	
	ぎゅーとらブリー芸濃店	8:59	11:16	15:09	17:19		河原	10:24	12:42	16:31	
	イオンタウン芸濃	9:02	11:19	15:12	17:22		忍田	10:25	12:43	16:32	
	芸濃総合支所	9:10	11:27	15:20	17:30		長徳寺	10:27	12:45	16:34	

芸濃南ルート（月・水・土曜日）

【往】 u3_ujS 0 0 (7) (6)0 0 (6)0 0 (6)		月・水・土曜日				【復】 u3_ujS 0 0 (6)0 0 (7)0 0 (6)		月・水・土曜日			
バス停留所名						バス停留所名					
	北畑	8:02	...	...	...		芸濃総合支所	9:50	12:50	15:50	
	落合の郷	8:03	...	...	...		イオンタウン芸濃	9:58	12:58	15:58	
	下ノ垣内	8:04	...	...	...		ぎゅーとらブリー芸濃店	10:00	13:00	16:00	
	錫杖湖水荘	8:05	...	...	...		椋本郵便局	10:04	13:04	16:04	
	宝並	8:09	...	...	...	●	中町	10:06	13:06	16:06	
	梅ヶ畑	8:11	...	...	...		赤塚クリニック	10:07	13:07	16:07	
	長徳寺	8:14	11:09	14:22	17:02		椋本団地	10:09	13:09	16:09	
●	市場	8:16	11:11	14:24	17:04		八幡前	10:10	13:10	16:10	
	市場公民館	8:17	11:12	14:25	17:05		団地南	10:11	13:11	16:11	
	中瀬古	8:20	11:15	14:28	17:08		岡本	10:17	13:17	16:17	
	南山西	8:24	11:19	14:32	17:12		萩野	10:19	13:19	16:19	
	南山東	8:25	11:20	14:33	17:13		北神山	10:22	13:22	16:22	
	下川	8:29	11:24	14:37	17:17		小野平	10:26	13:26	16:26	
	青木団地	8:32	11:27	14:40	17:20		多門	10:32	13:32	16:32	
	多門	8:35	11:30	14:43	17:23		青木団地	10:35	13:35	16:35	
	小野平	8:41	11:36	14:49	17:29		下川	10:38	13:38	16:38	
	北神山	8:45	11:40	14:53	17:33		南山東	10:41	13:41	16:41	
	萩野	8:47	11:42	14:55	17:35		南山西	10:43	13:43	16:43	
	岡本	8:49	11:44	14:57	17:37		中瀬古	10:47	13:47	16:47	
	団地南	8:55	11:50	15:03	17:43		市場公民館	10:49	13:49	16:49	
	八幡前	8:56	11:51	15:04	17:44	●	市場	10:50	13:50	16:50	
	椋本団地	8:57	11:52	15:05	17:45		長徳寺	10:52	13:52	16:52	
	赤塚クリニック	8:59	11:54	15:07	17:47		梅ヶ畑	...	13:55	...	
●	中町	9:00	11:55	15:08	17:48		宝並	...	13:57	...	
	椋本郵便局	9:02	11:57	15:10	17:50		錫杖湖水荘	...	14:01	...	
	ぎゅーとらブリー芸濃店	9:06	12:01	15:14	17:54		下ノ垣内	...	14:02	...	
	イオンタウン芸濃	9:09	12:04	15:17	17:57		落合の郷	...	14:03	...	
	芸濃総合支所	9:17	12:12	15:25	18:05		北畑	...	14:04	...	

（乗り継ぎ交通機関）
●三重交通

（乗り継ぎバス停）
●

※乗り継ぎバス停での乗り継ぎが難しい便もございます。
事前に各種交通機関のダイヤをご確認ください。
※年末年始（12/29～1/3）は運休します。

南西部（美里）地域版

運賃
中学生以上
200円

●小学生100円 ●乳幼児無料
●回数乗車券（1組12枚で10枚分の金額）
※障害者手帳等の交付を受けた方及びその介護者の運賃は半額
※シルバーエミカの提示により無料

お問い合わせ先
●美里総合支所地域振興課 279-8111
●交通政策課 229-3289

長野・榊原ルート

【往】		バス停留所名					火・木・金曜日				
		平木	8:22	10:34	13:36	16:03					
		平木口	8:23	10:35	13:37	16:04					
		北長野	8:25	10:37	13:39	16:06					
		長野小学校前	8:26	10:38	13:40	16:07					
		長野	8:27	10:39	13:41	16:08					
		中野第1公営住宅前	8:28	10:40	13:42	16:09					
		中野	8:29	10:41	13:43	16:10					
		中野第2公営住宅前	8:30	10:42	13:44	16:11					
		桂畑文化センター	8:32	10:44	13:46	16:13					
		神出前	8:33	10:45	13:47	16:14					
		南長野改善センター	8:35	10:47	13:49	16:16					
		南長野	8:36	10:48	13:50	16:17					
		分郷	8:37	10:49	13:51	16:18					
		柳谷口	8:38	10:50	13:52	16:19					
		栗原	8:40	10:52	13:54	16:21					
		みさとの丘学園	8:43	10:55	13:57	16:24					
		美里総合支所	8:44	10:56	13:58	16:25					
		美里保健センター	8:45	10:57	13:59	16:26					
		足坂	8:48	11:00	14:02	16:29					
		東足坂	8:50	11:02	14:04	16:31					
		五百野	8:51	11:03	14:05	16:32					
		美里ホームランド	8:52	11:04	14:06	16:33					
		美里農協前	8:54	11:06	14:08	16:35					
●	★	稲葉口	8:55	11:07	14:09	16:36					
		上稲葉	8:57	11:09	14:11	16:38					
		いなば園前	8:58	11:10	14:12	16:39					
		F温泉病院	9:00	11:12	14:14	16:41					
		榊原病院前	9:01	11:13	14:15	16:42					
		湯の瀬	9:03	11:15	14:17	16:44					
●	★	榊原口	...	11:16	14:18	...					

【復】		バス停留所名					火・木・金曜日				
		湯の瀬	9:08	11:50	14:52	16:49					
●	★	榊原口	9:09	11:51	14:53	16:50					
		神湯館前	9:10	11:52	14:54	16:51					
		榊原市民館	9:13	11:55	14:57	16:54					
		やまびこハウス	9:14	11:56	14:58	16:55					
		海泉寺	9:16	11:58	15:00	16:57					
		別所	9:18	12:00	15:02	16:59					
		一之坂集会所	9:22	12:04	15:06	17:03					
		笠取の里前	9:24	12:06	15:08	17:05					
		中ノ山北	9:25	12:07	15:09	17:06					
		安子公会所	9:27	12:09	15:11	17:08					
		榊原出張所	9:29	12:11	15:13	17:10					
●	★	榊原口	9:30	12:12	15:14	17:11					
		湯の瀬	9:31	12:13	15:15	17:12					
		榊原病院前	9:33	12:15	15:17	17:14					
		F温泉病院	9:34	12:16	15:18	17:15					
		いなば園前	9:35	12:17	15:19	17:16					
		上稲葉	9:37	12:19	15:21	17:18					
●		稲葉口	9:39	12:21	15:23	17:20					
		美里農協前	9:40	12:22	15:24	17:21					
		美里ホームランド	9:41	12:23	15:25	17:22					
		五百野	9:43	12:25	15:27	17:24					
		東足坂	9:44	12:26	15:28	17:25					
		足坂	9:45	12:27	15:29	17:26					
		みさとの丘学園	9:48	12:30	15:32	17:29					
		美里総合支所	9:49	12:31	15:33	17:30					
		美里保健センター	9:50	12:32	15:34	17:31					
		栗原	9:52	12:34	15:36	17:33					
		柳谷口	9:53	12:35	15:37	17:34					
		分郷	9:54	12:36	15:38	17:35					
		南長野	9:55	12:37	15:39	17:36					
		南長野改善センター	9:56	12:38	15:40	17:37					
		神出前	9:58	12:40	15:42	17:39					
		桂畑文化センター	9:59	12:41	15:43	17:40					
		中野第2公営住宅前	10:01	12:43	15:45	17:42					
		中野	10:02	12:44	15:46	17:43					
		中野第1公営住宅前	10:03	12:45	15:47	17:44					
		長野	10:04	12:46	15:48	17:45					
		長野小学校前	10:05	12:47	15:49	17:46					
		北長野	10:06	12:48	15:50	17:47					
		平木口	10:08	12:50	15:52	17:49					
		平木	10:09	12:51	15:53	17:50					

穴倉・辰水・忠盛塚ルート

【往】		u3 ujS 0	(12)0	(12)0	(12)0
バス停留所名		月・水・土曜日			
	美里総合支所	8:10	11:09	14:54	17:53
	美里保健センター		11:10	14:55	17:54
	南穴倉	8:14	11:14	14:59	17:58
	中穴倉	8:15	11:15	15:00	17:59
	穴倉	8:16	11:16	15:01	18:00
	穴倉東	8:17	11:17	15:02	18:01
	船山	8:20	11:20	15:05	18:04
	高座原	8:21	11:21	15:06	18:05
	坂井	8:25	11:25	15:10	18:09
	日南田口	8:30	11:30	15:15	18:14
	日南田	8:30	11:30	15:15	18:14
	高座原口	8:31	11:31	15:16	18:15
	辰水農協前	8:33	11:33	15:18	18:17
	辰水小学校前	8:34	11:34	15:19	18:18
	市場	8:34	11:34	15:19	18:18
	清水	8:35	11:35	15:20	18:19
	久保・向出	8:35	11:35	15:20	18:19
	金垣内	8:36	11:36	15:21	18:20
	野田西	8:37	11:37	15:22	18:21
	野田東	8:37	11:37	15:22	18:21
	庚申	8:38	11:38	15:23	18:22
	長谷山ハイツ	8:39	11:39	15:24	18:23
	片田長谷	8:40	11:40	15:25	18:24
	赤坂	8:42	11:42	15:27	18:26
●	忠盛塚	8:46	11:46	15:31	18:30
	赤坂	8:48	11:48	15:33	18:32
	片田長谷	8:50	11:50	15:35	18:34
	長谷山ハイツ	8:52	11:52	15:37	18:36
	庚申	8:53	11:53	15:38	18:37
	野田東	8:53	11:53	15:38	18:37
	野田西	8:54	11:54	15:39	18:38
	辰水農協前	8:55	11:55	15:40	18:39
	辰水小学校前	8:56	11:56	15:41	18:40
	市場	8:56	11:56	15:41	18:40
	清水	8:57	11:57	15:42	18:41
	外山	9:01	12:01	15:46	18:45
●	稲葉口	9:01	12:01	15:46	18:45
	美里農協前	9:02	12:02	15:47	18:46
	五百野	9:03	12:03	15:48	18:47
	東足坂	9:04	12:04	15:49	18:48
	足坂	9:05	12:05	15:50	18:49
	美里保健センター	9:07	12:07	15:52	18:51
	美里総合支所	9:08	12:08	15:53	18:52
	みさとの丘学園	9:09	12:09	15:54	…
	瑞晃苑前	9:09	12:09	15:54	…
	フラワービレッジ	9:10	12:10	15:55	…
	いなば園前	9:11	12:11	15:56	…
	F 温泉病院	9:14	12:14	15:59	…
	榊原病院前	9:14	12:14	15:59	…
	湯の瀬	…	12:16	16:01	…
●	榊原口	9:16	12:17	16:02	…

【復】		u3 ujS (12)		
バス停留所名		月・水・土曜日		
●	榊原口	9:31	13:31	16:31
	湯の瀬	…	13:32	16:32
	榊原病院前	9:33	13:33	16:33
	F温泉病院	9:33	13:33	16:33
	いなば園前	9:35	13:35	16:35
	フラワービレッジ	9:37	13:37	16:37
	瑞晃苑前	9:37	13:37	16:37
	みさとの丘学園	9:38	13:38	16:38
	美里総合支所	9:39	13:39	16:39
	美里保健センター	9:40	13:40	16:40
	足坂	9:42	13:42	16:42
	東足坂	9:43	13:43	16:43
	五百野	9:44	13:44	16:44
	美里農協前	9:46	13:46	16:46
●	稲葉口	9:47	13:47	16:47
	外山	9:47	13:47	16:47
	清水	9:51	13:51	16:51
	市場	9:51	13:51	16:51
	辰水小学校前	9:52	13:52	16:52
	辰水農協前	9:53	13:53	16:53
	野田西	9:55	13:55	16:55
	野田東	9:55	13:55	16:55
	庚申	9:56	13:56	16:56
	長谷山ハイツ	9:57	13:57	16:57
	片田長谷	9:58	13:58	16:58
	赤坂	10:00	14:00	17:00
●	忠盛塚	10:04	14:04	17:04
	赤坂	10:06	14:06	17:06
	片田長谷	10:08	14:08	17:08
	長谷山ハイツ	10:10	14:10	17:10
	庚申	10:11	14:11	17:11
	野田東	10:11	14:11	17:11
	野田西	10:12	14:12	17:12
	金垣内	10:13	14:13	17:13
	久保・向出	10:13	14:13	17:13
	清水	10:14	14:14	17:14
	市場	10:14	14:14	17:14
	辰水小学校前	10:15	14:15	17:15
	辰水農協前	10:16	14:16	17:16
	高座原口	10:17	14:17	17:17
	日南田	10:17	14:17	17:17
	日南田口	10:18	14:18	17:18
	坂井	10:23	14:23	17:23
	高座原	10:27	14:27	17:27
	船山	10:28	14:28	17:28
	穴倉東	10:31	14:31	17:31
	穴倉	10:32	14:32	17:32
	中穴倉	10:33	14:33	17:33
	南穴倉	10:34	14:34	17:34
	美里保健センター	10:38	14:38	
	美里総合支所	10:39	14:39	17:38

南西部（一志） 地域版

運賃
中学生以上
200円

- 小学生100円 ●乳幼児無料
- 回数乗車券（1組12枚で10枚分の金額）
 - ※障害者手帳等の交付を受けた方及びその介護者の運賃は半額
 - ※シルバーエミカの提示により無料
 - ※松阪市域内（伊勢中川駅東口～嬉野平生の区間）のみ乗車する場合は100円

お問い合わせ先
●一志総合支所地域振興課 293-3000
●交通政策課 229-3289

一志東・伊勢中川駅ルート（月・水・土曜日）

【往】 u3_ujS 0 (24)0 (23)0 (23)0 (23)

バス停留所名	月・水・土曜日			
伊勢中川駅東口	・ ・ ・	9:50	12:41	15:26
嬉野中川新町2丁目	・ ・ ・	9:51	12:42	15:27
MEGAドン・キホーテUNY嬉野店	・ ・ ・	9:53	12:44	15:29
ココカラファイン嬉野店	・ ・ ・	9:56	12:47	15:32
嬉野宮古	・ ・ ・	9:58	12:49	15:34
嬉野平生	・ ・ ・	10:00	12:51	15:36
片野集会所	8:00	10:02	12:53	15:38
姫路集会所	8:03	10:05	12:56	15:41
虹が丘集会所	8:06	10:08	12:59	15:44
トレーニングジムan	8:08	10:10	13:01	15:46
小山台地	8:09	10:11	13:02	15:47
小山	8:11	10:13	13:04	15:49
みのりヶ丘	8:14	10:16	13:07	15:52
コスモスクリニック	8:17	10:19	13:10	15:55
川合文化会館	8:19	10:21	13:12	15:57
J A川合支店	8:20	10:22	13:13	15:58
西川原集会所	8:22	10:24	13:15	16:00
◎川合高岡駅	8:24	10:26	13:17	16:02
●一志総合支所	8:26	10:28	13:19	16:04
一志郵便局	8:28	10:30	13:21	16:06
一志ささベクリニック	8:32	10:34	13:25	16:10
マックスバリュート志店	8:35	10:37	13:28	16:13
ぎゅーとら一志店	8:38	10:40	13:31	16:16
関口整形外科	8:40	10:42	13:33	16:18
とことめの里一志	8:41	10:43	13:34	16:19

【復】 u3_ujS 0 (24)0 (23)0 (23)0 (23)

バス停留所名	月・水・土曜日			
とことめの里一志	8:49	11:18	14:28	16:29
関口整形外科	8:50	11:19	14:29	16:30
ぎゅーとら一志店	8:52	11:21	14:31	16:32
一志郵便局	8:55	11:24	14:34	16:35
一志ささベクリニック	8:59	11:28	14:38	16:39
マックスバリュート志店	9:02	11:31	14:41	16:42
●一志総合支所	9:04	11:33	14:43	16:44
◎川合高岡駅	9:06	11:35	14:45	16:46
西川原集会所	9:07	11:36	14:46	16:47
J A川合支店	9:09	11:38	14:48	16:49
川合文化会館	9:10	11:39	14:49	16:50
コスモスクリニック	9:12	11:41	14:51	16:52
みのりヶ丘	9:15	11:44	14:54	16:55
小山	9:17	11:46	14:56	16:57
小山台地	9:20	11:49	14:59	17:00
トレーニングジムan	9:21	11:50	15:00	17:01
虹が丘集会所	9:23	11:52	15:02	17:03
姫路集会所	9:26	11:55	15:05	17:06
片野集会所	9:29	11:58	15:08	17:09
嬉野平生	9:31	12:00	15:10	・ ・ ・
嬉野宮古	9:33	12:02	15:12	・ ・ ・
ココカラファイン嬉野店	9:35	12:04	15:14	・ ・ ・
MEGAドン・キホーテUNY嬉野店	9:38	12:07	15:17	・ ・ ・
嬉野中川新町2丁目	9:40	12:09	15:19	・ ・ ・
伊勢中川駅東口	9:42	12:11	15:21	・ ・ ・

一志西循環ルート（火・木・金曜日） u3_ujS (25)

【左回り】

バス停留所名	火・木・金曜日			
とことめの里一志	9:32	12:09	14:46	17:36
関口整形外科	9:33	12:10	14:47	17:37
ぎゅーとら一志店	9:36	12:13	14:50	17:40
一志郵便局	9:37	12:14	14:51	17:41
マックスバリュート志店	9:39	12:16	14:53	17:43
◎川合高岡駅	9:41	12:18	14:55	17:45
●一志総合支所	9:42	12:19	14:56	17:46
小淵医院	9:45	12:22	14:59	17:49
一志ささベクリニック	9:46	12:23	15:00	17:50
一志眼科	9:48	12:25	15:02	17:52
高岡老人憩いの家	9:49	12:26	15:03	17:53
中川原	9:51	12:28	15:05	17:55
善応寺団地	9:53	12:30	15:07	17:57
庄田	9:59	12:36	15:13	18:03
其倉	10:02	12:39	15:16	18:06
伊勢石橋駅	10:05	12:42	15:19	18:09
片山集会所	10:08	12:45	15:22	18:12
村出集会所	10:10	12:47	15:24	18:14
上出公会所	10:11	12:48	15:25	18:15
下井生	10:16	12:53	15:30	18:20
中井生	10:17	12:54	15:31	18:21
井生公民館前	10:18	12:55	15:32	18:22
上井生	10:19	12:56	15:33	18:23
大仰	10:26	13:03	15:40	18:30
関口整形外科	10:30	13:07	15:44	18:34
とことめの里一志	10:31	13:08	15:45	18:35

【右回り】

バス停留所名	火・木・金曜日			
とことめの里一志	7:40	10:36	13:13	16:00
関口整形外科	7:41	10:37	13:14	16:01
大仰	7:45	10:41	13:18	16:05
上井生	7:52	10:48	13:25	16:12
井生公民館前	7:53	10:49	13:26	16:13
中井生	7:54	10:50	13:27	16:14
下井生	7:55	10:51	13:28	16:15
上出公会所	8:00	10:56	13:33	16:20
村出集会所	8:01	10:57	13:34	16:21
片山集会所	8:03	10:59	13:36	16:23
伊勢石橋駅	8:06	11:02	13:39	16:26
其倉	8:09	11:05	13:42	16:29
庄田	8:12	11:08	13:45	16:32
善応寺団地	8:18	11:14	13:51	16:38
中川原	8:20	11:16	13:53	16:40
高岡老人憩いの家	8:22	11:18	13:55	16:42
一志眼科	8:23	11:19	13:56	16:43
一志ささベクリニック	8:24	11:20	13:57	16:44
小淵医院	8:25	11:21	13:58	16:45
●一志総合支所	8:28	11:24	14:01	16:48
◎川合高岡駅	8:29	11:25	14:02	16:49
マックスバリュート志店	8:31	11:27	14:04	16:51
一志郵便局	8:33	11:29	14:06	16:53
ぎゅーとら一志店	8:35	11:31	14:08	16:55
関口整形外科	8:38	11:34	14:11	16:58
とことめの里一志	8:39	11:35	14:12	16:59

（乗り継ぎ交通機関） （乗り継ぎバス停）

◎ 近鉄

● 三重交通

※乗り継ぎバス停での乗り継ぎが難しい便もございます。事前に各種交通機関のダイヤをご確認ください。
※年末年始（12／29～1／3）は運休します。

南西部（白山）地域版

運賃
中学生以上
200円

●小学生100円 ●乳幼児無料
●回数乗車券（1組12枚で10枚分の金額）
※障害者手帳等の交付を受けた方及びその介護者の運賃は半額
※シルバーエミカの特典により無料

お問い合わせ先

●白山総合支所地域振興課 262-7011
●交通政策課 229-3289

八対野・大三ルート

【往】 u3 ujS 0 (13) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 (14) 0

バス停留所名	毎日						
● 榑原車庫前 0 0 0 0	7:08	-	-	-	-	-	18:52
寺野	7:09	-	-	-	-	-	18:53
落合橋	7:10	-	-	-	-	-	18:54
八知山	7:11	-	-	-	-	-	18:55
白雲荘前	7:12	-	-	-	-	-	18:56
奥佐田	7:15	-	-	-	-	-	18:59
佐田	7:18	-	-	-	-	-	19:02
◎ 榑原温泉口駅	7:18	-	-	-	-	-	19:02
文化センター		-	-	11:00	13:55	-	
きずな		-	-	11:01	13:56	-	
大三小学校前		-	-	11:02	13:57	-	
大三駅前		-	-	11:02	13:57	-	
二本木		-	-	11:03	13:58	-	
マックスバリュ（白山店）		-	-	11:06	14:01	-	
岡		-	-	11:07	14:02	-	
倭駐在所前		-	-	11:10	14:05	-	
F中ノ村		-	-	11:10	14:05	-	
倭農協前		-	-	11:11	14:06	-	
佐田		-	-	11:12	14:07	-	
◎ 榑原温泉口駅	7:18	8:10	9:27	11:13	14:08	16:15	19:02
佐田	7:19	8:11	9:28	11:14	14:09	16:16	19:03
倭農協前	7:19	8:11	9:28	11:14	14:09	16:16	19:03
F中ノ村	7:20	8:12	9:29	11:15	14:10	16:17	19:04
倭駐在所前	7:20	8:12	9:29	11:15	14:10	16:17	19:04
関谷	7:22	8:14	9:31	11:17	14:12	16:19	19:06
グリーンタウン			9:33	11:19	14:14	16:21	19:08
グリーンタウン東			9:34	11:20	14:15	16:22	19:09
Fグリーンタウン			9:35	11:21	14:16	16:23	19:10
成願寺前	7:23	8:15	9:37	11:23	14:18	16:25	19:12
川久保	7:24	8:16	9:38	11:24	14:19	16:26	19:13
垣内	7:25	8:17	9:39	11:25	14:20	16:27	19:14
八対野 1 区	7:26	8:18	9:40	11:26	14:21	16:28	19:15
F内野	7:27	8:19	9:41	11:27	14:22	16:29	19:16
八対野 3 区	7:28	8:20	9:42	11:28	14:23	16:30	19:17
八対野 4 区	7:29	8:21	9:43	11:29	14:24	16:31	19:18
ハツ山出張所前	7:31	8:23	9:45	11:31	14:26	16:33	19:20
ハツ山駐在所前	7:31	8:23	9:45	11:31	14:26	16:33	19:20
算所	7:32	8:24	9:46	11:32	14:27	16:34	19:21
山田野美里区	7:33	8:25	9:47	11:33	14:28	16:35	19:22
魚石前	7:34	8:26	9:48	11:34	14:29	16:36	19:23
下司名	7:35	8:27	9:49	11:35	14:30	16:37	19:24
山田野	7:36	8:28	9:50	11:36	14:31	16:38	19:25
F藤	7:37	8:29	9:51	11:37	14:32	16:39	19:26
飛野	7:37	8:29	9:51	11:37	14:32	16:39	19:26
藤	7:38	8:30	9:52	11:38	14:33	16:40	19:27
家城小学校前	7:39	8:31	9:53	11:39	14:34	16:41	19:28
★ 一志病院	7:40	8:32	9:54	11:40	14:35	16:42	19:29
白山高校前	-	8:33	-	-	-	-	-
魚九前	-	8:34	-	-	-	-	-
△ 家城駅前	-	8:35	-	-	-	-	-

【復】 u3 ujS 0 0 (14)

バス停留所名	毎日						
★ 一志病院	7:40	9:00	10:15	12:40	15:48	18:10	19:30
家城小学校前	7:41	9:01	10:16	12:41	15:49	18:11	19:31
藤	7:42	9:02	10:17	12:42	15:50	18:12	19:32
飛野	7:43	9:03	10:18	12:43	15:51	18:13	19:33
F藤	7:43	9:03	10:18	12:43	15:51	18:13	19:33
山田野	7:44	9:04	10:19	12:44	15:52	18:14	19:34
下司名	7:45	9:05	10:20	12:45	15:53	18:15	19:35
魚石前	7:46	9:06	10:21	12:46	15:54	18:16	19:36
山田野美里区	7:47	9:07	10:22	12:47	15:55	18:17	19:37
算所	7:48	9:08	10:23	12:48	15:56	18:18	19:38
ハツ山駐在所前	7:48	9:08	10:23	12:48	15:56	18:18	19:38
ハツ山出張所前	7:49	9:09	10:24	12:49	15:57	18:19	19:39
八対野 4 区	7:51	9:11	10:26	12:51	15:59	18:21	19:41
八対野 3 区	7:52	9:12	10:27	12:52	16:00	18:22	19:42
F内野	7:53	9:13	10:28	12:53	16:01	18:23	19:43
八対野 1 区	7:54	9:14	10:29	12:54	16:02	18:24	19:44
垣内	7:55	9:15	10:30	12:55	16:03	18:25	19:45
川久保	7:56	9:16	10:31	12:56	16:04	18:26	19:46
成願寺前	7:57	9:17	10:32	12:57	16:05	18:27	19:47
Fグリーンタウン	7:58	9:18	10:33	12:58	16:06	18:28	19:48
グリーンタウン東	8:00	9:20	10:35	13:00	16:08	18:30	19:50
グリーンタウン	8:01	9:21	10:36	13:01	16:09	18:31	19:51
関谷	8:03	9:23	10:38	13:03	16:11	18:33	19:53
倭駐在所前	8:04	9:24	10:39	13:04	16:12	18:34	19:54
F中ノ村	8:05	9:25	10:40	13:05	16:13	18:35	19:55
倭農協前	8:06	9:26	10:41	13:06	16:14	18:36	19:56
佐田	8:06	9:26	10:41	13:06	16:14	18:36	19:56
◎ 榑原温泉口駅	8:07	9:27	10:42	13:07	16:15	18:37	19:57
佐田	-	-	10:43	13:08	-		-
倭農協前	-	-	10:43	13:08	-		-
F中ノ村	-	-	10:44	13:09	-		-
倭駐在所前	-	-	10:44	13:09	-		-
岡	-	-	10:47	13:12	-		-
マックスバリュ（白山店）	-	-	10:49	13:14	-		-
二本木	-	-	10:52	13:17	-		-
大三駅前	-	-	10:52	13:17	-		-
大三小学校前	-	-	10:53	13:18	-		-
きずな	-	-	10:54	13:19	-		-
文化センター	-	-	10:55	13:20	-		-
◎ 榑原温泉口駅	-	-	-	-	-	18:37	-
佐田	-	-	-	-	-	18:37	-
奥佐田	-	-	-	-	-	18:38	-
白雲荘前	-	-	-	-	-	18:43	-
八知山	-	-	-	-	-	18:44	-
落合橋	-	-	-	-	-	18:45	-
寺野	-	-	-	-	-	18:46	-
榑原車庫前	-	-	-	-	-	18:47	-

（乗り継ぎ交通機関） ●三重交通 ◎近鉄 ★他のコミュニティバス

（乗り継ぎバス停）

※年末年始（12/29～1/3）は運休

※ 部分は週3日（月、水、金曜日）のみ運行

南西部（美杉）地域版

運賃
中学生以上
200円

- 小学生100円 ●乳幼児無料
- 回数乗車券（1組12枚で10枚分の金額）
- ※障害者手帳等の交付を受けた方及びその介護者の運賃は半額
- ※シルバーエミカの提示により無料

お問い合わせ先
●美杉総合支所地域振興課 272-8080
●交通政策課 229-3289

美杉西ルート

【往】 u3 ujS 0 (19)0 (20)0 (21)0 (20)

バス停留所名		月・水・金曜日			
	川上	6:45	9:15	13:15	15:52
	川上橋	6:46	9:16	13:16	15:53
	前原	6:51	9:21	13:21	15:58
	前原下	6:53	9:23	13:23	16:00
	伊勢奥津駅前	6:56	9:26	13:26	16:03
	境橋	6:58			
	下垣内	6:59			
	寺村	7:00			
	伊勢地出張所前	7:01			
	払戸	7:03			
	杉平	7:05			
	小屋	7:07			
●	敷津	7:10			
	小屋	7:13			
	杉平	7:15			
	払戸	7:17			
	伊勢地出張所前	7:19			
	寺村	7:20			
	大妻	7:21			
	逢坂	7:23			
	老ヶ野	7:26			
	老ヶ野第3公民館前	7:28			
	相戸	7:30			
	大御堂公民館前	7:31			
	美杉小学校前		9:28	13:28	16:05
	津市家庭医療クリニック北		9:29	13:29	16:06
	波簷		9:31	13:31	16:08
	比津		9:34	13:34	16:11
	商工会館前	7:33	9:40	13:40	16:17
	エーコープJAみすぎ店前	7:34	9:41	13:41	16:18
★	美杉総合支所前	7:36	9:43	13:43	16:20
	万世橋	7:38	9:45	13:45	16:22
	小西	7:40	9:47	13:47	16:24
	伊勢鎌倉駅前	7:41	9:48	13:48	16:25
	立花橋	7:42	9:49	13:49	16:26
	大野	7:44	9:51	13:51	16:28
	小原	7:46	9:53	13:53	16:30
	上平	7:47	9:54	13:54	16:31
	掛ノ脇	7:48	9:55	13:55	16:32
	中原	7:50	9:57	13:57	16:34
	竹原出張所前	7:51	9:58	13:58	16:35
	中野	7:52	9:59	13:59	16:36
△	竹原	7:53	10:00	14:00	16:37
	持経	7:54	10:01	14:01	16:38
	F柳谷橋	7:56	10:03	14:03	16:40
	立町	7:57	10:04	14:04	16:41
	魚九前	7:58	10:05	14:05	16:42
	白山高校前	7:59	10:06	14:06	16:43
★	一志病院	8:00	10:07	14:07	16:44
	家城駅前	…	10:10	…	16:47
	関ノ宮	…	10:15	…	16:52
	マックスバリュ（川口店）	…	10:16	…	16:53

【復】 u3 ujS 0 (21)0 (20)0 (21)0 (22)

バス停留所名		月・水・金曜日			
	マックスバリュ（川口店）	…	12:08	…	17:48
	関ノ宮	…	12:09	…	17:49
★	一志病院	8:20	12:17	14:42	17:57
	白山高校前	8:21	12:18	14:43	17:58
	魚九前	8:22	12:19	14:44	17:59
△	家城駅前	8:23	12:20	14:45	18:00
	立町	8:24	12:21	14:46	18:01
	F柳谷橋	8:25	12:22	14:47	18:02
	持経	8:27	12:24	14:49	18:04
	竹原	8:28	12:25	14:50	18:05
	中野	8:29	12:26	14:51	18:06
	竹原出張所前	8:30	12:27	14:52	18:07
	中原	8:31	12:28	14:53	18:08
	掛ノ脇	8:33	12:30	14:55	18:10
	上平	8:34	12:31	14:56	18:11
	小原	8:35	12:32	14:57	18:12
	大野	8:37	12:34	14:59	18:14
	立花橋	8:39	12:36	15:01	18:16
	伊勢鎌倉駅前	8:40	12:37	15:02	18:17
	小西	8:41	12:38	15:03	18:18
	万世橋	8:43	12:40	15:05	18:20
★	美杉総合支所前	8:45	12:42	15:07	18:22
	エーコープJAみすぎ店前	8:46	12:43	15:08	18:23
	商工会館前	8:48	12:45	15:10	18:25
	大御堂公民館前				18:27
	相戸				18:28
	老ヶ野第3公民館前				18:30
	老ヶ野				18:32
	逢坂				18:35
	大妻				18:37
	寺村				18:38
	伊勢地出張所前				18:39
	払戸				18:41
	杉平				18:43
	小屋				18:45
●	敷津				18:48
	小屋				18:51
	杉平				18:53
	払戸				18:55
	伊勢地出張所前				18:56
	寺村				18:57
	下垣内				18:58
	境橋				18:59
	比津	8:54	12:51	15:16	
	波簷	8:57	12:54	15:19	
	津市家庭医療クリニック北	8:59	12:56	15:21	
	美杉小学校前	9:00	12:57	15:22	
△	伊勢奥津駅前	9:02	12:59	15:24	19:01
	前原下	9:05	13:02	15:27	19:04
	前原	9:07	13:04	15:29	19:06
	川上橋	9:12	13:09	15:34	19:11
	川上	9:13	13:10	15:35	19:12

美杉循環ルート

【左回り】

バス停留所名		火・木曜日					
●	敷津	7:10	—	9:30	11:50	—	18:35
	小屋	7:13	—	9:33	11:53	—	18:38
	杉平	7:15	—	9:35	11:55	—	18:40
	払戸	7:17	—	9:37	11:57	—	18:42
	伊勢地出張所前	7:18	—	9:38	11:58	—	18:43
	寺村	7:19	—	9:39	11:59	—	18:44
	下垣内	7:20	—	9:40	12:00	—	18:45
	境橋	7:21	—	9:41	12:01	—	18:46
△	伊勢奥津駅前	7:24	7:40	9:44	12:04	13:02	14:38
	美杉小学校前	—	7:42	9:46	12:06	13:04	14:40
	津市家庭医療クリニック北	—	7:43	9:47	12:07	13:05	14:41
	上多気交差点西	—	7:47	9:51	12:11	13:09	14:45
	大橋	—	7:47	9:51	12:11	13:09	14:45
	ふるさと資料館前	—	7:47	9:51	12:11	13:09	14:45
	北畠神社前	—	7:48	9:52	12:12	13:10	14:46
	道の駅美杉	—		9:56	12:16	13:14	14:50
	下多気	—	7:50	—	—	—	—
	白口	—	7:52	—	—	—	—
	野登瀬	—	7:53	—	—	—	—
	中津	—	8:02	—	—	—	—
	上村橋	—	8:03	—	—	—	—
	上村	—	8:04	—	—	—	—
	下之川農協前	—	8:05	—	—	—	—
	下之川生活改善センター前	—	8:06	—	—	—	—
	下之川出張所前	—	8:06	—	—	—	—
	中村	—	8:06	—	—	—	—
	山本	—	8:07	—	—	—	—
	太作	—	8:09	—	—	—	—
	山口	—	8:11	—	—	—	—
	篠ヶ広	—	8:12	—	—	—	—
	脇ヶ野	—	8:14	—	—	—	—
	寺広	—	8:16	—	—	—	—
	君ヶ野ダム公園前	—	8:22	—	—	—	—
	レークサイド君ヶ野前	—	8:24	—	—	—	—
	梅ヶ広	—	8:26	—	—	—	—
	伊勢竹原駅前	—	8:28	—	—	—	—
	竹原	—	8:29	—	—	—	—
	中野	—	8:30	—	—	—	—
	竹原出張所前	—	8:31	—	—	—	—
	中原	—	8:32	—	—	—	—
	掛ノ脇	—	8:34	—	—	—	—
	上平	—	8:35	—	—	—	—
	小原	—	8:36	—	—	—	—
	大野	—	8:38	—	—	—	—
	立花橋	—	8:41	—	—	—	—
	伊勢鎌倉駅前	—	8:42	—	—	—	—
	小西	—	8:43	—	—	—	—
	万世橋	—	8:45	—	—	—	—
	美杉総合支所前	—	8:47	—	—	—	—
	エーコープJAみすぎ店前	—	8:48	—	—	—	—
	商工会館前	—	8:50	—	—	—	—
	比津	—	8:56	—	—	—	—
	波簷	—	8:59	—	—	—	—
	津市家庭医療クリニック北	—	9:01	—	—	—	—
	美杉小学校前	—	9:02	—	—	—	—
	伊勢奥津駅前	—	9:04	—	—	—	—

【右回り】

バス停留所名		火・木曜日							
	伊勢奥津駅前	-	-	-	-	-	-	15:42	-
	美杉小学校前	-	-	-	-	-	-	15:44	-
	津市家庭医療クリニック北	-	-	-	-	-	-	15:45	-
	波簷	-	-	-	-	-	-	15:47	-
	比津	-	-	-	-	-	-	15:50	-
	商工会館前	-	-	-	-	-	-	15:56	-
	エコープJAみすぎ店前	-	-	-	-	-	-	15:58	-
	美杉総合支所前	-	-	-	-	-	-	15:59	-
	万世橋	-	-	-	-	-	-	16:01	-
	小西	-	-	-	-	-	-	16:03	-
	伊勢鎌倉駅前	-	-	-	-	-	-	16:04	-
	立花橋	-	-	-	-	-	-	16:05	-
	大野	-	-	-	-	-	-	16:08	-
	小原	-	-	-	-	-	-	16:10	-
	上平	-	-	-	-	-	-	16:11	-
	掛ノ脇	-	-	-	-	-	-	16:12	-
	中原	-	-	-	-	-	-	16:14	-
	竹原出張所前	-	-	-	-	-	-	16:15	-
	中野	-	-	-	-	-	-	16:16	-
	竹原	-	-	-	-	-	-	16:17	-
	伊勢竹原駅前	-	-	-	-	-	-	16:18	-
	梅ヶ広	-	-	-	-	-	-	16:20	-
	レークサイド君ヶ野前	-	-	-	-	-	-	16:22	-
	君ヶ野ダム公園前	-	-	-	-	-	-	16:24	-
	寺広	-	-	-	-	-	-	16:30	-
	脇ヶ野	-	-	-	-	-	-	16:32	-
	篠ヶ広	-	-	-	-	-	-	16:34	-
	山口	-	-	-	-	-	-	16:35	-
	太作	-	-	-	-	-	-	16:37	-
	山本	-	-	-	-	-	-	16:39	-
	中村	-	-	-	-	-	-	16:40	-
	下之川出張所前	-	-	-	-	-	-	16:40	-
	下之川生活改善センター前	-	-	-	-	-	-	16:40	-
	下之川農協前	-	-	-	-	-	-	16:41	-
	上村	-	-	-	-	-	-	16:42	-
	上村橋	-	-	-	-	-	-	16:43	-
	中津	-	-	-	-	-	-	16:44	-
	野登瀬	-	-	-	-	-	-	16:53	-
	白口	-	-	-	-	-	-	16:54	-
	下多気	-	-	-	-	-	-	16:56	-
	道の駅美杉	-	-	11:11	12:50	14:26	14:50		-
	北畠神社前	-	-	11:15	12:54	14:30	14:54	16:58	-
	ふるさと資料館前	-	-	11:16	12:55	14:31	14:55	16:59	-
	大橋	-	-	11:16	12:55	14:31	14:55	16:59	-
	道の駅美杉	-	-					17:01	-
	上多気交差点西	-	-	11:16	12:55	14:31	14:55	17:03	-
	津市家庭医療クリニック北	-	-	11:20	12:59	14:35	14:59	17:07	-
	美杉小学校前	-	-	11:21	13:00	14:36	15:00	17:08	-
△	伊勢奥津駅前	6:56	9:04	11:23	13:02	14:38	15:02	17:10	17:30
	境橋	6:59	9:07	11:26	-	-	-	-	17:33
	下垣内	7:00	9:08	11:27	-	-	-	-	17:34
	寺村	7:01	9:09	11:28	-	-	-	-	17:35
	伊勢地出張所前	7:02	9:10	11:29	-	-	-	-	17:36
	弘戸	7:03	9:11	11:30	-	-	-	-	17:37
	杉平	7:05	9:13	11:32	-	-	-	-	17:39
	小屋	7:07	9:15	11:34	-	-	-	-	17:41
●	敷津	7:10	9:18	11:37	-	-	-	-	17:44

美杉東ルート

【往】		u3 ujS 0	(15)0 0	(16)0 0	(15)0 0	(16)
バス停留所名		月・水・金曜日				
	丹生俣	6:58	…	13:20	…	
	中俣	6:59	…	13:21	…	
	平生	7:00	…	13:22	…	
	下組	7:02	…	13:24	…	
	小津	7:05	…	13:27	…	
	伊勢奥津駅前		9:14		15:51	
	美杉小学校前		9:16		15:53	
	津市家庭医療クリニック北		9:17		15:54	
	上多気交差点西		9:21		15:58	
	上多気交差点南	7:06		13:28		
	大橋	7:06	9:21	13:28	15:58	
	ふるさと資料館前	7:06	9:21	13:28	15:58	
	北畠神社前	7:07	9:22	13:29	15:59	
	下多気	7:09	9:24	13:31	16:01	
	白口	7:11	9:26	13:33	16:03	
	野登瀬	7:12	9:27	13:34	16:04	
	中津	7:21	9:36	13:43	16:13	
	上村橋	7:22	9:37	13:44	16:14	
	上村	7:23	9:38	13:45	16:15	
	下之川農協前	7:24	9:39	13:46	16:16	
	下之川生活改善センター前	7:25	9:40	13:47	16:17	
	下之川出張所前	7:25	9:40	13:47	16:17	
	中村	7:25	9:40	13:47	16:17	
	山本	7:26	9:41	13:48	16:18	
	太作	7:28	9:43	13:50	16:20	
	山口	7:30	9:45	13:52	16:22	
	篠ヶ広	7:31	9:46	13:53	16:23	
	脇ヶ野	7:33	9:48	13:55	16:25	
	寺広	7:35	9:50	13:57	16:27	
	君ヶ野ダム公園前	7:41	9:56	14:03	16:33	
	レークサイド君ヶ野前	7:43	9:58	14:05	16:35	
	梅ヶ広	7:45	10:00	14:07	16:37	
△	伊勢竹原駅前	7:47	10:02	14:09	16:39	
	竹原	7:48	10:03	14:10	16:40	
	持経	7:49	10:04	14:11	16:41	
	F柳谷橋	7:51	10:06	14:13	16:43	
	立町	7:52	10:07	14:14	16:44	
	魚九前	7:54	10:09	14:16	16:46	
	白山高校前	7:55	10:10	14:17	16:47	
★	一志病院	7:56	10:11	14:18	16:48	
△	家城駅前	…	10:14	…	16:51	
	関ノ宮	…	10:19	…	16:56	
	マックスバリュ（川口店）	…	10:20	…	16:57	

【復】		u3 ujS 0	(17)0 0	(18)0 0	(17)0 0	(18)
バス停留所名		月・水・金曜日				
	マックスバリュ（川口店）	…	12:08	…	17:59	
	関ノ宮	…	12:09	…	18:00	
★	一志病院	8:10	12:17	14:40	18:08	
	白山高校前	8:11	12:18	14:41	18:09	
	魚九前	8:12	12:19	14:42	18:10	
△	家城駅前	8:13	12:20	14:43	18:11	
	立町	8:14	12:21	14:44	18:12	
	F柳谷橋	8:15	12:22	14:45	18:13	
	持経	8:17	12:24	14:47	18:15	
	竹原	8:18	12:25	14:48	18:16	
	伊勢竹原駅前	8:19	12:26	14:49	18:17	
	梅ヶ広	8:21	12:28	14:51	18:19	
	レークサイド君ヶ野前	8:23	12:30	14:53	18:21	
	君ヶ野ダム公園前	8:25	12:32	14:55	18:23	
	寺広	8:31	12:38	15:01	18:29	
	脇ヶ野	8:33	12:40	15:03	18:31	
	篠ヶ広	8:35	12:42	15:05	18:33	
	山口	8:36	12:43	15:06	18:34	
	太作	8:38	12:45	15:08	18:36	
	山本	8:40	12:47	15:10	18:38	
	中村	8:41	12:48	15:11	18:39	
	下之川出張所前	8:41	12:48	15:11	18:39	
	下之川生活改善センター前	8:41	12:48	15:11	18:39	
	下之川農協前	8:42	12:49	15:12	18:40	
	上村	8:43	12:50	15:13	18:41	
	上村橋	8:44	12:51	15:14	18:42	
	中津	8:45	12:52	15:15	18:43	
	野登瀬	8:54	13:01	15:24	18:52	
	白口	8:55	13:02	15:25	18:53	
	下多気	8:57	13:04	15:27	18:55	
	北畠神社前	8:59	13:06	15:29	18:57	
	ふるさと資料館前	9:00	13:07	15:30	18:58	
	大橋	9:00	13:07	15:30	18:58	
	上多気交差点南		13:07		18:58	
	上多気交差点西	9:00		15:30		
	津市家庭医療クリニック北	9:04		15:34		
	美杉小学校前	9:05		15:35		
	伊勢奥津駅前	9:07		15:37		
	小津	…	13:08	…	18:59	
	下組	…	13:11	…	19:02	
	平生	…	13:13	…	19:04	
	中俣	…	13:14	…	19:05	
	丹生俣	…	13:15	…	19:06	

美杉南ルート

【復】		水曜日			
バス停留所名		水曜日			
	丹生俣	8:47	10:55	15:17	
	中俣	8:48	10:56	15:18	
	平生	8:49	10:57	15:19	
	下組	8:51	10:59	15:21	
	小津	8:54	11:02	15:24	
	上多気交差点南	8:55	11:03	15:25	
	津市家庭医療クリニック北	8:59	11:07	15:29	
	美杉小学校前	9:00	11:08	15:30	
	伊勢奥津駅前	9:02	11:10	15:32	
	境橋	9:04	11:12	15:34	
	下垣内	9:05	11:13	15:35	
	寺村	9:06	11:14	15:36	
	伊勢地出張所前	9:07	11:15		
	払戸	9:09	11:17		
	杉平	9:11	11:19		
	三多気	9:12	11:20		
	三多気集会所前	9:14	11:22		
	三多気	9:16	11:24		
	杉平	9:17	11:25		
	払戸	9:19			
	伊勢地出張所前	9:21			
	寺村	9:22			
	大妻	9:23		15:37	
	逢坂	9:25		15:39	
	老ヶ野	9:28		15:42	
	老ヶ野第3公民館前	9:30		15:44	
	相戸	9:32		15:46	
	大御堂公民館前	9:33		15:47	
	商工会館前	9:35		15:49	
	エーコープJAみすぎ店前	9:37		15:51	
△★	美杉総合支所前	9:38		15:52	
	小屋	…	11:27	…	
	敷津	…	11:30	…	
	上太郎生	…	11:33	…	
	東出	…	11:34	…	
	西垣内	…	11:34	…	
	中太郎生	…	11:35	…	
	南出口	…	11:36	…	
	太郎生小学校前	…	11:36	…	
	瑞穂	…	11:37	…	
	萩原	…	11:38	…	
	寺垣内	…	11:39	…	
	太郎生殿橋	…	11:40	…	
	太郎生殿	…	11:40	…	
	上登	…	11:41	…	
	下登	…	11:42	…	
	下太郎生	…	11:43	…	
	猿子	…	11:46	…	
	飯垣内	…	11:47	…	

【往】		水曜日			
バス停留所名		水曜日			
	飯垣内	7:53	…	11:48	…
	猿子	7:54	…	11:49	…
	下太郎生	7:57	…	11:52	…
	下登	7:58	…	11:53	…
	上登	7:59	…	11:54	…
	太郎生殿	8:00	…	11:55	…
	太郎生殿橋	8:00	…	11:55	…
	寺垣内	8:01	…	11:56	…
	萩原	8:02	…	11:57	…
	瑞穂	8:03	…	11:58	…
	太郎生小学校前	8:04	…	11:59	…
	南出口	8:04	…	11:59	…
	中太郎生	8:05	…	12:00	…
	西垣内	8:06	…	12:01	…
	東出	8:06	…	12:01	…
	上太郎生	8:07	…	12:02	…
	敷津	8:10	…	12:05	…
	小屋	8:13	…	12:08	…
△★	美杉総合支所前		10:18		12:46
	エーコープJAみすぎ店前		10:19		12:47
	商工会館前		10:21		12:49
	大御堂公民館前		10:23		12:51
	相戸		10:24		12:52
	老ヶ野第3公民館前		10:26		12:54
	老ヶ野		10:28		12:56
	逢坂		10:31		12:59
	大妻		10:33		13:01
	寺村		10:34		13:02
	伊勢地出張所前				13:03
	払戸				13:05
	杉平	8:15			13:07
	三多気	8:16			13:08
	三多気集会所前	8:18			13:10
	三多気	8:20			13:12
	杉平	8:21		12:10	13:13
	払戸	8:23		12:12	13:15
	伊勢地出張所前	8:25		12:14	13:17
	寺村	8:26		12:15	13:18
	大妻			12:16	13:19
	逢坂			12:18	13:21
	老ヶ野			12:21	13:24
	老ヶ野第3公民館前			12:23	13:26
	相戸			12:25	13:28
	大御堂公民館前			12:26	13:29
	商工会館前			12:28	13:31
	エーコープJAみすぎ店前			12:30	13:33
	美杉総合支所前			12:31	13:34
	下垣内	8:27	10:35	…	…
	境橋	8:28	10:36	…	…
	伊勢奥津駅前	8:29	10:37	…	…
	美杉小学校前	8:31	10:39	…	…
	津市家庭医療クリニック北	8:32	10:40	…	…
	上多気交差点南	8:36	10:44	…	…
	小津	8:37	10:45	…	…
	下組	8:40	10:48	…	…
	平生	8:42	10:50	…	…
	中俣	8:43	10:51	…	…
	丹生俣	8:44	10:52	…	…

（乗り継ぎ交通機関） △JR名松線 ★他のコミュニティバス

（乗り継ぎバス停）

※年末年始（12／29～1／3）は運休します。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	津市
-------	----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	136,975
交通不便地域等	2,613

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
2,613	美杉地域(竹原地区、八知地区、八幡地区、多気地区及び下之川地区)	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
第2次津市地域公共交通網形成計画	令和2年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

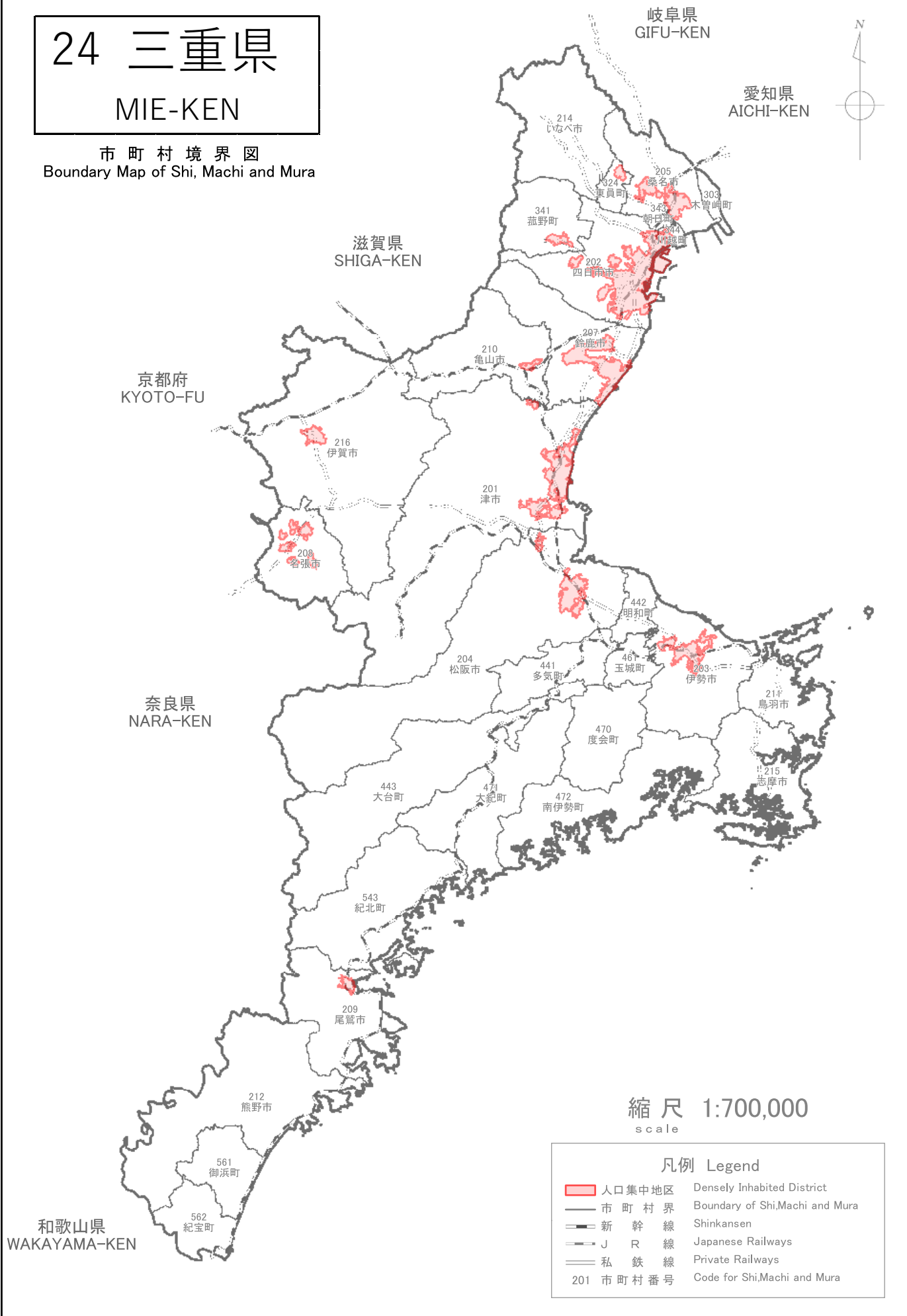
交通不便地域



24 三重県

MIE-KEN

市町村境界図
Boundary Map of Shi, Machi and Mura



津市コミュニティバスの収支率及び1人当たりの市負担額について

○ 令和3年度津市コミュニティバス事業費 【単位：円】

地域名	運行経費 (A)	使用料 収入 (B)	負担金 収入 (C)	補助金 収入 (D)	純支出 (A-B-C -D)	収支率 (B+C/ A)
久居	20,245,642	390,650	0	1,985,000	17,869,992	1.9%
河芸	4,204,345	124,860	0	901,000	3,178,485	3.0%
芸濃	5,037,074	74,000	0	1,255,000	3,708,074	1.5%
美里	22,495,000	79,950	0	5,329,000	17,086,050	0.4%
安濃	5,294,290	214,300	0	813,000	4,266,990	4.0%
一志	9,768,000	114,500	364,973	3,224,000	6,064,527	4.9%
白山	41,470,000	1,997,792	0	654,000	38,818,208	4.8%
美杉	28,489,173	329,360	0	8,969,000	19,190,813	1.2%
合計	137,003,524	3,325,412	364,973	23,130,000	110,183,139	2.7%

※ 車両購入に係る経費及び収入は除いている。

○ 令和4年度津市コミュニティバス事業費 【単位：円】

地域名	運行経費 (A)	使用料 収入 (B)	負担金 収入 (C)	補助金 収入 (D)	純支出 (A-B-C -D)	収支率 (B+C/ A)
久居	21,664,130	378,950	0	3,697,000	17,588,180	1.7%
河芸	5,541,722	139,400	0	1,135,000	4,267,322	2.5%
芸濃	5,092,568	63,200	0	1,052,000	3,977,368	1.2%
美里	23,001,000	86,450	0	4,697,000	18,217,550	0.4%
安濃	6,717,169	218,700	0	1,310,000	5,188,469	3.3%
一志	9,322,500	104,900	346,125	1,584,000	7,287,475	4.8%
白山	42,406,660	2,180,280	0	1,287,000	38,939,380	5.1%
美杉	30,226,307	360,424	0	5,275,000	24,590,883	1.2%
合計	143,972,056	3,532,304	346,125	20,037,000	120,056,627	2.7%

地域公共交通確保維持改善事業の概要(地域内フィーダー系統補助)

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内バス交通・デマンド交通の運行について支援する国の補助制度

1 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会

2 補助対象経費

補助対象系統に係る経常経費から経常収益を控除した額の1/2

【実績】

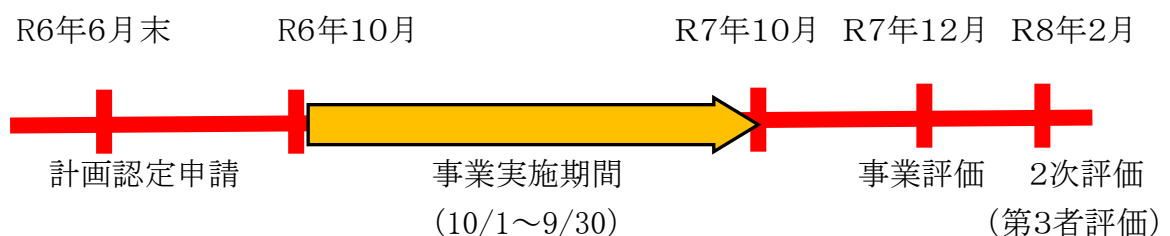
年度	補助額(千円)
令和2年度	23,130
令和3年度	23,130
令和4年度	20,037
令和5年度	18,437

3 主な補助要件

補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること

4 計画策定から事業評価までの流れ

(令和7年度事業)



中運交企第191号
令和6年3月21日

津市地域公共交通活性化協議会
会長 松本 幸正 殿

中部運輸局長
(公印省略)

令和4・5年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について(通知)

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般報告された標記事業にかかる一次評価について、これを基に二次評価を行ったため、別紙のとおり通知します。

なお、二次評価結果は協議会等において共有するとともに、次年度以降の計画等に反映いただくようお願いいたします。

【問合せ先】
中部運輸局交通政策部 交通企画課
TEL:052-952-8006

(別紙) 中部運輸局二次評価結果 令和6年3月21日付け中運交企第191号通知

自治体・協議会名	津市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

- ・コミュニティバスを運行する各地域で、「地域公共交通あり方検討会」を開催し、地域の声を丁寧に把握して施策に反映することで、利用が増加したことを評価します。
- ・他の交通機関との乗換案内を掲載した冊子の配布やコミュニティバスの利用の少ない地区に特化した周知を始め、工夫しながらモビリティマネジメントや利用促進に取り組まれていることを評価します。
- ・コミュニティバスが接続する地域間幹線バスの利用状況を注視していることが確認できました。

期待する取組

- ・目標について、イベント等の実施回数を指標として設定されていますが、実施に伴って公共交通に関する市民意識が向上しているかを評価するような指標を検討されることを期待します。
- ・分析に際しては、それぞれの路線だけでなく、乗り継ぎや相互補完的な活用などについても分析されることを期待します。
- ・市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している系統について、引き続き、利用促進や系統維持に向け県や関係者と連携して取組を実施されるよう期待します。
- ・次期地域公共交通計画の策定に向け、これまでに得られた経験やデータ等も活用・分析し、反映されることを期待します。